

日本介護福祉養成施設協会

令和6年度 第30回日本介護福祉教育学会

学会テーマ

「地域包括ケアシステムにおける介護福祉士の役割と、そのための介護福祉教育」



- 開催日 令和7年2月15日（土）
- 主催 日本介護福祉教育学会
- 主管 日本介護福祉士養成施設協会・東海北陸ブロック実行委員会
- 後援 厚生労働省、文部科学省、日本社会福祉教育学会、日本介護学会、愛知県介護福祉士会、岐阜県介護福祉士会、静岡県介護福祉士会

表紙の作者紹介

中村周平さん

プロフィール

1990年浜松市生まれ。

生後間もなく脊髄性筋萎縮症を発症、人工呼吸器を装着。

特別支援学校在学中からパソコンで絵を描き始める。

現在、訪問看護師ヘルパー等の支援を受けながら在宅生活をし、わずかに動く両足の親指でマウス、トラックボールを操り創作活動グッズ制作を続けている。

中村周平さんのコメント

「中3の時に描きました。富士山からお日さまが出てくる所を描きました。湖にさかさまの富士山が出ていたらこんな感じかな、と思って描きました。ぼくが富士山を見たとき雪はなかったけれど、降っている方が富士山ぼく見えるかなと思って雪も描いてみました。」

*実行委員会メンバーが中村さんの創作の大ファン。今回の大会の表紙として中村さんをお願いをし、表紙のイラストとしてご提供をお願いしました。

目次

開催要項	1
プログラム	2
基調講演	3
シンポジウム	29
分科会	57
介護福祉士養成のあり方検討委員会進捗状況報告	83
実行委員会 名簿	96

開催要項

1. テーマ

「地域包括ケアシステムにおける介護福祉士の役割と、そのための介護福祉教育」

2. 趣旨

第一次ベビーブーム世代が揃って後期高齢者となる 2025 年を目途として、地域包括ケアシステムの構築の推進が図られてきた。しかし、超高齢社会の中で必要かつ重要な政策であるものの、その構築は必ずしも順調に進んでいるとは言えない。

今後、増大予測がなされている要介護高齢者数に対して、微増に留まっている介護福祉職数との乖離は、適切な介護福祉サービスの提供に困難を生じさせる。不測の事態を避けるためには、当然ながら地域包括ケアシステム構築の推進は不可欠であるし、また実質的な機能のために、介護福祉士の役割が従前以上に期待されている。

地域包括ケアシステムの一例を挙げるならば、医療・介護連携推進が図られ、機能した状態である。換言するならば、多職種連携の中で専門職それぞれが、専門性を発揮して役割を担っている状態である。地域社会の中で、医療・保健・福祉の専門職間で円滑な共有を行うためには、ICT 活用も不可欠となる。他にも、更なる重度化を遅らせるためには、根拠に基づく科学的情報介護の推進も求められている。このように高度化、複雑化する中で介護福祉士への期待や役割も変化してきている。

特に、介護現場における人材不足は喫緊の課題である。とはいえ、量的な確保のため、多様な介護福祉職を雇用するだけでは、多職種連携に対応できる介護福祉チームが機能するとは限らない。担い手不足を解消すべき新たな介護人材として、東南アジアを中心とした海外から技能実習生、特定技能として就労する外国人介護従事者も存在する。また介護福祉士養成校においては、外国人留学生も多く存在し、介護福祉職の担い手の多様性も増している。多様化した介護福祉チームの中で、目標を共有し、マネジメントできるチームリーダーとしての介護福祉士の役割も不可欠である。

地域包括ケアシステムが真に機能するためには、介護福祉職の量的充足のみならず、質的向上が担保されなければならない。介護福祉士への役割や期待が、高度化、複雑化、多様化する中で、改めて介護福祉士養成教育の進化や深化の必要性は言うまでもない。

今回の学会テーマを「地域包括ケアシステムにおける介護福祉士の役割と、そのための介護福祉教育」とし、多くの参加者の皆様とその具体的な推進について、議論を深めていきたい。

3. 日時 令和 7 年 2 月 15 日（土）9 時 30 分から 16 時 10 分

4. 会場 Zoom ウェビナー

5. 主催 日本介護福祉教育学会

6. 後援 厚生労働省（予定）、文部科学省（予定）、日本社会福祉教育学会（予定）
日本介護学会（予定）、愛知県介護福祉士会（予定）、岐阜県介護福祉士会（予定）
静岡県介護福祉士会（予定）

7. 主管 日本介護福祉士養成施設協会・東海北陸ブロック実行委員会

8. 費用 会員・一般 2,000 円、学生無料 *事前申し込みが必要です。

プログラム

9 : 30～9 : 45	<p>●開会式</p> <p>主催者代表挨拶 澤田 豊（日本介護福祉教育学会会長）</p> <p>大会長挨拶 下山久之（第30回日本介護福祉教育学会大会長）</p>
9 : 45～10 : 55	<p>●基調講演</p> <p>テーマ</p> <p>「地域包括ケアシステムにおける介護福祉士の役割と、そのための介護福祉教育」</p> <p>講師 神奈川県立大学名誉教授 太田貞司 氏</p>
11 : 00～12 : 30	<p>●シンポジウム</p> <p>テーマ「地域包括ケアシステムにおける介護福祉士の役割への期待」</p> <p>シンポジスト 災害福祉への期待と介護福祉教育</p> <p>静岡県立大学短期大学部 鈴木 俊文 氏</p> <p>シンポジスト 福祉科教育からの示唆</p> <p>愛知県立古知野高等学校 高木 諒 氏</p> <p>シンポジスト 老年看護との連携</p> <p>聖隷クリストファー大学看護学部 木村 暢男 氏</p> <p>コーディネーター：</p> <p>中部学院大学短期大学部 吉川 杉生 氏</p>
12 : 30～13 : 20	<p>昼休憩</p>
13 : 20～15 : 20	<p>●分科会発表</p> <p>4分科会（1分科会あたり発表者5～6名の予定）</p> <p>発表時間15分（質疑応答3～4分、交代1～2分）：1人あたり20分</p>
15 : 30～16 : 00	<p>●「介護福祉士養成のあり方検討委員会の進捗状況報告」（質疑応答10分）</p> <p>小笠原 靖治（介護福祉士養成のあり方検討委員会委員長）</p>
16 : 00～16 : 10	<p>●閉会式</p> <p>主催者代表挨拶 白井幸久（日本介護福祉教育学会副会長）</p> <p>次期主管挨拶 小淵隆志（第31回日本介護福祉教育学会実行委員長）</p>

基調講演

神奈川県立保健福祉大学名誉教授 太田 貞司 氏
(元 日本介護福祉学会会長)

【略歴】

北海道生まれ。北大文(哲)卒。九州市立大大学院修了(学術博士)。

荒川区保健所在宅ケア担当(非常勤)など福祉事務所・病院・保健所勤務後、1短大6大学で34年間の教員生活。2024年3月長野大学大学院特任教授退職。現神奈川県立保健福祉大学名誉教授。

(専門)

地域ケア論、介護福祉論。現在、日本のケアワーカーの介護福祉実践発展過程、地域包括ケアシステム及び介護福祉士の役割についての研究。

(活動)

日本介護福祉士会・認定外後福祉士認定認証機構副機構長。東京都社会福祉協議会監事。東京都社会福祉協議会監事。東京都荒川区介護保険運営協議会会長。東京都江戸川区介護保険運営協議会副会長。公益財団法人セントケア奨学財団選考委員長など。

(主な著書等)

『在宅ケアの条件』、『生活文化を支える介護』(編)、『地域ケアシステム』、『地域ケアシステム・シリーズ全4巻』(編集代表)、『地域ケアを拓く介護福祉学全6巻』(監修)、『介護福祉士実務者研修テキスト全5巻』(共編)、『介護職員初任者研修テキスト全2巻』(共編)、『介護福祉教育の展望』(共編)、「在宅ケアの課題に関する試論—老人介護事件の検討から」、「ホームヘルプサービスと「医療対象者」—「医療対象者」へのホームヘルプサービス導入の経緯」、「日本における介護福祉思想の起点」、「介護教育からみた介護福祉士のキャリアアップ」、「一番ヶ瀬社会福祉論と介護福祉論」、「フィンランドのラヒホイタヤーカーケアワーカーの再考—」、「介護職の職能集団の形成とチームリーダー」、「「介護福祉実践」事象をめぐる論争：1990年代後半-2000年代」、「地域共生社会と介護福祉士・職能団体の課題」、「「介護福祉実践」事象をめぐる論争：1990年代後半-2000年代(続)」、「「介護福祉実践」事象をめぐる論争—「介護」という言葉」、「日常生活の営み」支援における介護福祉の対象—1990年代後半から2000年代にかけての議論—、「介護福祉士が「介護福祉実践」で創りあげてきたもの」等。

「地域包括ケアシステムにおける介護福祉士の役割と、そのための介護福祉教育」

太田貞司（神奈川県立保健福祉大学名誉教授・元日本介護福祉学会会長）

はじめに

「地域包括ケアシステム構築後何が起きたか」。「介護職問題は全国民的課題になったと言えるか」、「介護福祉士は「補助職扱い」（太田）から脱皮し、「専門職」として社会的認知されるようになったか」、「認知されるためには何が必要か、教育現場で何が必要か？」等を考えてみたい。

（１） 地域包括ケアシステム構築後（2010年代）に何が起きたか？

- * 地域包括ケアシステム構築は2014年医療介護総合確保法（第二条）後、定着。
- * 「（介護は）誰でも出来る」論は下火になったが、「介護人材不足」が深刻化し、養成校の入学者減を背景に外国人労働者導入論が大々的に論じられるようになる。また、介護福祉士のキャリアパスが議論され、富士山型人材育成の議論（中核育成論）へと進む。
- * 同時に、“介護福祉士は他職種と同格！（地域ケア会議への介護福祉士の参加＝同格論、対等論）”が強調される。
- * 認知症基本法制定などで要介護者支援観に変化（社会参加＝「日常生活の営み」⇒社会生活・参加へ）もみられるようになる。

（２） 「地域包括ケアシステム構築政策」への3つの視点

- * 地域包括ケアシステム構築の政策は、3視点<①医療（医療改革）、②介護保険制度の持続、③地域福祉型社会福祉（古川）>で理解する必要がある。
- * 2000年代以後、日本は①（医療改革）が進み、DECD諸国中で平均在院日数が最も大きく減少した。それは、退院先確保の課題を生み、介護職確保が喫緊の課題になった。
- * 一方、③（＝在宅生活整備）は、サービス拡大をみたが、在宅介護困難という問題解決が進んだとは言い難い（特養など施設利用の困難／介護離職の増加／介護人材不足・訪問介護事業所の困難）

（３） 介護福祉士の「専門職化」をめぐって：“他職種の「補助職扱い」の克服

- * 「補助職扱い」に私たちはどう取り組んできたか。新たな介護福祉士像（日本のケアワーカー像）を求め、「欧州型ケアワーカー」モデル論（准看・看護助手）、「独アルテンフレーガー」モデル論、「フィンランド・ラヒホイタヤ」モデル論等の模索が行われた。
- * 一方、この間マスコミ用語として「介護士」が流布した。これは「補助職論」を意味し、国家資格介護福祉士の否定と言えよう。また、「誰でも出来る論」もまだ根強い（例 職業分類（日本標準職業分類等）では「補助職扱い」）。

*2000 年前後から介護福祉の本質議論も盛んになり、①「看護」論、②「福祉」論、③「第三の道」論（野中・金井）が論じられてきた。2011 年「医療的ケア」導入後は、チームケア論が強調され、介護福祉士「同格論、対等論」も出てきた。

*また、認知症基本法制定、また介護福祉実践の蓄積で、支援観の変化も生まれる（「基礎介護」中心時代 ⇨ 「日常生活の営み」＋「参加」支援の時代に）。同時に、ケア論、障害学の議論を背景に、介護福祉実践（支援）の相互性の議論も盛んになってきた。

（４） 介護福祉教育の課題

*黒澤介護福祉論（生活支援論）をどのように発展させ、教育現場に広めるかが課題。

*第一に、介護福祉学は、“生命維持＋基礎介護＋「日常生活の営み」＋地域生活（参加）”のどこが主対象かという課題である。地域包括ケアシステム構築後は、「日常生活の営み」、地域生活（参加）が焦点になるが、その場合、制度上の用語「日常生活の営み」をどう伝えるのか、「その人らしさ」と「社会的関係」（ユニットケア運営基準）をどう伝えるかも課題と言える。第二に、「「裁量」（判断）の社会的承認と拡大」の蓄積を教育現場にどう活かすかが課題と思う。専門職ということは「裁量」（判断）があるということである。継続的・身近での支援（介護福祉実践）における「裁量」がどのように蓄積され、社会的に承認され、「専門性」として確立したのか。それを学生にどう伝えるのか。そのために、「裁量」形成に関する実証的研究が重要になる。例えば、能登における DWAT の対応経験（『介護福祉教育』最新号）は参考になる。第三に、教育現場の今後を考えると、「学位と職業能力」の課題にも取り組む必要があるように思われる。

参考文献

太田貞司（2023）「介護福祉士が「介護福祉実践」で創りあげてきたもの」日本介護福祉士会編『介護福祉士の専門性とは何かー私たちの果たすべき役割と責任』中央法規

*なお、当日、パワーポイント資料を配布予定。

地域包括ケアシステムにおける介護福祉士の役割と、 そのための介護福祉教育

2025年2月15日 日本介護福祉士養成施設協会

令和6年度 日本介護福祉教育学会

太田貞司(神奈川県立保健福祉大学名誉教授、元日本介護福祉学会会長)

はじめに 地域包括ケアシステム構築後、何が起きたか？

✓介護職問題は全国民的課題になったと言えるのだろうか？

地域包括ケアシステム構築の2010年代に、「介護問題、介護職不足への関心が高まった。

だが、「要介護者」「介護福祉士」への関心は？

✓介護福祉士は「補助職扱い」(太田)から脱皮して、「専門職」として社会的認知されるようになったといえるだろうか？

他職種と対等」と言われるようになった。だが、「補助職扱い」(裁量がない職種)から脱却か？

✓認知されるためには、何が必要なのだろうか？介護福祉の教育現場で、何が必要となっているのだろうか？

30年間の「裁量」の社会的認知の蓄積と広がり(基礎介護、移動、認知症など)

介護福祉士の「裁量」の拡大をどう伝える？ 具体的にどう伝えるか？

「ケア論」等、介護についての関心が高ま 様々なケア論の本が本屋に並ぶ、 国会で介護職不足議論が行われる時代になったが！

・ ロールズ、ノージックの「正義の倫理」(人間の“自立”)

⇔「ケアの倫理」(他者のニーズをケアし、感受性を発揮・女性の道徳性:ギリガン)

①ギリガン(心理)⇨ ②ノディングス(教育) ⇨③キティ(哲学)。

◆「共にケアすること」(岡野、トロント)。

「ケアはみなで共に、そして平等、正義、自由といった理念と共に、実践」

(岡野八代『ケアの倫理』岩波新書2024)

◎ケア、介護職への関心は高まったと言えるだろうか？

要介護者の「日常生活の営み」、介護福祉実践に関心がどれだけ寄せられるようになったか。

「家族介護者」問題への関心に留まる。要介護者の「日常生活の営み」、介護職の介護福祉実践に関心は……

「再家族化」。「(介護職の)労働観」？ (中西正司・上野千鶴子『当事者主権増補新版』岩波新書2024)

地域包括ケアシステムにおける介護福祉士の役割と、 そのための介護福祉教育

(1) 地域包括ケアシステム構築後(2010年代)に何が起きたか？

介護福祉士、多職種ケアチームの一員に(「対等論」「同各論」へ)。

(2) 「地域包括ケアシステム構築政策」へ3つの視点

病院の改革で介護職確保が課題に

(3) 介護福祉士の「専門職化」をめぐって: “他職種の「補助職扱い」の克服 「裁量」を持つ”専門職“ しかし、「補助職扱い」

■ 30年間、介護福祉実践の蓄積(実績) ⇨ 「裁量」の蓄積と拡大

(4) 介護福祉教育の課題 裁量(判断)を学ぶ ⇨ 介護過程

(1) 地域包括ケアシステム構築後(2010年代)に何が起きたか？

* 地域包括ケアシステム構築は2014年**医療介護総合確保法**(第二条)後に定着し、日本の政策となった(⇒「地域共生社会」へ)。

* この時期、「(介護は)誰でも出来る」論は下火。一方「介護人材不足」が深刻化、養成校入学者減を背景に外国人労働者導入論が大々的に論じられるようになる。また、介護福祉士キャリアパスが議論され、富士山型人材育成の議論(**中核の育成論**)へと進んだ。

* 同時に、“介護福祉士は他職種と同格！(地域ケア会議への介護福祉士の参加=**同格論、対等論**)”が強調されるようになる。

* 認知症基本法制定などで**要介護者支援観に変化**(社会参加=「日常生活の営み」⇒社会生活・参加へ)もみられるようになる。

地域包括ケアシステム

➤「**地域包括ケアシステム**」とは、「**地域の実情に応じて、高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、①医療、②介護、③介護予防(要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。)、④住まい及び⑤自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制をいう**」

(2013年12月社会保障改革プログラム法
⇒2014年「**医療介護総合確保法**」第2条)

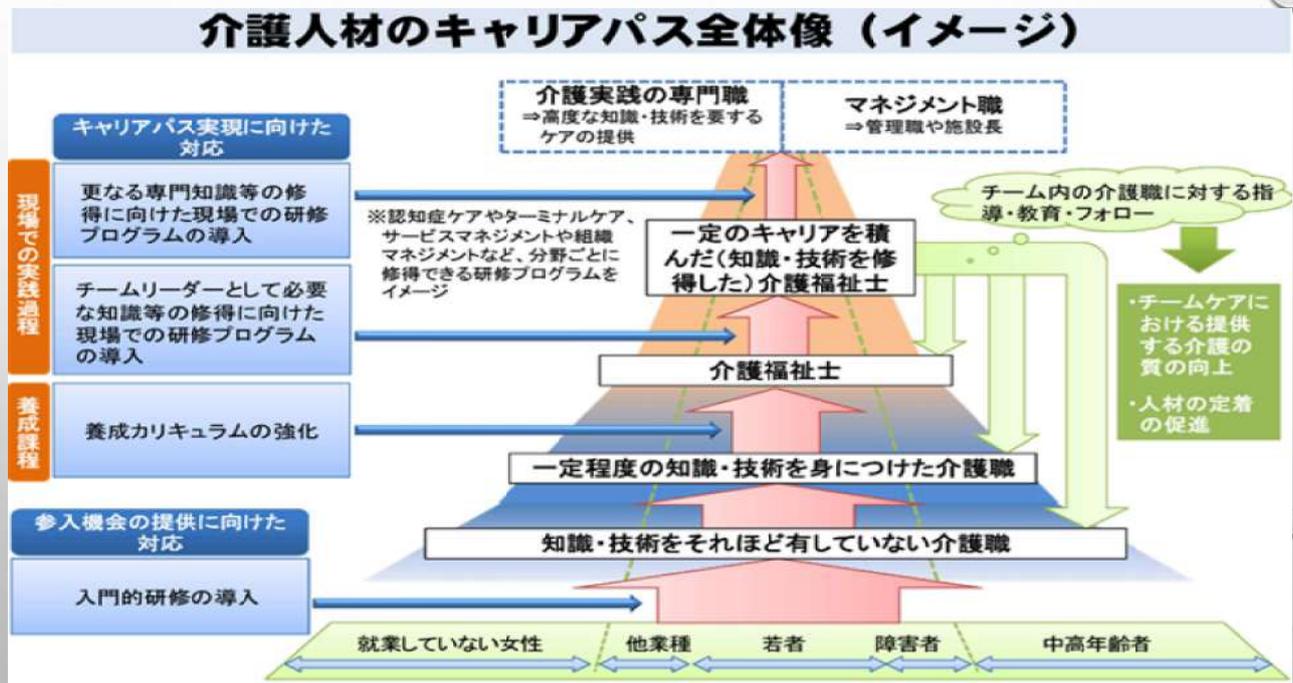
地域包括ケア

出典：平成28年3月 地域包括ケア研究会報告「地域包括ケアシステムと地域マネジメント」



- 包括的に確保される体制
- 仕組みづくり・まちづくり
- 求められる協働

「富士山型」キャリアパス・イメージ(2015)



キャリアパスを求めて「調査研究事業」

- ・ 2011-3年 地域包括ケアシステムの構築へ 介護福祉士に「医療的ケア」追加 国家資格一本化延期
- ・ 2014-5年 医療介護総合確保法成立<医療と“介護”> 介護職不足議論が本格化 (市町村介護保険事業計画策定)
国会議員の「介護は誰でも出来る仕事」論 → 「次はケアマネ」論 → 介護職にはキャリアパスが大事(富士山型)
認定介護福祉士創設

1)2020年度「調査研究」 介護福祉士が考えるキャリアの類型化 (6タイプ)

「キャリア意識未形成」「実践重視」「マルチプレイヤー」「プレイングマネジャー」「高度ジェネラリスト」「マネジメント十重視」

- ①現場では多様なキャリアの考え方(介護福祉士調査) ②制度、仕組みの構築が遅れている(事業所調査)

2)2021年度「調査研究」 キャリアアップと法定研修の関係は？

- 「受講者の方が能力を発揮(自己評価)」「概ね職位が上がると実践度合いが高い」

→「キャリア志向に応じた職位の整備が必要」だ！

3)2022年度老健事業「調査研究」 役割に応じた研修活用のロジックモデル化 評価:自己⇒他者

「やりがい」(主観)だけでなく、施設・事業所(第三者)から見て評価できる(客観)

- 富士山型ではない山脈型にイメージ案

4)2023年度老健事業「調査研究」 キャリアアップと職場環境の関係は？ 研修の活用の仕方は？

労働環境・処遇改善／資質向上／キャリアモデル(山脈型)／施設・事業所で作成を／職員一人ひとりへのキャリア支援

令和5年度の調査研究委員会委員メンバー

お名前	所属・役職
荒川 泰士	全国ホームヘルパー協議会 副会長
委員長 太田 貞司	公立大学法人長野大学 社会福祉学部 社会福祉学科教授
小川 義光	全国福祉高等学校長会 事務局
酒井 賢一	公益社団法人日本介護福祉士会 常任理事
白井 幸久	公益社団法人日本介護福祉士養成施設協会 教育力向上委員会副委員長
鈴木 俊文	静岡県公立大学法人静岡県立大学短期大学部 社会福祉学科 教授
田島 誠一	公益社団法人全国有料老人ホーム協会 理事
林 武	公益社団法人全国老人福祉施設協議会 介護人材対策委員会副委員長
原口 恭彦	学校法人東京経済大学 経営学部 教授
山野 雅弘	公益社団法人全国老人保健施設協会 安全推進部会/在宅支援推進部会 部会長

渡邊智之	社会・援護局 福祉基盤課 福祉人材確保対策室 室長補佐
岩本博	社会・援護局 福祉基盤課 福祉人材確保対策室 室長補佐
藤野裕子	社会・援護局 福祉基盤課 福祉人材確保対策室 介護人材定着促進専門官
鈴木真智子	社会・援護局 福祉基盤課 福祉人材確保対策室 介護福祉専門官

私たちの調査結果(介護福祉士調査令和2-5年度 老健事業)

キャリアの多様な考え方がある！

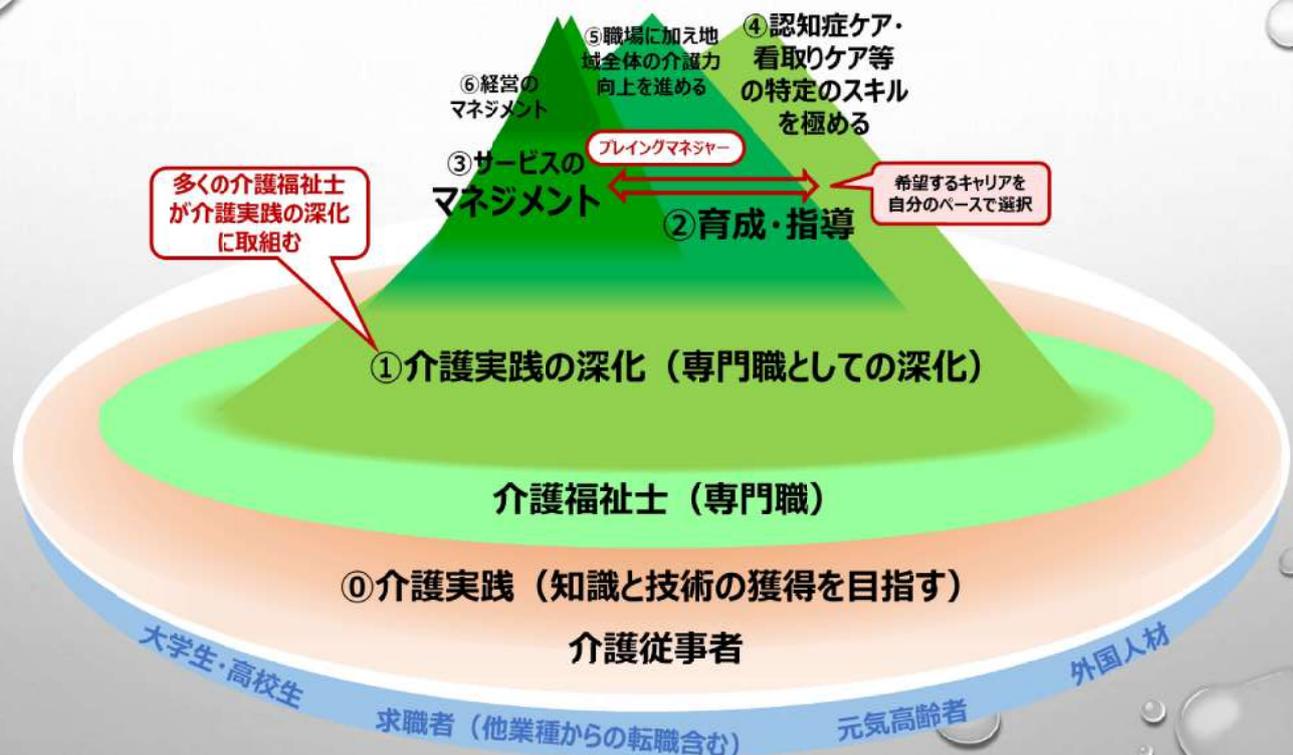
➡富士山型から**山脈型**のキャリアパスで

- キャリア意識未形成タイプ
- 実践重視タイプ
- マルチプレイヤータイプ
- プレーイングマネジャータイプ
- 高度ジェネラリストタイプ
- マネジメント重視タイプ

R2-5の調査研究結果

- **研修を受けた人が能力を発揮**してる(介護福祉士も、施設側も評価)(R2)
- 職位が上がるにつれ**実践度合い**が高い(R3)
- キャリア志向に応じた**職位の整備が必要**(R3)
- 研修受講で自己評価、**他者評価**も高まる(R4)
- 「山脈型」キャリアモデルを**どう登るのか**(R5)
- **一人ひとりのキャリアパス**(R5)
- **20代30代と40代以後の違い**(R5)
- **職場環境整備の必要性**(R5)

「富士山型」から「山脈型」へのキャリアパス・イメージ



(2) 「地域包括ケアシステム構築政策」への3つの視点

* 地域包括ケアシステム構築の政策は、**3視点**＜①医療(医療改革)、②介護保険制度持続、③地域福祉型社会福祉(古川孝順)＞で理解する必要があるだろう。

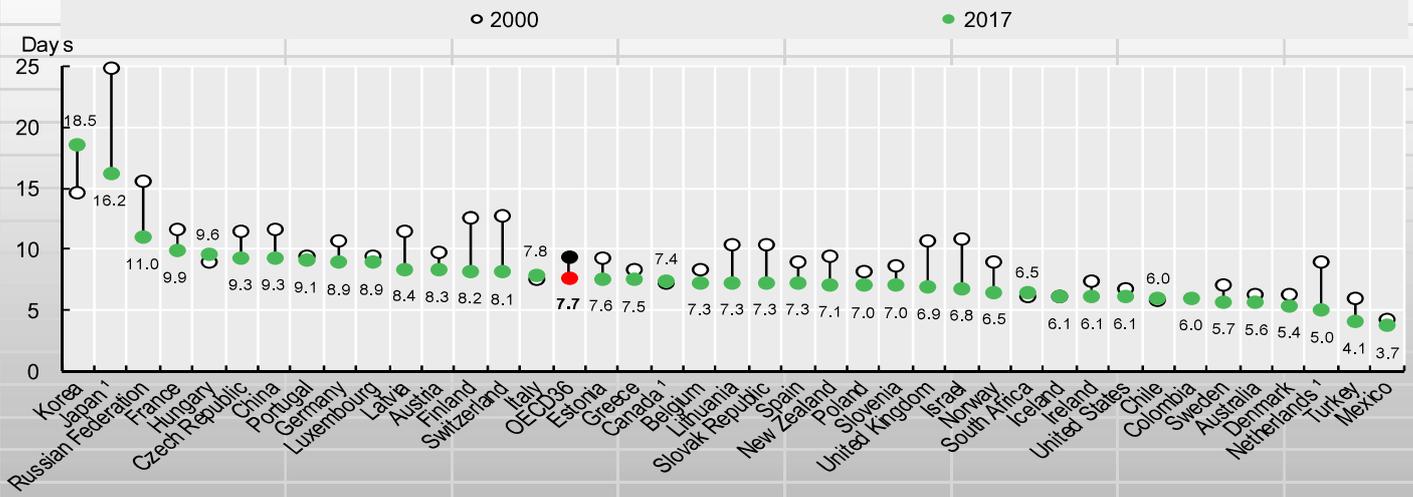
* 2000年代以後、日本は①(医療改革)が進み、OECD諸国中で**平均在院日数**が最も大きく減少した国(17年間で25日から16日に)。それは、**退院先確保の課題**を生み、介護職確保が喫緊の政策課題になった(**介護人材不足**)。

* 一方、③(=在宅生活整備)は、介護保険制度でサービス拡大をみたが、**在宅介護困難**という問題解決が進んだとは言い難い状況と言える。

(⇒ 特養など施設利用の困難／介護離職の増加／介護人材不足・訪問介護事業所の困難)

OECD加盟国で、2000年—2017年の間、平均在院日数はほとんどの国で減少。大きな減少は、日本、フィンランド、スイス、イギリス、イスラエル、オランダ。最も大きい減少は日本。
OECD HEALTH STATISTICS(2019)

9.9. Average length of stay in hospital, 2000 and 2017 (or nearest year)

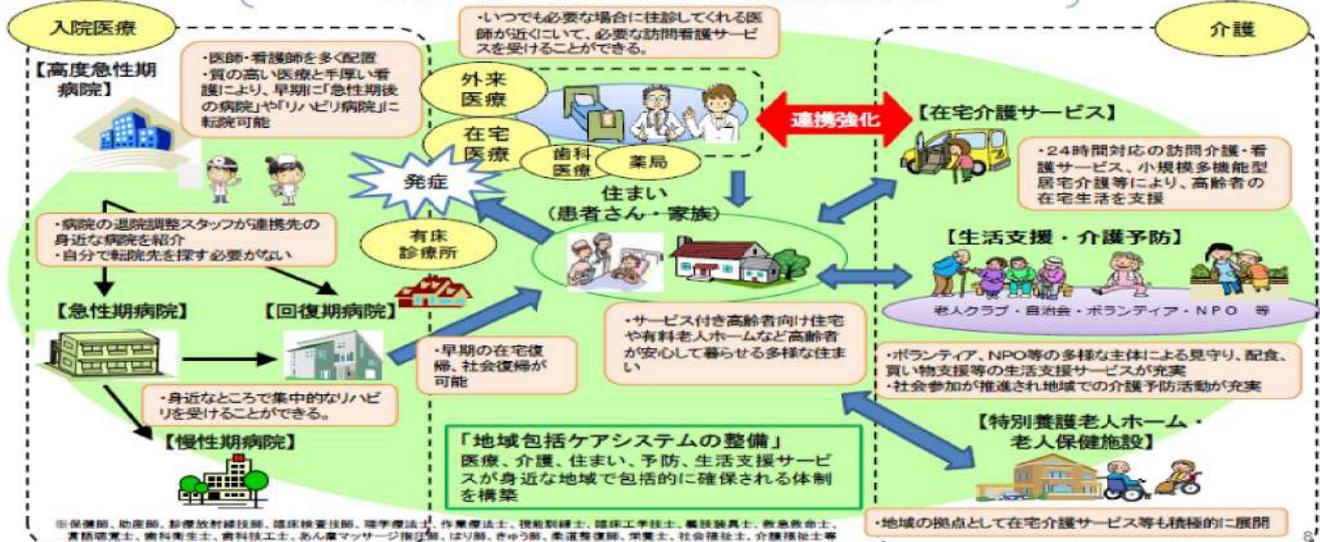


1. Data refer to average length of stay for curative (acute) care (resulting in an under-estimation). In Japan, the average length of stay for inpatient care was 28 days in 2017 (down from 39 days in 2000).

Source: OECD Health Statistics 2019.

医療・介護サービスの提供体制改革後の姿 (サービス提供体制から)

医師、歯科医師、薬剤師、看護師、介護支援専門員その他の専門職^(※)の積極的な関与のもと、患者・利用者の視点に立って、サービス提供体制を構築する。



地域包括ケアシステム構築(3つのベクトル)

太田(2020)「地域包括支援体制の基本的な考え方を知る」黒田研二編『包括支援体制のいま』ミネルヴァ書房。

。1961医療保険制度(いのち) ⇒1982老人保健法(リハ＝機能回復の定着) ⇒2000介護保険制度。要介護者へ「(能力に応じた)日常生活の営み」支援 ⇒「日常生活及び社会生活」(認知症基本法)。

⇒脳卒中患者の例。いのちを救い(医療)、リハビリを行い(機能の回復)。だが機能回復しない要介護者支援を目的に。2006以後、認知症支援中心に転換、さらに(2016年地域共生社会)重度障害者に拡大へ。

・2006地域包括ケアシステム構築へ ⇒2012自治体の構築の役割⇒ 2014国の政策(医療介護総合促進法、システムの定義)
⇒2016年(地域共生社会)障害者等へも。 <地域包括ケアシステムの中でのケアマネジメントに>

・地域包括ケアシステムの3つのベクトル:

① 医療改革、②持続可能な介護保険制度の維持、③ 身近な地域で「地域共生社会実現」＝「地域福祉型社会福祉」(古川孝順)。⇒ **介護職確保の喫緊の課題に!**

・ だが、3つの「力」は同方向でない。 複雑!

・ 地域、要介護者に起きたこと

⇒①長期入院の減少。生活の場で見取り。在宅重視。②「自立支援」「重度化防止」「予防」等。③地域での「日常生活の営み」+社会生活の仕組みづくり。 自律。参加。貢献。

・ 介護福祉士の支援課題(展開): 医療連携⇒在宅の限界を上げる⇒地域生活の実現(家族・地域も)

・ 直面する困難と人材育成の課題 医療側の本気度!!

15

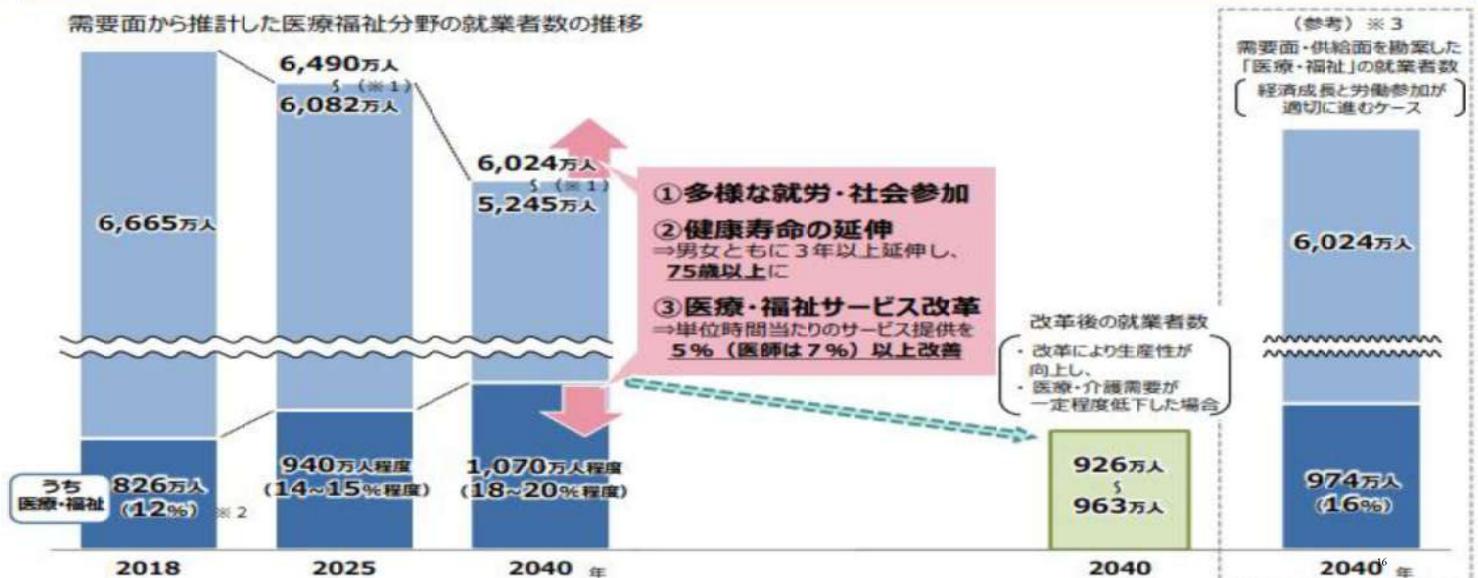
厚労省2024年8月26日「新たな地域医療構想を通じて目指すべき医療について」を提示

マンパワー① 2025年以降、人材確保がますます課題となる

令和4年3月4日 第11次医療計画案に関する検討会 資料1(一部抜粋)

○2040年には就業者数が大きく減少する中で、医療・福祉職種の人材は現在より多く必要となる。

需要面から推計した医療福祉分野の就業者数の推移



※1 総就業者数は独立行政法人労働政策研究・研修機構「労働力供給の推計」(2019年3月)による。総就業者数のうち、下の数値は経済成長と労働参加が進まないケース、上の数値は進むケースを記載。

※2 2018年度の医療・福祉の就業者数は推計値である。

※3 独立行政法人労働政策研究・研修機構「労働力供給の推計」は、2024年3月11日に新しい推計が公表されている。2024年3月推計では、成長実現・労働参加加速シナリオで、総就業者数は、2022年の6,724万人から2040年に6,734万人と概ね横ばいであり、「医療・福祉」の就業者数は、2022年の897万人から2040年に1,106万人と増加する推計となっている。現時点では、「需要面から推計した医療福祉分野の就業者数」

18

「ポスト2025年の医療・介護提供体制の姿」 医療介護総合確保方針（令和5年3月17日改正）の別添

1. ポスト2025年に対応した医療・介護提供体制の姿

- 医療・介護提供体制の改革を進めていくに当たっては、実現が期待される医療・介護提供体制の姿を関係者が共有した上でそこから振り返って現在すべきことを考える形（バックキャスト）で具体的に、改革を進めていくことが求められる。
- その際、限りある人材等で増大する医療・介護ニーズを支えていくため、医療・介護提供体制の最適化・効率化を図っていくという視点も重要。
- 高齢者人口がピークを迎える中で、医療・介護の複合的ニーズを有する高齢者数が高止まりする一方、生産年齢人口の急減に直面する局面において、実現が期待される医療・介護提供体制の姿として現時点で想起し得るものを、患者・利用者など国民の目線で描いたもの。

2. ポスト2025年の医療・介護提供体制の姿の3つの柱

ポスト2025年の医療・介護提供体制の姿は、以下の3つの柱を同時に実現することを通じて、患者・利用者など国民が必要な情報に基づいて適切な選択を行い、安心感が確保されるものでなければならない。

- 医療・介護を提供する主体の連携により、必要ときに「治し、支える」医療や個別ニーズに寄り添った柔軟かつ多様な介護が地域で完結して受けられること
- 地域に健康・医療・介護等に関して必要ときに相談できる専門員とその連携が確保され、さらにそれを自ら選ぶことができること
- 健康・医療・介護情報に関する安全・安心の情報基盤が整備され、ことにより、自らの情報を基に、適切な医療・介護を効果的・効率的に受けられること

39

(3) 介護福祉士の「専門職化」をめぐって：“他職種の「補助職扱い」の克服

* 「補助職扱い」に私たちはどう取り組んできたか。新たな介護福祉士像（日本のケアワーカー像）を求め、「欧州型ケアワーカー」モデル論（准看・看護助手）、「独アルテンフレーガー」モデル論、「フィンランド・ラヒホイタヤ」モデル論等の模索が行われた。

* 一方、この間マスコミ用語「介護士」が流布した。これは「補助職論」を意味し、国家資格介護福祉士の否定と言えよう。また「誰でも出来る論」もまだ根強い（例 職業分類（日本標準職業分類等）では「補助職扱い」）。

* 2000年前後から介護福祉の本質議論も盛んになり、①「看護」論、②「福祉」論、③「第三の道」論（野中・金井）が論じられてきた。2011年「医療的ケア」導入後は、チームケア論が強調され、介護福祉士「対等論、同格論」も出てきた。

* また、認知症基本法制定、また介護福祉実践の蓄積で、支援観の変化も生まれる（「基礎介護」中心時代 ⇨ 「日常生活の営み」+「参加」支援の時代に）。同時に、ケア論、障害学の議論を背景に、介護福祉実践（支援）の相互性の議論も盛んになってきた。

介護職、介護福祉士の成立とその後 「補助職」からの脱皮へ

- 明治期 病院で用語「介護」が登場
- 1962年 ホームヘルパー制度創設(国)
- 1963年 我が国で初めてできた介護施設。
介護職＝寮母 介護職：看護師及び寮母
- **1987年 国家資格介護福祉士創設**
- 1989年 ゴールドプラン策定 ホームヘルパー業務対象 「寝たきり老人」
- 1994年 高齢者ケアの理念は「自立」
- 2000年介護保険制度創設 身体拘束禁止
- 2006年介護保険制度見直し 尊厳の保持
- 2007年 「求められる介護福祉士像」
「介護福祉士の次はケアマネ」への動き
- 2014年 医療介護総合確保法 医療と“介護”
国会議員の「介護は誰でも出来る」論
「介護職不足」論の議論
-
- 2015年 「饅頭型」から「富士山型」へ
認定介護福祉士創設
- **2017年「求められる介護福祉士像」改正**
地域ケア会議等への介護福祉士の参加
キャリアパス創設の議論

介護福祉士の専門職化を巡る議論

➤介護福祉士を巡る議論

- * 「次はケアマネ」論 ➡ 2000年代に議論！
- * 「欧州型ケアワーカー」モデル論(看護助手) ➡ “北欧型公務員論”
- * 「独・アルテンフレーガー」モデル論 ➡ 2000年前後に議論！
- * 「フィンランド・ラヒホイタヤ」モデル論 ➡ 2010年代に議論！
- * 「米・ケアワーカー」の低賃金論・低学歴論も影響大きい。

⇒ 2010年代以後、マスコミ用語「介護士」論が

➡ 国家資格介護福祉士否定。

多くの国のケアワーカーは准看護師をベースに成立！日本との違い。

- ✓フィンランドの場合：人口500万人の国で14万人が働いているラヒホイタヤ(1993)は、准看護師と福祉関係職を統合したケアワーカー制度。また、福祉・保健・医療の基礎資格。ラヒホイタヤを経験して看護師になる人も。
- ✓アメリカの場合：全米で480万人が働いているDCW(DIRECT CARE WORKER)は、ナーシングホーム、地域生活施設、在宅に。ナーシングホームのナース・アシスタントなど看護助手を含む。
- ✓日本の場合：介護福祉士は、准看護師とは別の職業。「注射ができない」、「医療行為の領域に関われない」のデメリットと生活支援が強化されたメリットの両面がある。最近の動きでは日本慢性期医療協会は「看護助手と呼ばないで、介護福祉士と呼ぶ」と声明も。

高齢化する世界の国・地域のケアワーカーの制度化と制度化の違い

高齢化する世界の国・地域のケアワーカー(基礎介護の担い手)の育成と確保が共通課題に！

「基礎介護」の支援者を社会的にどう定着させるかをめぐって **ケアワーカーの専門的職業化に「成功した国」、「失敗した(未成功の)国」**

- フィンランド — 「ラヒホイタヤ」(保健医療福祉基礎資格、1993)の養成と定着
- 台湾 — 1992年外国人介護労働者の受入れ⇒失踪者続出。養成校多いが介護職育成に台湾人の関心薄い。成功と言えるか。(参考:鄭安君(2021)『台湾の外国人介護労働者』)
- ドイツ — 1994年介護保険制度 東欧の移民が担う看護助手。
日本で知られている「アルテンフレーガー」は看護師。
- アメリカ — 480万人が働く(DIRECT CARE WORKER)。無資格(州によって異なる)。劣悪な労働環境。移民などで構成。バイデン政権の課題に。賃上げと職場環境改善(研修制度など)。
- 日本 — 1987年国家資格。養成校で育成+現場経験で育成で230万人。だが不足。10年ほど前
外国人介護労働者導入。今後の日本？

2024年7月12日第9期介護保険事業計画の介護サービス見込み量等の介護職員の必要数、2026年度約240万人、2040年度約272万人の介護職員確保必要と推計。

22

LONG-TERM CARE (OECD1996) COMMUNITY CARE

地域ケアを進めるには何が必要になるのか？ケアをどう確保するのか？(太田2019)

各国のケアワーカーの制度化には主職域の違いがある。

⇒ 身体介護は共通だが、医行為、社会的生活も含むかで違いも。

MEDICAL (HEALTH) CARE: 医療

医療

看護 (NURSE)

リハ (PT, OT, ST ETC)

(機能回復訓練など)

SOCIAL CARE: 社会的ケア

PERSONAL FUNCTIONING

身体介護 ?

DOMESTIC MAINTENANCE

家事援助

SOCIAL ACTIVITIES

社会的生活

Professional

Where? (どこで) Who(誰が)? How(どのように)?

23

ドイツのアルテンフレーガー ALTENPFLEGERの歴史。

○1200年代: 各地の宗教家によってつくられた救貧施設。「世話」は、尼僧や僧が中心。

○1945年以後: 戦後、女性が老人ホームで働く。1958年西ドイツ各州で介護教育セミナー開催。「老人介護士」教育の開始。

○1960年代: 病院の増加。宗教離れが進んで看護師志望者が減り看護師不足。老人介護士養成に拍車。1965年に全ドイツ公立・私立の介護協会が「統一介護教育要領」策定。多くの介護学校が設立。

○1990年代: 老人介護士業務確立。現場、教育の双方で医学的介護と社会的介護の両面から一定の水準が求められる。

○1995年: 介護保険制度導入後、老人介護士の役割が重要に。多くの州で老人介護士教育を2年から3年に延長。、実習時間増加。

○1998年: 学校数が増加。1998年、ドイツ全土で575校が老人介護士養成を行う。学生数も1993→1999年で45%増。老人介護士不足から、多くの州で学生実習に対し報酬を支払うように規則をかえた。(太田注:このころフィンランドでは、1993年ラヒタヤの制度化、1999年3年制の動き)

○2000年: 老人介護士教育の進展。2000年11月、ドイツ帝国議会は新老人介護法を決議し、2001年9月、統一老人介護士教育が開始されるはずだった。がバイエルン州が、老人介護士教育の国家による統合は各州に認められた州権限を侵害するとして、連邦裁判所に提訴した。結果は2002年10月24日の判決で却下。2003年8月1日、老人介護法の老人介護士教育がドイツ全土で実施。

出典: 中川義基(2004)「ドイツの新しい老人介護教育」『介護福祉教育』第9巻第2号 25-36

* 太田注: なお、2010年代後半に、アルテンフレーガーは4年制看護師に統合。

この10年で100万人増加し、460万人となった米介護職
DIRECT CARE WORKERS IN THE UNITED STATES KEY FACTS

(太田2021・11・14 仮訳)
PHI NEWS 2021/9

注: ()は全米の場合

在宅の介護職

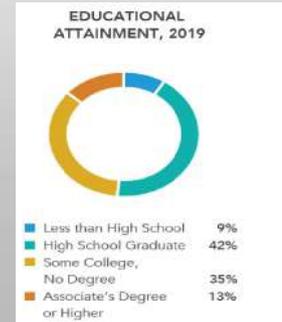
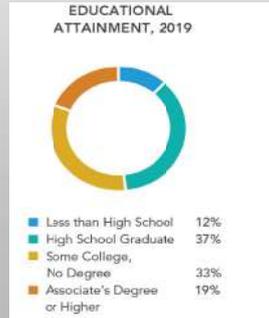
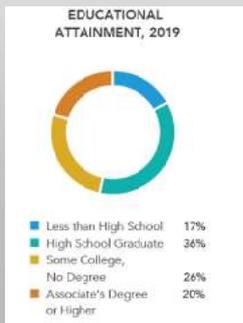
- ・高卒まで53%。
- ・女性9割。年齢中央値47歳。55歳以上34%。
- ・有色人種63%(39%) 移民31%(17%)
- ・低賃金。時給11.23(2010)→12.98\$(20)。45%低所得世帯。

居住施設の介護職

- ・高卒まで49%。
- ・女性81%。年齢中央値37歳。16~24歳21%(14%)
- ・有色人種53%。移民21%。
- ・18歳未満子供一人以上26%。5歳未満が13%。
- ・25%は35時間未満のパートで低賃金。時給12.28(2010)→13.45\$(20)。年収中央値22200\$。

ナーシングホームの介護職

- ・高卒まで51%。
- ・女性9割以上。
- ・年齢中央値38歳。5人に1人が16~24歳。
- ・有色人種58%。移民27%。
- ・18歳以下子供3人に一人。5歳以下が15%。
- ・低賃金。時給13.33(2010)→14.48\$(20)。



『令和4年版厚生労働省編職業分類表』

職業分類

中分類 049 福祉・介護の専門的職業
小分類番号

中分類 050 施設介護の職業

小分類番号

050-01 高齢者入所型施設介護員

050-02 高齢者通所型施設介護員

050-03 障害者福祉施設介護員

050-99 その他の施設介護の職業

中分類 051 訪問介護の職業

小分類番号

051-01 訪問介護員

051-02 訪問入浴介助員

- 049-01 社会福祉施設管理者
- 049-02 福祉相談・指導専門員
- 049-03 老人福祉施設指導専門員
- 049-04 障害者福祉施設指導専門員
- 049-05 児童福祉施設指導専門員
- 049-06 他の社会福祉施設指導専門員
- 049-07 介護支援専門員(ケアマネジャー)
- 049-08 訪問介護サービス提供責任者
- 049-09 障害福祉サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者
- 049-10 福祉用具専門相談員
- 049-99 その他の福祉・介護の専門的職業

- 大分類 08 福祉・介護の職業
- 中分類 049 福祉・介護の専門的職業
- 050 施設介護の職業
- 051 訪問介護の職業

厚労職業分類

050-01 高齢者入所型施設介護員(ハローワークインターネットサービス)

○ 介護員(介護付有料老人ホーム)、**介護員(介護保険施設)**、**介護員(老人入所施設:ショートステイ)**、**介護福祉士(高齢者入所型施設:介護業務)**、ケアワーカー(医療施設、老人福祉施設)、老人入所施設介護員、養護老人ホーム支援員

*** 太田:職業分類では、介護福祉士は“専門職”扱いにまだなっていない!**

“「専門的・技術的職業従事者」ではなく、「サービス職業従事者」”(青木紀「介護の社会的評価はなぜ低いのか、なぜ不人気なのか」『ゆたかなくらし』2024年12月号)

27

2000年前後、介護福祉実践の性格をめぐる議論

★ 諸外国の地域ケアの「社会的ケア」の担い手の位置づけ、准看護師とケアワーカーの制度的な位置づけの動向も影響した。
太田貞司(2018)「介護福祉実践」事象をめぐる論争:1990年代後半-2000年代」『京都女子大学生生活福祉科紀要』第13号

第一の「看護の立場」論<高木>「社会サービスとしての看護と介護は、いずれも基礎的看護の教育訓練を経てこそできる「総合的科学的な身のまわりの世話」である」(高木1998:9)

第二の「福祉の立場」論(黒澤、大和田、太田)<黒澤>「援助体系(社会福祉支援体系)は2つの点で再構成が検討されている。1つは、社会福祉の方法の統合の視点である。(中略)2つは、新たな社会福祉の法制度はケアワーク(介護従事者の業務)、ケアマネジメント(介護支援専門員の業務)の出現である(社会福祉士及び介護福祉士法第2条、介護保険法第79条参照)。(黒澤2006:23)。「介護福祉学の構築は、まず介護は生活の支援であるとの命題からである。・・・介護は福祉の領域として行われている。福祉は生活の幸せの実現を目的とする。そこで介護福祉学の構築は、生活の営みと幸せという視点から出立する。」(黒澤2015:45)<大和田>「「介護福祉」という言葉のなかにこめられているケアは「人が生きていくうえで必要不可欠な行動であり、基本的欲求の安定のための行動である身辺自立のできない人に対する援助」であり、この援助のなかには①成長の援助、②回復への援助、③能力維持への援助という専門的知識や技術を活用しなければならない援助が存在する」(大和田2004:160)<太田>要介護者の生活像を①「生命・健康の維持」、②「日常生活(の営み)の維持」、③「社会生活の維持」から捉えて、介護福祉士の主領域を②とした。筆者や岡本は、要介護者の生活が①から②へ、②から③へと広がり、自立生活へと進むときには、社会福祉的な支援が含まれるとする「社会福祉の立場」。(太田1997: ; 2003:112-125; 2006:23-34; 2013:238-242)。

第三の「第三の立場」論(野中、金井)<野中>「高木の主張から10年が経過した現在、高齢化の進展にともなう社会環境の変化は、新たな課題を生み出している。現在の日本の医療看護体制の中で看護では対応できない現実がある。介護は本質的に看護と同種であることを前提にしながらもなお、介護福祉士に求められているものがある」(野中2015:8)。「(金井は)介護の本質的機能を看護と同様のものであると理解したうえで、介護にとっての危機感を示している」(野中2005:9)。「日本のみが、ケアワーカーを看護とは異なる介護という専門職として位置づけているのである」(野中2015:19)<金井>「介護福祉とは何か」というよりも「看護と介護の問題は、どちらかと言えば、看護者側にとって深刻である」(金井2004:19)。「問題は、「ケアとは何か」を一般論で解くのではなく、「看護的ケア」や「介護的ケア」がめざす「目的は何か」を解かねばならない」(金井2004:25)。「看護の役割は“病気を看護の視点で見る”ことで、「生活の処方箋」を描くこと」(金井2004:210)。「介護の役割は、社会との接点を創り、生活の活性化を図ること」(金井2004:218)。「(介護は)ソーシャルワーク的機能」(金井2004:219)。「生活の拡大と活性化を図る専門家としての介護職」(金井2004:227)。「日本で多発生した「介護福祉士」は、「看護師」と兄弟姉妹の関係にあり、介護と介護はともに実践の目標を共有し、役割分担しながら進む職種である」(金井2004:234)。

(4) 介護福祉教育の課題

* 黒澤介護福祉論(生活支援論)をどのように発展させ、教育現場に広めるか。

* 第一に、介護福祉学は、“**生命維持＋基礎介護＋「日常生活の営み」＋地域生活(参加)**”のどこが**主対象**かという課題である。地域包括ケアシステム構築後は、「日常生活の営み」、地域生活(参加)が焦点になるが、その場合、制度上の用語「日常生活の営み」をどう伝えるのか、「その人らしさ」と「**社会的関係**」(ユニットケア運営基準)をどう伝えるかも課題と言える。

* 第二に、「**裁量(判断)**の社会的承認と拡大」の蓄積を教育現場にどう活かすかが課題と思う。専門職ということは「裁量(判断)があるということである。継続的・身近での支援(介護福祉実践)における「裁量」がどのように蓄積され、社会的に承認され、「専門性」として確立したのか。それを学生にどう伝えるのか。そのために、「裁量」形成に関する実証的研究が重要になる。**例えば、能登におけるDWATの対応経験**(『介護福祉教育』最新号)は参考になる。

* 第三に、教育現場の今後を考えると、大学院などの「**学位と職業能力**」の課題にも取り組む必要があるように思われる。

介護福祉士が介護福祉実践で創りあげてきたもの

太田貞司(2023)「介護福祉士が介護福祉実践で創りあげてきたもの」
(日本介護福祉士会編『介護福祉士の専門性とは何か』中央法規)

1. 介護福祉士の定義と「介護」という言葉

① 介護福祉士が行う「介護」

* だれでも知っている言葉「介護福祉士」と「介護」 / 言葉「介護」の約40年の変化: 『恍惚の人』(1972)と『スクラップ・アンド・ビルド』(2015)

② 「介護」の多義的な意味: 「介護保険制度」と「介護福祉士」の介護

* 1980年前後に一般的に: 『広辞苑第3版』(1983) / 多様な意味「介護」: 「医行為」と「生活支援」

2. 長期ケアと介護福祉士—医療改革と世界のケアワーカー

① 医療改革と介護福祉士

* 高齢施設系の変化 / 地域ケアへの「転換」とケアワーカー / 平均在院日数と短縮と介護福祉士 / 医療と医療的ケア / ケアワーカーの職域と育成

3. 日本の介護福祉士の「介護福祉実践」の蓄積

① 日本のケアワーカーがたどった道

* 問われてきた「専門性」 / 介護福祉士の理念 / 「日常生活の営み」の拡大

② 介護福祉実践の蓄積と介護福祉士の役割

* 移動支援から生活リズムの整え、そして地域生活実現へ / 介護福祉実践の課題 / 介護職チームとリーダー

介護福祉実践研究で何を示す：社会的承認と独自「裁量」の形成

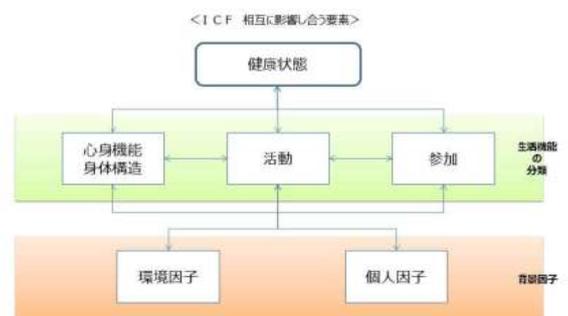
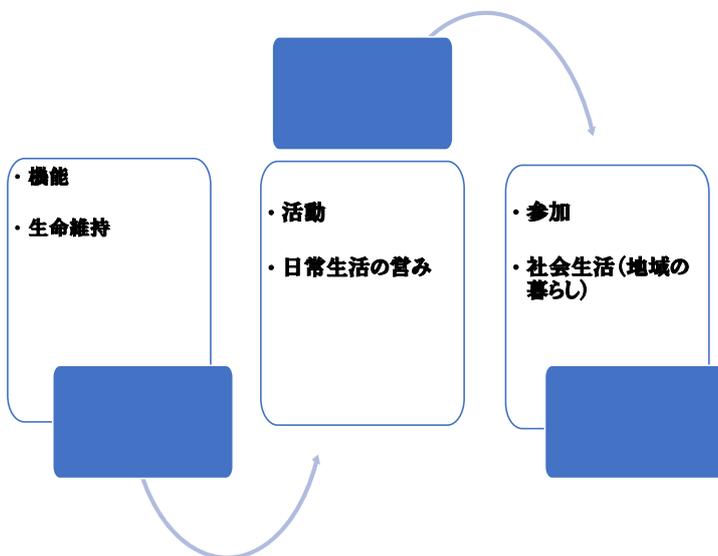
介護福祉実践研究の課題

- 介護福祉の対象は何か？ 「日常生活の営み」支援と言っても・・・
- 准看護師も含む欧米のように医行為に含むか？
- 基礎介護を基に日常生活の営み支援だが、社会生活支援がどう関係する？
- 介護福祉実践「産物」は個人のものか介護職チームのものか。
- 介護福祉実践「産物」は蓄積。が、それはどの位の時間的長さ？ 一時期か長期か
- 現場は多職種の「産物」に。介護福祉士独自「産物」を“取り出す”？（方法論開発）。
- 介護福祉士等の支援の何が裁量（専門的判断・専門性）として形成され社会的「承認」（ホネット2014）され、裁量範囲が広がったのか？ 専門職の職域は**裁量範囲（専門的判断）が形成され社会的に認知**される。

太田貞司（2024）「介護福祉学と介護福祉実践研究方法論」第32回日本介護福祉学会北海道大会発表資料。

介護福祉実践の固有領域は、どこか？

（承認された判断・職域・裁量の領域＝独自性、固有性、専門性）



出典：文科省ホームページ ICFについて
(http://www.mext.go.jp/h_menu/shing/chukyo/chukyo3/032/siryu/06091306/002.htm)

介護保険制度における「日常生活の営み」への支援へ

介護保険制度創設(2000)
「日常生活の営み」の基礎

社会福祉法改正(2000)
「社会福祉は地域福祉の推進」 社会の「活動に参加」

・介護保険法の目的

「…尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行う…」(第1条)

注:介護支援専門員の位置づけ(介護保険法)

「自立した日常生活を営むのに必要な援助

社会福祉法第3条

・「福祉サービスは、個人の尊厳の保持を旨とし、その内容は、福祉サービスの利用者が心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるように支援するものとして、良質かつ適切なものでなければならない」

社会福祉法第4条

・「地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられる」

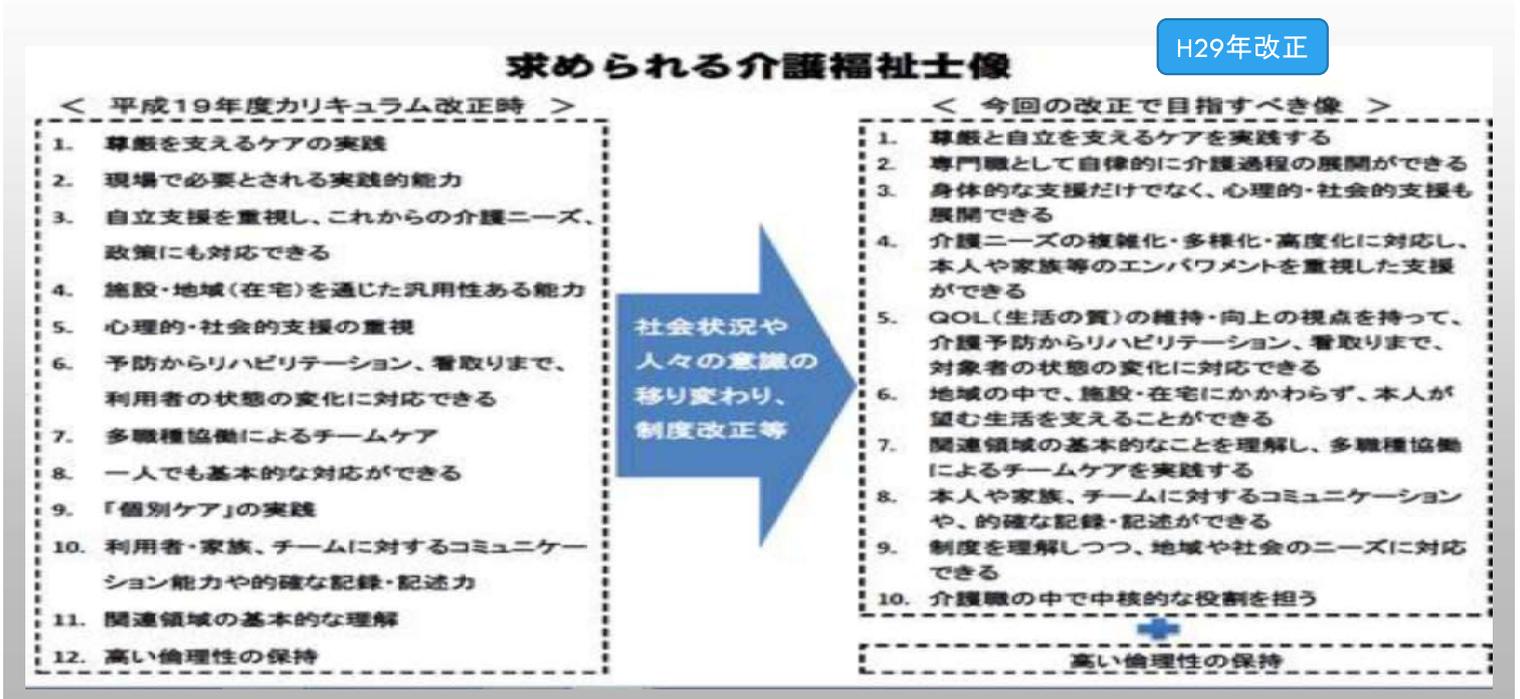
「介護」領域の新しさ、明確化の難しさ

- ・一定の理念、知識、判断、技術を基に誕生した「日常生活の営み」支援の新領域。
- ・「医療」⇒「リハビリ」の定着⇒そして障害のある人の「日常生活の営み」支援として生まれたケアワーカーの新しさ。
- ・ケアワーカー制度をめぐる国・地域による違い。
- ・介護福祉実践は「他職種との協働の「産物」」(太田2013:168)。個の「実践」でもあり協働の「実践」でもある。多職種が協働で創りあげる介護現場で「実践」から介護福祉実践を取り出す難しさ。
- ・日本語「介護」自体も多義的。用語として定まっているとは言い難い(太田2023)。介護保険制度の「介護サービス」は長期ケアの意味で「医行為」も含まれる。介護福祉士の「介護」は、「医療的ケア」が含まれても、「医行為」の領域の支援は含まれない。「介護」は異なる意味。

⇒ 介護実践、介護福祉実践とは何か、その対象、「事象」とは何かの問いにどう答えるか。学会等の議論はその共通理解を作り出す作業でもある。

太田貞司(2024)「介護福祉学と介護福祉実践研究方法論」第32回日本介護福祉学会北海道大会発表資料。

「求められる介護福祉士像」(改正): 「理念・知識」と「判断」と「技術」



「裁量」

- 専門的職業には、ある範囲の「裁量」がある。
- 社会的に認められた「裁量」
- 「業務独占」の「裁量」と「名称独占」の「裁量」
- 「名称独占」の社会的合意の「裁量」
- 介護福祉実践に基づく社会的な合意の形成の積み重ね

介護福祉実践研究で何を示す：社会的承認と独自「裁量」の形成

介護福祉実践研究の課題

- ・介護福祉の対象は何か？ 「日常生活の営み」支援と言っても・・・
- ・欧米のように医行為に含むか？
- ・基礎介護を基に日常生活の営み支援だが、社会生活支援がどう関係する？
- ・介護福祉実践「産物」は個人のものか介護職チームのものか。
- ・介護福祉実践「産物」は蓄積。が、それはどの位の時間的長さ？ 一時期か長期か
- ・現場は多職種の「産物」に。介護福祉士独自「産物」を“取り出す”？（方法論開発）。
- ・介護福祉士等の支援の何が裁量（専門的判断・専門性）として形成され社会的「承認」（ホネット2014）され、裁量範囲が広がったのか？ 専門職の職域は裁量範囲（専門的判断）が形成され社会的に認知される。

太田貞司（2024）「介護福祉学と介護福祉実践研究方法論」第32回日本介護福祉学会北海道大会発表資料。

日本の高齢化と直面した介護問題 誰もが医療を（皆保険制度）！ 医療整備から、機能回復、介護政策に進んだ

- > 高齢化、地域・家族の変化
- > 医療サービスの普遍化
- ⇒ 誰もが医療を（皆保険制度）
- ⇒ リハビリ（機能回復訓練）
- ⇒ 介護「日常生活の営み」

（誰もが利用できる仕組み）

- > Social care（介護）が政策課題に
- 理念「日常生活の営み」とは

- > 1961 医療保険 皆保険制度

- > 1980's~ リハビリの普及

1982老人保健法

- > 2000 介護保険制度創設

命の尊厳

生活の営み
パーソナルサービス

「日常生活の営み」
その人自身の暮らし
人間の尊厳



判断を明確にする(裁量範囲を明確に)

・心身に障害があり日常生活に支障がある人に「日常生活の営み」支援

→ 「基礎介護」を起点とした「介護福祉過程」の介護福祉実践

→ 介護福祉士として、何を判断しているのか

→ 「裁量」範囲を示す

・ 円背の要介護者が、テーブルで食べづらくしていた事例(先端ケア研究会報告)

⇒ 多職種協働で支援 PT: 座位の工夫。S W: テーブルの改善。介護福祉士: 覚醒時間の見極め。呼びかけ。

・ 坐業多用の要介護者の事例(同)

⇒ 管理栄養士: 玄米食の試み。介護福祉士: 日常生活の活性化。

・ 「小規模多機能」利用の一人暮らし要介護者の退院支援の事例(北海道美瑛町)。

⇒ 「小規模多機能」で暮らしぶりを観察し自宅復帰の見極め。

39

「キャリアパス」が求められる背景と課題

➤ 独立した「専門職」とは？ 社会的承認

領域の新しさ、日本の発展過程

➤ 独立した「専門職」の「専門」とは？

説明課題

➤ 独立した「専門職」に育つには

介護福祉士のキャリアパスの整備、職場環境の整備

介護福祉の「裁量」(専門的な判断⇨個別介護計画) が制度化されていない特養など

- 「サービス担当者会議において、介護職の立場からのケアマネジャーの作成する施設サービス計画だけである」

＜個別介護計画作成は特養31.6%、老健33.1%(2021)＞。

- 石川由美(2023)『専門職としての介護職とは』クリエイツかもがわ(135頁)

令和6年、能登半島地震に都DWATを派遣(初)

- 都、国および災害福祉支援ネットワーク中央センターからの依頼に基づき、社会福祉施設等への介護職員等の派遣依頼の周知と取りまとめ、および、東京DWATの派遣。
- 東京DWATは、今回が初の活動。
- 令和6年2月29日～同年3月29日の期間。
- 計7クール・**30名を派遣。**

東京都社会福祉協議会ポータルサイト「災害に強い福祉」

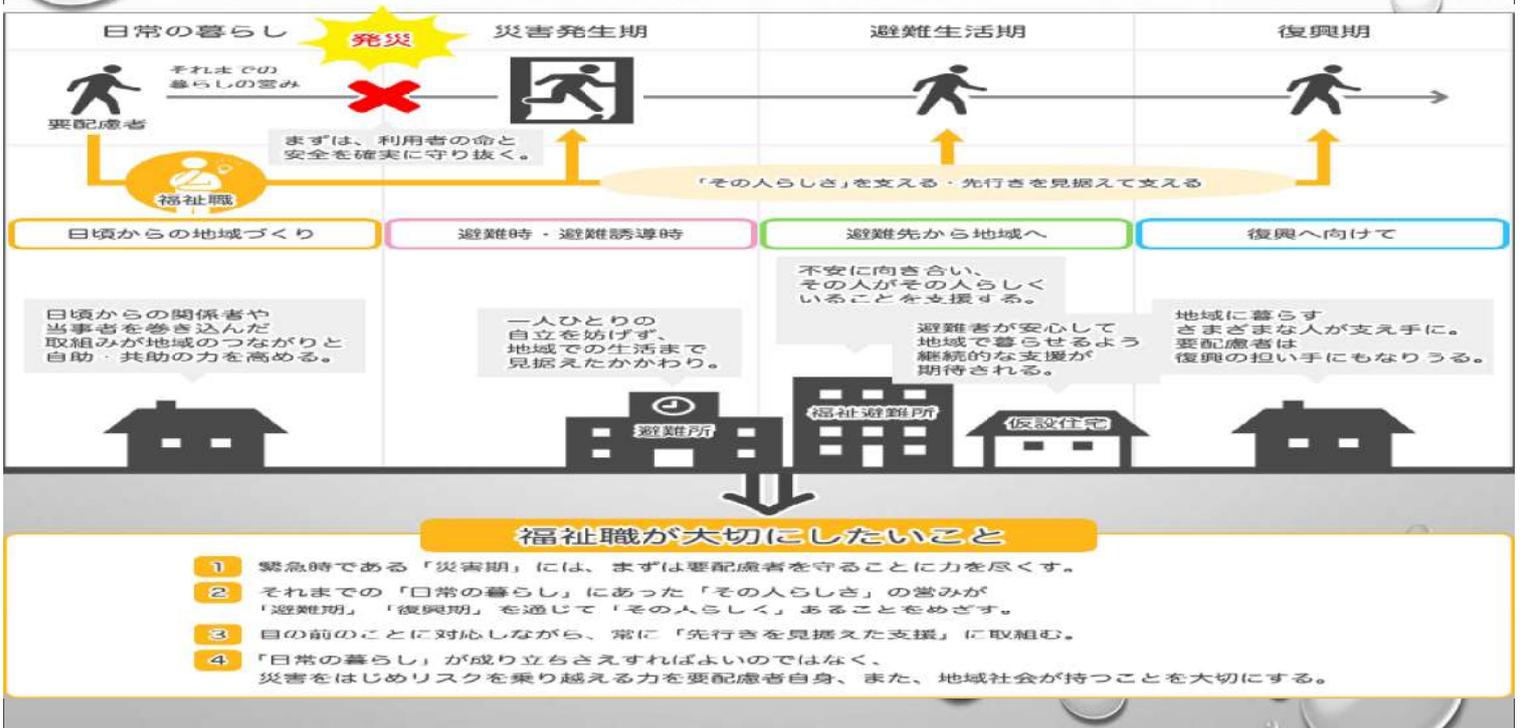
・都社協「ポータルサイト」を開設

・様々な貴重な経験の広がり

・福祉施設、地域での取り組みの広がり



災害時の各ステージにおける福祉職の支援の在り方



引用文献

- 一番ヶ瀬康子(1993)「介護福祉学の意義と意味」日本介護福祉学会設立準備委員会編『介護福祉学とは何か』ミネヴァ書房。
- 一番ヶ瀬康子(2000)「巻頭言」『介護福祉学』VOL.7。
- 太田貞司(2012)「フィンランドのラヒホイタヤーケアワーカーの再考—」『神奈川県立保健福祉大学大学誌』第9巻第1号。PP.3-14。
- 太田貞司(2013)「介護福祉学の構築に向けて—介護福祉を再考する」『介護福祉学』VOL.20-2.PP.166-171。
- 太田貞司(2023)「「介護福祉実践」事象をめぐる論争 —「介護」という言葉」『長野大学地域共生福祉論集』第16号、17-25頁。2023年3月。
- 太田貞司(2020)「地域包括支援体制の基本的な考え方を知る」公益財団法人日本生命済生会『地域福祉研究』編集委員会監修、黒田研二編『包括支援体制のいま』ミネヴァ書房。
- 太田貞司(2023/9/10)「介護福祉実践と「介護」—介護福祉学の「事象」の検討に向けて—」(日本介護福祉学会第21回大阪大会自由発表)。
- 太田貞司(2023/11)「介護福祉士が「介護福祉実践」で創りあげてきたもの」公益社団法人日本介護福祉士会編一般社団法人医療経済研究・社会保険福祉協会協力『介護福祉士の専門性とは何か — 私たちの果たすべき役割と責任』中央法規、116-131頁。
- 黒澤貞夫。(2015)「「介護福祉学」の基盤と思想について」『介護福祉学』VOL.22-1、PP.45-51。
- アクセル・ホネット/山本啓等訳(2014)『承認をめぐる論争(増補版)—社会的コンフリクトの道徳的文法』法政大学週版局。

ご清聴ありがとうございました。

シンポジウム

テーマ

「地域包括ケアシステムにおける介護福祉士の役割への期待」

【シンポジウム企画趣旨】

地域包括ケアシステムが真に機能するためには、介護福祉職の量的充足のみならず、質的向上が担保されなければならない。介護福祉士への役割や期待が、高度化、複雑化、多様化する中で、改めて介護福祉士養成教育の進化や深化の必要性は言うまでもない。

本シンポジウムの企画趣旨は大きく分けて2点とした。第1点目として、高度化、複雑化、多様化への課題を福祉科教員や、周辺領域である看護教育からの示唆を得ることとした。第2点目として、記憶に新しい能登半島地震で甚大な被害があったブロックとして、災害現場における地域で突然生じる課題に対して介護福祉士の果たす役割や、介護福祉教育の必要性への示唆を得ることとした。

本シンポジウムでは、日常における介護福祉士の役割への期待と共に、非日常を支える介護福祉士の役割を地域包括ケアシステムという切り口で、今後の教育実践について論じたいと思う。

【シンポジスト】

○「災害福祉への期待と介護福祉教育」

鈴木 俊文 氏（静岡県立大学短期大学部 社会福祉学科 介護福祉専攻 教授）

○「福祉科教育からの示唆」

高木 諒 氏（愛知県立古知野高等学校 福祉科教諭）

○「老年看護との連携」

木村 暢男 氏（聖隷クリストファー大学 看護学部 准教授）

【コーディネーター】

吉川 杉生 氏（中部学院大学短期大学部 教授）

*令和6年度東海北陸ブロック介護福祉士養成施設協会会長

コーディネーター紹介

吉川 杉生 氏

(中部学院大学短期大学部社会福祉学科 学科長・教授)

東海北陸ブロック介護福祉士養成施設協会 会長

【略歴】

専門分野：教育社会学、介護福祉教育

学位：社会学修士（明治学院大学大学院）

研究内容及び教育歴

専門分野は、教育社会学の中では「学校文化研究」の領域にあたり、主に学校でのフィールドワークを中心として、生徒及び教師のコミュニケーション過程から学校社会の実相をとらえ、それに基づいて、「校則問題」や「教師文化」などに対する実践的な課題を考察してきた。1998年から現任校で介護福祉士養成教育に携わり、コミュニケーションの基礎論や介護に関する社会的背景に関する講義を担当している。その間に、介護福祉教育の新しい取り組みとして以下の活動を推進してきた。

- ①地域住民や機関・団体と連携し、学生が地域課題の解決に取り組む学習プログラムの立案・実施
- ②工学研究者と共同し、福祉用具を3Dプリンタで作製する教育プログラムの立案・実施（JSPS 研究費助成）
- ③介護事業所等と連携し、介護福祉士を目指す留学生の支援体制の構築

シンポジスト 紹介

テーマ 「災害福祉への期待」

鈴木 俊文 氏
(静岡県立大学短期大学部 教授)

学位：修士（社会福祉学：日本福祉大学）、博士（社会福祉学：日本福祉大学）

略歴：

介護福祉士資格取得後、介護職員、ケアマネジャー、認知症高齢者グループホーム管理者等を経て介護福祉士養成教育に従事。

介護サービスの組織マネジメントや、福祉・介護人材のキャリア開発を主たる研究テーマに、介護福祉士養成教育におけるチームマネジメント教育や、介護福祉士資格を基礎にその後のキャリア開発における OJT や Off-JT 等の研究、教育、社会活動に取り組んでいる。

近年の社会課題のひとつである災害支援への対応は、組織マネジメント、キャリア開発双方に関連する対応課題であり、静岡県災害派遣福祉支援チーム静岡 DWAT 活動の検証等（2018 年西日本豪雨災害、2021 年伊豆半島土石流災害、2023 年能登半島地震における支援活動）に取り組んでいる。

災害福祉への期待と介護福祉教育

- 近年におけるDWAT活動を検討材料に -

鈴木 俊文

静岡県立大学短期大学部社会福祉学科 教授
静岡DWATアドバイザー

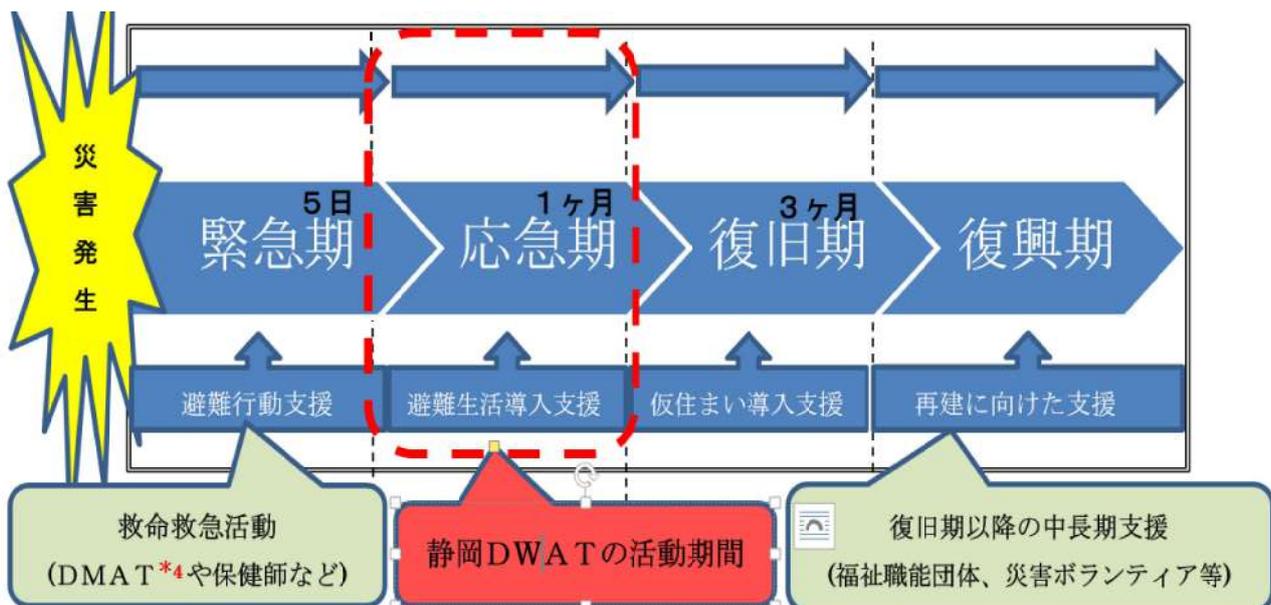
Disaster Welfare Assistance Team

- 東日本大震災等の災害での教訓（災害関連死の発生等）を踏まえ、災害時に避難所等で福祉や介護等の専門的な視点で支援活動を行うことを目的に発足。
- 静岡県では、平成28年度に県内の福祉分野における公民協働の広域支援体制を（ネットワーク）を設置し、このネットワークの中心的な活動にDWATを位置づけている。
- 静岡県では、現在までに養成研修を修了した355名をDWATとして登録（令和6年9月時点）。
- DWATは、被災した市町から派遣要請を受けて活動するチーム。このため個人参加ではなく、ネットワーク事務局を通して、チーム編成により被災地へ向かう。
- 主な活動場所は、被災した市町等が指定する避難所。能登半島地震においても、指定避難所で活動した（R6年1月8日～5月2日まで）。

静岡県災害福祉広域支援ネットワークを構成する16団体

区分	構成団体
種別団体	静岡県社会福祉法人経営者協議会
	静岡県救護更生施設連絡協議会
	静岡県乳児院協議会
	静岡県母子生活支援施設協議会
	静岡県児童養護施設協議会
	静岡県保育連合会
	静岡県知的障害者福祉協会
	静岡県老人福祉施設協議会
	一般社団法人静岡県社会就労センター協議会
	静岡県福祉医療施設協議会
	静岡県身体障害児者施設協議会
	社会福祉法人静岡県社会福祉協議会
職能団体	一般社団法人静岡県社会福祉士会
	一般社団法人静岡県介護福祉士会
	特定非営利活動法人静岡県介護支援専門員協会
	一般社団法人静岡県精神保健福祉士協会

災害対応フェーズとDWAT活動の変化（近年の特徴）



DWAT発足時、応急期支援を担うチームという期待やイメージが非常に強かったが、近年（能登半島地震を含む）の災害対応では、支援活動の範囲（期間）が拡大している。

背景：豪雨等による局所的被害の多発（短期的支援）、1, 5次避難所の開設等

活動内容例	具体例
ラウンド	保健師等と一緒に避難所内で被災者のヒアリング（ニーズ調査や体調確認等）を行う。これらの情報を記録に記載する。
課題分析・福祉的トリアージ	ラウンドで収集した情報をもとに課題分析を行う。主に、心身の状況と生活環境等との関連でアセスメントを行い、避難所内での必要な対応や自宅等避難所退所後の生活に向けての課題を捉える。災害関連死の心配や避難所内での持病の悪化、障害が環境に適應できない状態等、福祉避難所や病院等への搬送が必要と判断される場合は福祉的トリアージとして優先的な対応を決定し、医療・保健等の支援チームや行政等と支援連携を行う。
避難所内支援チームとの連携	避難所生活での対応課題に対して、医療・保健・福祉等と連携した対応をはかるために支援連携を行う。避難所内に設置された本部や情報共有、カンファレンス等を目的とした会議に参加し必要な検討や情報共有、支援連携を行う。
避難所外支援機関等との連携	被災者の個別の生活課題に応じた対応（避難所からの通所介護利用や必要な物品補充、地域生活への意向に向けた手続き等）を避難所外の支援機関と連携して行う。
相談支援	被災者個々の生活課題に応じた相談や制度利用等に関する情報提供を行う。避難所内では相談コーナーを設置して対応するほか、ラウンド等を通じて対応するケースもある。
各種調査	状況調査や、退所後の生活意向調査等、行政等と連携して行う調査。文章を読んだり書くことが困難な要配慮者の場合は聞き取りしながら代行するケースもある。
アクティビティ支援	体操やレクリエーションなど、避難所内でも可能な活動プログラムを企画し提供する。この活動を通して、長期化する避難生活における二次被害防止を目的に行う。
生活環境の整備	段差解消や段ボールベッドの導入など、被災者の心身の状況に応じたアセスメントから必要な環境整備を行う。機能訓練士等と連携したADLアセスメントと介護福祉職等による介護内容の両面からアセスメントを行う。
身体介護・生活支援	自立した生活が困難な被災者に対して、避難所内での移動や食事、入浴などの身体介護や生活支援を行う。介護福祉職チームと連携して行う。

鈴木俊文「避難所等における災害派遣福祉チームの「活動実態」調査と「事例教材」開発」科研費基盤C（23K01837）分析中資料より抜粋

能登半島地震におけるDWAT活動から捉えた 福祉的課題

避難所巡回型・常駐型支援

志賀町

1月12日～1月15日

1月20日～3月1日まで

避難所巡回型支援

七尾市

1月10日～2月末まで

避難所常駐型支援

金沢市

1月8日～2月3日

4月1日～5月2日まで



静岡DWATオリエンテーション資料より作成

DWAT活動と避難所受け入れ 避難所受け入れという活動

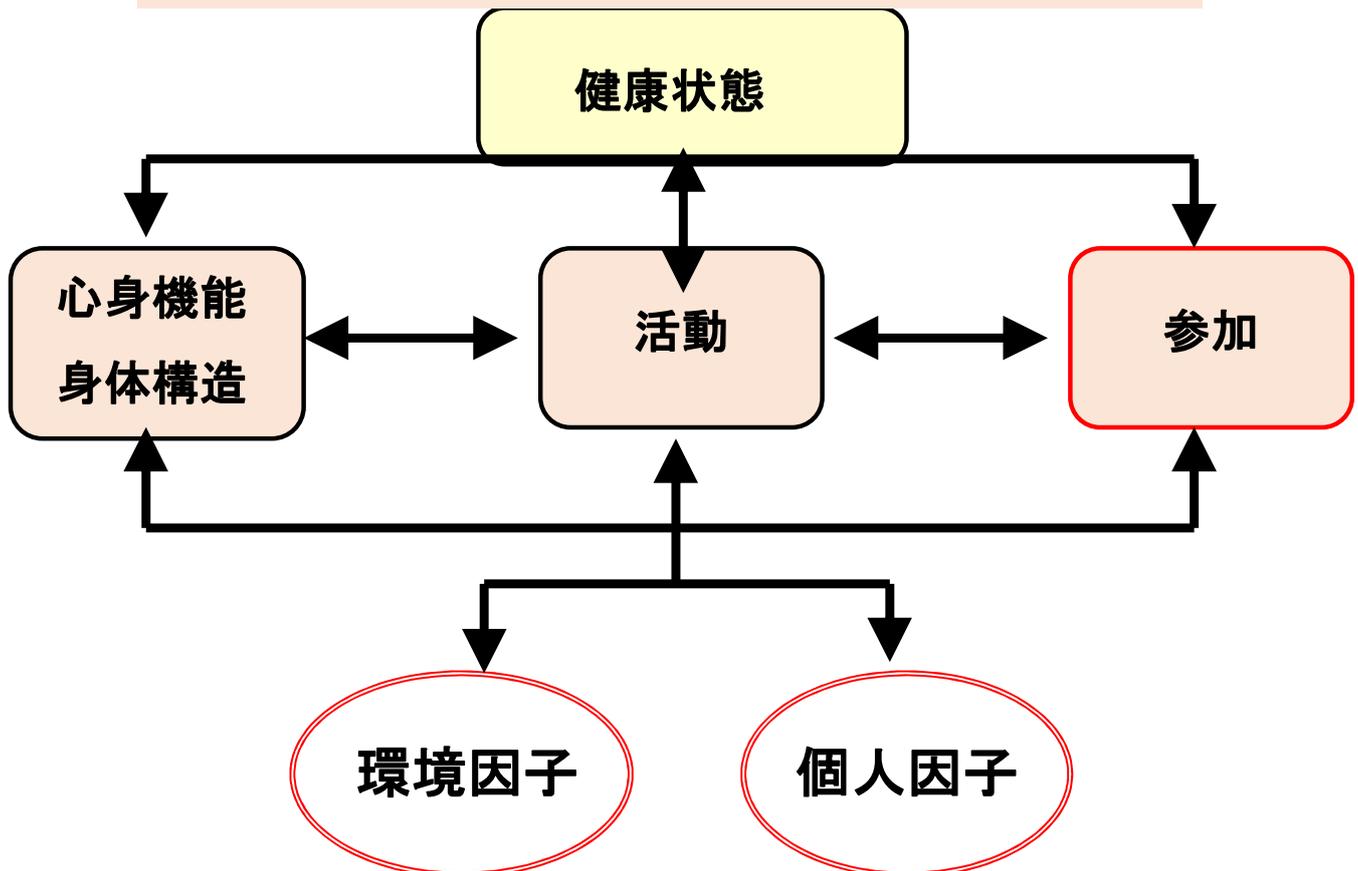
- ▶ 1.5次避難所では（1月活動）、**避難所受付業務**の支援に従事。
- ▶ 具体的には、被災者のテント割（生活場所の検討と決定等）業務等を石川県（県職員）と担当した。
- ▶ この対応には、医療的課題や福祉的課題、世帯状況（高齢夫婦や子ども世帯等）に応じて、**避難所内の配置や必要な環境、物資を考える役割**があり、この役割を保健師が行う問診と併せて、DWATが面談（**アセスメント**）を通して実施した。
- ▶ 1月活動では、連日、輪島、珠洲、穴水、七尾等から連日数多くの被災者が搬送され、この**新規受け入れを行うためには、同数の退所支援（2次避難所への移行）を行う必要**があった。**1.5次としての循環的役割**

避難所における退所支援の実際（1. 5次サブアリーナ）

- ▶ 退所支援の切り口（退所希望先の主な種類）は、「要介護認定後、施設入所希望」「要介護認定済みで仮設住宅+介護サービス利用開始待ち」「要介護申請中で、施設入所待ち」等。
- ▶ このほか、自宅に帰りたい（避難前居住地は、輪島市、珠洲市、能登市、七尾市が中心で、地域の復旧状況的に帰ることは困難）等、退所先の意向と状況が合わないひと（判定により仮設住宅を利用できない含む）が多数。
- ▶ 避難者の年齢は60～90代が中心（60代の生活困窮者と85歳以上の要介護者等）。2次避難所に移動したものの、環境に適応できず（本人の身体状況や認知症等による影響から、環境に適応できず）、1,5次避難所に戻ってきたケースもあり。
- ▶ 家族介護者が不在、老々介護（家族介護者等がいるものの、家族介護者の介護力に課題がある場合が多い）、家族関係の不和等サブアリーナでは、常時介護職チームが10～15名配置（傾聴ボランティア含む）され、入所者の見守りのほか、支援者の観察が可能なパーティション型の個室スペースを整備し、支援にあっていた。
- ▶ 生活支援の体制が整っているものの、入所者の多くは、退所先が決まらないまま2か月を超える避難所生活を継続している状況があった（避難所生活の継続を望まれるケースも増えていた）。
- ▶ この中で、ADL（日常生活動作能力）低下が心配されるとともに、退所支援にあたってADL情報は、利用サービスの適合や利用可否にもかかわる非常に重要な情報として扱っていた（情報の更新と対応の必要性）

災害福祉と介護福祉教育への期待

ICF（国際生活機能分類）を手掛かりに



災害福祉と介護福祉教育への期待②

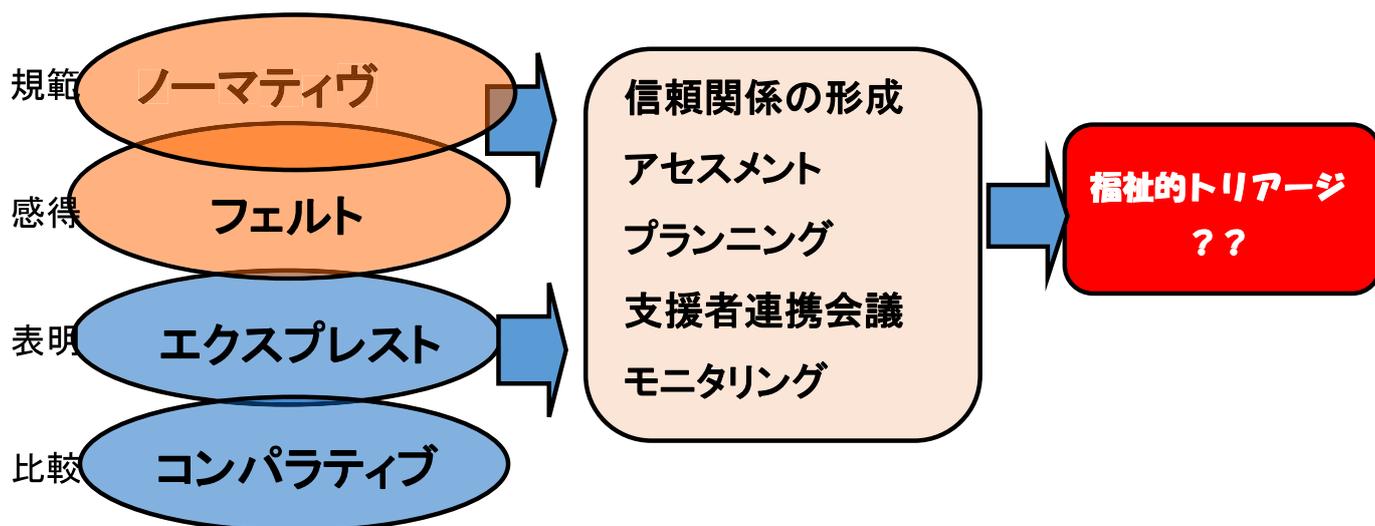
マズローの「A Theory of Human Motivation」を手掛かりに



災害支援において、優先度を考えた、トリアージ的観点は、非常に重要であるが、生活支援(生活機能の維持)を担ううえでは、見落としやすい観点が存在

災害福祉と介護福祉教育への期待③

ブラッドショー(Bradshaw,J.)を手掛かりに



ニード論の考え方、支援として対応過程は、避難所支援(災害時支援)でも同じであり、非常に重要な観点。**4つのニード(ニーズ)を捉えていくことの重要性**を改めて実感。

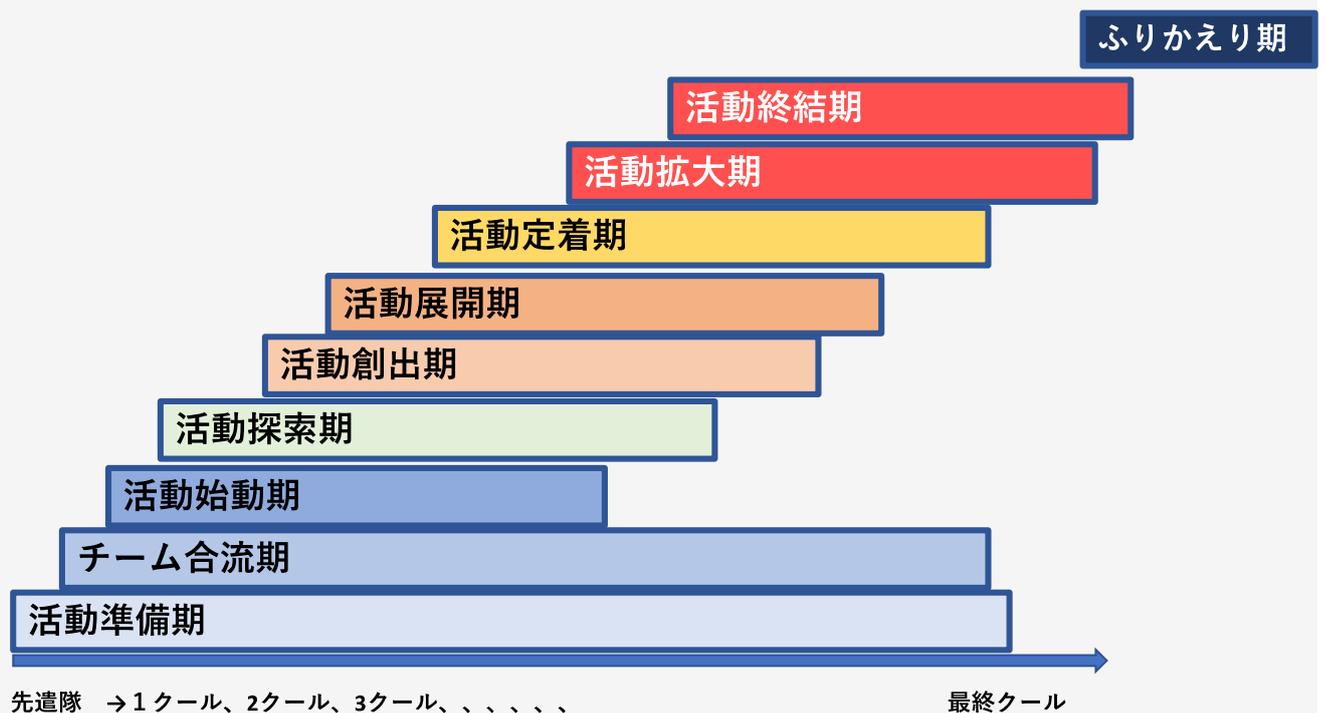
災害福祉と介護福祉教育への期待④

CSCAとPDCAを手掛かりに

- ▶ Command and Control (指揮と連携)
- ▶ Safety (安全確保)
- ▶ Communication (情報収集伝達)
- ▶ Assessment (評価)

- Plan (計画)
- Do (実行)
- Check (評価)
- Action (対策・改善)

DWATの活動は、活動を通じて創出的に変化する (活動フェーズ)



鈴木俊文：2023年度日本介護福祉学会大会発表「災害派遣福祉チームの避難所活動における支援プロセスの概念化
－支援活動としての業務行動・役割はいかに創出されるのか－」

シンポジスト 紹介

テーマ 「福祉科教育からの示唆」

高木 諒 氏

(愛知県立古知野高等学校 福祉科教諭)

【略歴】

愛知県立古知野高等学校福祉科で介護福祉士資格を取得後、日本福祉大学へ進学。在学中は離島でのサービスラーニング活動に没頭し、社会福祉士および高校福祉科教員免許を取得。平成24年度より愛知県立海翔高等学校に福祉科教諭として赴任し、8年間にわたり介護福祉士養成に従事。令和2年度より母校・古知野高校へ転勤し、引き続き介護福祉教育に携わる。同校は令和6年度、文部科学省のマイスター・ハイスクール普及促進事業に指定され、学科主任として事業を推進。授業や学科運営を通じて、福祉系高校生の価値観の変容や、サービスラーニングを活用した学びの実践に関心を持ち、その可能性を探っている。

3人の娘を育てる父として、家庭と教育の両立にも日々奮闘している。



福祉科教育からの示唆

地域包括ケアシステムにおける 介護福祉士の役割への期待

-第30回日本介護福祉教育学会-

プロフィール

愛知県立古知野高等学校 **高木 諒**

略 歴

2005年 愛知県立古知野高等学校 福祉科
2008年 日本福祉大学 社会福祉学部
2012年 愛知県立海翔高等学校
2020年 愛知県立古知野高等学校

■関心があるテーマ

- ・福祉系高校生の価値観の変容
- ・サービスラーニングを活用した学びの実践
- ・男性の家庭進出



全国福祉高等学校長会



加盟校：全国201校（令和6年4月1日現在）

・北海道	6校	・近畿	17校
・東北	15校	・中国	19校
・関東	41校	・四国	11校
・北信越	11校	・九州	58校
・東海	23校		

福祉系高校（介護福祉士養成校）113校

全国福祉高等学校長会 魅力ある福祉教育

全国高校生
介護技術コンテスト



全国生徒体験発表



社会福祉
・介護福祉検定



全国福祉高等学校長会は、令和7年4月に設立30周年を迎えます。

高等学校 教科「福祉」の誕生

- ・ 昭和60年（1985年） 文部省（当時）の審議会において、高等学校における「福祉」教育の必要性が提言される。
- ・ 昭和62年（1987年）「社会福祉士及び介護福祉士法」公布により、介護福祉士資格が国家資格となり、高校での養成が可能に。
- ・ 平成11年（1999年）高等学校学習指導要領改訂により専門教科「福祉」が正式に創設。
- ・ 平成15年度（2003年）より、学習指導要領に基づく教科「福祉」の年次進行が開始され、本格的な福祉教育が展開される。



新学習指導要領告示（平成30年）

第8節 福祉

● 第1款 目標

福祉の見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、福祉を通じ、人間の尊厳に基づく地域福祉の推進と持続可能な福祉社会の発展を担う職業人として必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 福祉の各分野について体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。
- (2) 福祉に関する課題を発見し、職業人に求められる倫理観を踏まえ合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- (3) 職業人として必要な豊かな人間性を育み、よりよい社会の構築を目指して自ら学び、福祉社会の創造と発展に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

DX時代をリードする高度介護人材の育成 -愛知から始まる高校福祉の新潮流-

現状と課題

- DX推進や科学的介護対応のため、福祉系高校の専門教育充実と産業界連携が課題である。
- これからの時代を切り拓く課題解決能力やコミュニケーション力を育む教育の充実が課題である。
- 各校で産業界との連携を進めているが、ネットワーク不足で持続的な体制構築に課題がある。



マスター・ハイスクール・ビジョン

- 科学的裏付けに基づく介護(EBC)を実践するために必要な高度な介護スキルを育成する。
- 課題解決型学習(KOCHINO PBL)を通して地域の課題解決に挑戦し、DX時代に必要なリーダーシップや課題解決能力を養う。
- 拠点校の取組の成果を他校に還元し、福祉を学ぶ高校と産業界との新たな連携を創出する。

育成を目指す力



年度ごとの達成目標



DX時代をリードする高度介護人材の育成 -愛知から始まる高校福祉の新潮流-

科学的裏付けに基づく介護(EBC)の実践

- 01 介護×ICTの実践 -テクノロジーの善き使い手に-
- 02 科学的介護の実際 -データを活用した介護過程の展開-
- 03 認知症ケア最前線 -科学的アプローチで症状改善-

1年生では最新のICT・IoT技術を学び、2年生では施設見学を通じてテクノロジー活用力を育成する。3年生の介護実習ではICTを実践的に活用し、介護計画の立案に生かす。



産業実務家教員による授業

音声入力による介護記録

1年生では、特別養護老人ホームの施設長から、生活場面における科学的介護の実践を学ぶ。2年生では、3名の大学教員によるリレー講義を通じて介護データの分析を学び、情報活用能力の向上を図る。



産業実務家教員による授業

最新福祉機器の体験



先進事例を学ぶ施設見学

見守りシステムの体験



大学教員のリレー講義

介護データの分析

認知症グループホームの施設長から回想法やユマニチュードなど非薬物療法を学び、認知症の人を尊重したケアを習得する。2年生の介護実習では、学んだ知識と技術を実践し、理解を深める。



産業実務家教員による授業

認知症サポーター養成講座



当事者理解を進めるワーク

介護実習におけるケア実践

-One step forward-

介護DXの学びを現場で活かせる環境を一層整備し、実習施設との連携を深めながら、生徒が実践的なスキルを効果的に習得できる仕組みを充実させる。また、産業実務家教員の授業では、思考力・判断力・表現力をより高められるよう、ワークの内容を深化させ、主体的な学びを促進する。

DX時代をリードする高度介護人材の育成 -愛知から始まる高校福祉の新潮流-

課題解決型学習(KOCHINO PBL)の推進

01 「つながり」を実感できる地域づくり -共に生きる力を育む-



地域とのつながりが希薄化する中、生徒主体で認知症カフェを運営し、地域と交流を深める。また、教育機関と連携し、「共に生きる力」を育む福祉教育や認知症のVR体験プログラムを開発し、小中学校で出前授業を行う。



地域会議への参加

認知症カフェの企画・運営



大学生とのディスカッション

他校とのオンライン交流

02 福祉・介護の魅力発信 -THINKER to DOER-



約38万人の介護人材不足が予測される中、地域の福祉企業や福祉を学ぶ高校と連携し、福祉・介護の魅力を伝える活動を実践。ネガティブイメージを払拭し、「THINKER to DOER」の精神で行動する力を育む。



コラボ動画作成・発信

家族介護教室の動画作成



介護職員へのインタビュー

FUKUSHI FESでの発表

03 元気で笑顔あふれるまちに -高校生考案の健康づくり-



江南市の高齢化に対応し、フレイル予防や認知症予防の体操や活動を考案し、介護予防と健康づくりを実践する。さらに、活動の成果をDVDなどにまとめ、地域へ広げていく。



PBLアドバイザーの指導

プログラムの検討



フレイル予防体操の実践

認知症予防体操の実践

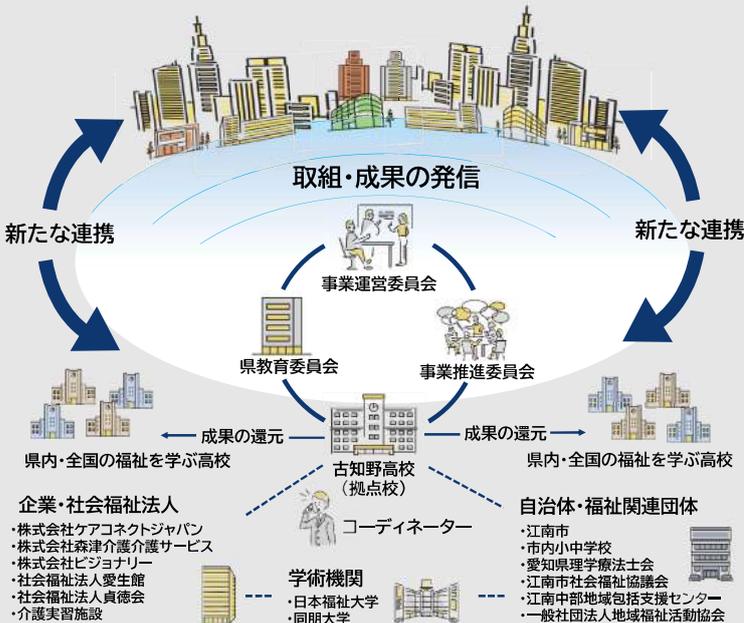
-One step forward-

生徒の非認知能力を可視化し、協調性や課題解決能力の成長を実感できるようにする。また、開発したVR体験プログラムや福祉教育プログラムの冊子、健康づくり体操のDVDなどを県内外の高校と共有し、活用を進めながら福祉教育の発展につなげる。

DX時代をリードする高度介護人材の育成 -愛知から始まる高校福祉の新潮流-

事業展開イメージ

各機関の役割



事業運営委員会【意思決定機関】

事業の進捗管理、評価及び検証を行う。本県における福祉・介護業界が目指すべき姿や求められる福祉・介護人材像についての展望を検討する。また、産業界との連携体制などについて、構想を具体化する。

愛知県福祉局・高齢福祉課長、愛知県教育委員会高等学校教育課・課長補佐、愛知県介護福祉士会・会長、愛知県老人福祉施設協議会・大会企画委員長、愛知県社会福祉協議会・福祉人材センター所長、日本福祉大学・准教授、同朋大学・准教授、社会福祉法人サン・ビジョン・副施設マネジャー、愛知県立古知野高等学校・校長、産学連携コーディネーター

事業推進委員会【事業実施機関】

産業実務家教員や地域の福祉機関・団体、拠点校教員などが実務者間で事業実施や改善に向けた具体的な方策を検討する。また、産業界等との連携について協議し、事業推進の在り方を検討・協議する。

奈良東病院グループ・ICT教育推進スーパーバイザー、株式会社森津介護サービス・ホーム長、社会福祉法人員徳会・ケアハウス今伊勢・施設長、同朋大学・准教授、江南市社会福祉協議会・福祉活動専門員、江南中部地域包括支援センター・センター長、江南市介護保険課介護予防グループ・主査、愛知県立古知野高等学校・校長及び福祉科教諭、産学連携コーディネーター

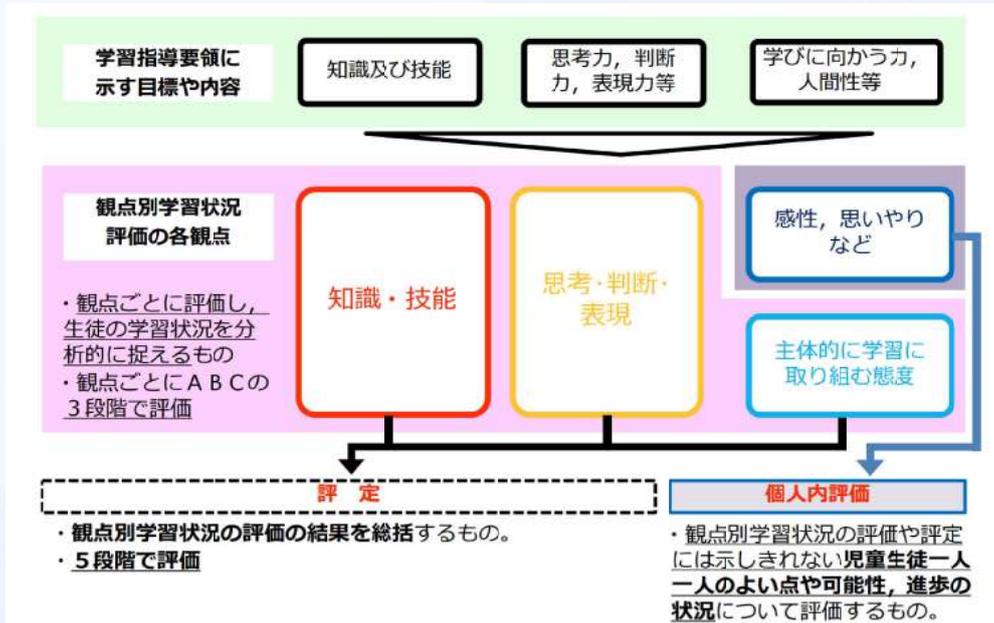
県教育委員会

事業の管理機関。事務局機能を有し、拠点校を支援する。事業運営委員会と連携し、これからの本県における福祉・介護業界に求められる資質能力を育成する産業教育の在り方について検討する。

古知野高校

本事業の拠点校。MHSビジョンに基づき産業実務家教員・PBLアドバイザーとの協働により2分野6事業を展開する。県内外の福祉を学ぶ高校へ成果を還元し、ノウハウを共有する。

観点別学習状況の評価



生徒の記述（思考・判断・表現）

②「介護福祉士」の専門性は何か。講義を踏まえて、あなたの考えを書いてください。

介護福祉士は利用者の人として生きる権利を支えています。そのため、利用者が今までの生活と変わらない支援を行うことが介護福祉士の専門性だと考えた。利用者様には家から施設へ移ってふおんになってしまう方も中にはいらっしゃるなので、今までの生活と変わらない支援を行うことが認知症の進行を早めることを防止できる。医療や保健ではできない、人と人の介護を行うことが介護福祉士、福祉ならではないかと思う。

間接業務をICTで行えるようになると、介助者の時間や心に余裕ができて、より質の高い介護を提供できると知りました。
でも、センサーで動きを感知するものなど、人権やプライバシーの問題に触れてしまいそうなシステムのものもあるので、私たちが正しく学んで見極める必要があると思いました。

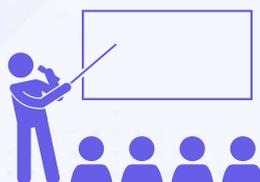
介護福祉教育のこれから

1



地域資源との
ネットワーク強化

2



地域住民の
福祉リテラシー向上

3



ICT・DXを活用した
教育の充実

おわりに

養成校の先生方と福祉系高校の教員のネットワークをつくりませんか？
私たちは、介護福祉士の価値を高め、介護を学ぶ若者たちの未来を拓くという同じ使命を持っています。
福祉系高校は、若者たちが介護の世界への第一歩を踏み出す場。
養成校は、若者たちの志を磨き、専門性を高め、社会の最前線へと送り出す場。
手を取り合うことで、お互いの強みを活かし、より充実した教育を実現できるのではないのでしょうか。
教育現場で私たちが流した汗の分だけ、介護の未来は変わると信じています。
ともに学び、ともに育て、介護福祉の新たな時代を創っていきましょう。

ご清聴、誠にありがとうございました。

シンポジスト 紹介

テーマ 「老年看護との連携」

木村 暢男 氏
(聖隷クリストファー大学 看護学部 准教授)

【略歴】

専門分野：老年看護

資格：看護師・介護支援専門員

学位：社会福祉学修士（法政大学大学院）・介護福祉ケアマネジメント博士（国際医療福祉大学大学院）

職歴および教育歴：

東京慈恵会医科大学付属第三病院の看護師、NPO 法人ケアプラン相談室湧の介護支援専門員として従事。

2007 年～2012 年 聖隷クリストファー大学社会福祉学部介護福祉専攻の教員として介護福祉養成教育にも携わる。

その後、三重県立看護大学、日本福祉大学、朝日大学保健医療学部看護学科を経て、2022 年より、聖隷クリストファー大学看護学部で老年看護を担当している。

第30回日本介護福祉教育学会シンポジウム

「地域包括ケアシステムにおける 介護福祉士の役割への期待」 —老年看護との連携—

2025年2月15日

聖隷クリストファー大学看護学部

木村 暢男

介護福祉士と看護師の連携は 地域包括ケアシステムの要である…

それはなぜか…

1. 疾患を抱えながら在宅や施設で暮らす高齢者の増加
2. 一人暮らしの高齢者、老老世帯の増加
3. 介護者の高齢化
4. 認知症高齢者の増加



⇒ 生活に困難を抱える高齢者の疾患の悪化や予防に留意して、高齢者がどこで暮らしても、「**その人らしい生活**」を支えていくことが必要

介護福祉士と看護師の定義

<介護福祉士>

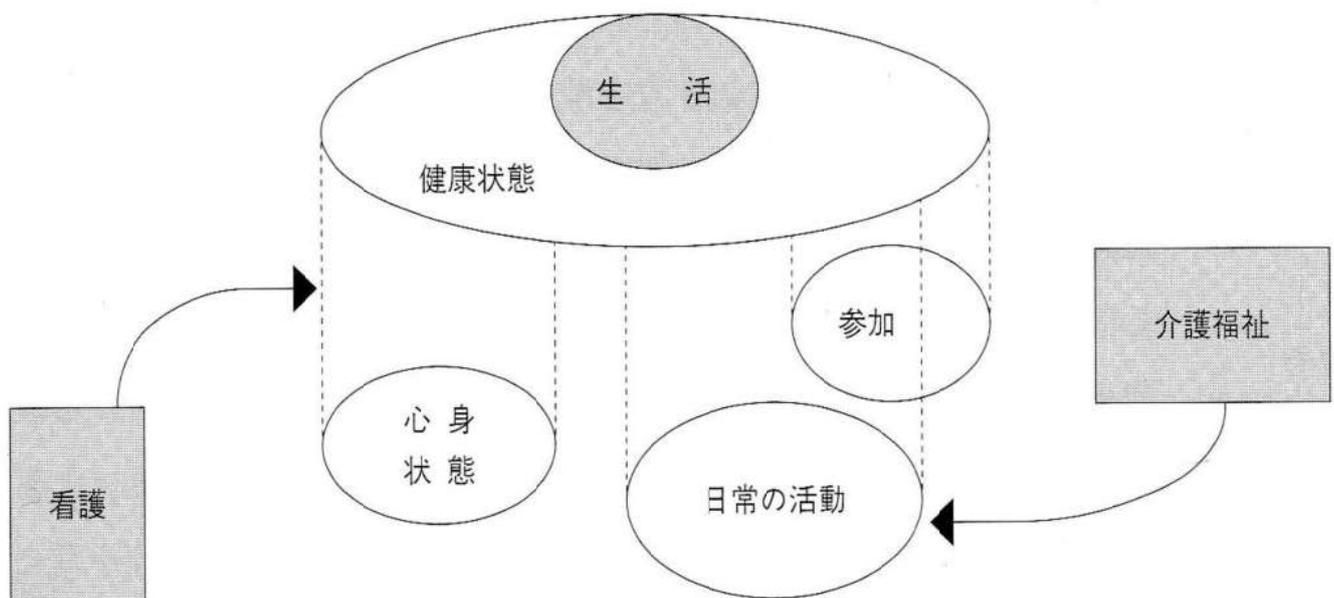
介護福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、**身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき、心身の状況に応じた介護**（喀痰吸引その他のその者が日常生活を営むのに必要な行為であって、医師の指示の下に行われるものを含む）を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行うことを業とする者をいう。

（社会福祉士及び介護福祉士法）

<看護師>

厚生労働大臣の免許を受けて、**傷病者若しくはじょく婦に対する療養上の世話**又は診療の補助を行うことを業とする者をいう。（保健師助産師看護師法）

利用者の日常生活からみた介護福祉と看護の関り



介護福祉学研究会監修：介護福祉学 p.147より

介護福祉士と看護師の連携が上手くいくと・・・

疾患を持ちながら、在宅や施設でその人らしい生活が可能に



疾患を持つ家族の継続した介護が可能に

1人暮らしの高齢者が、できるだけ健康状態を保ちその人らしい生活が可能に

身体的疾患を持つ認知症高齢者が、健康状態を保ちつつ穏やかな生活を送ることが可能に

介護福祉士－看護師の連携の課題

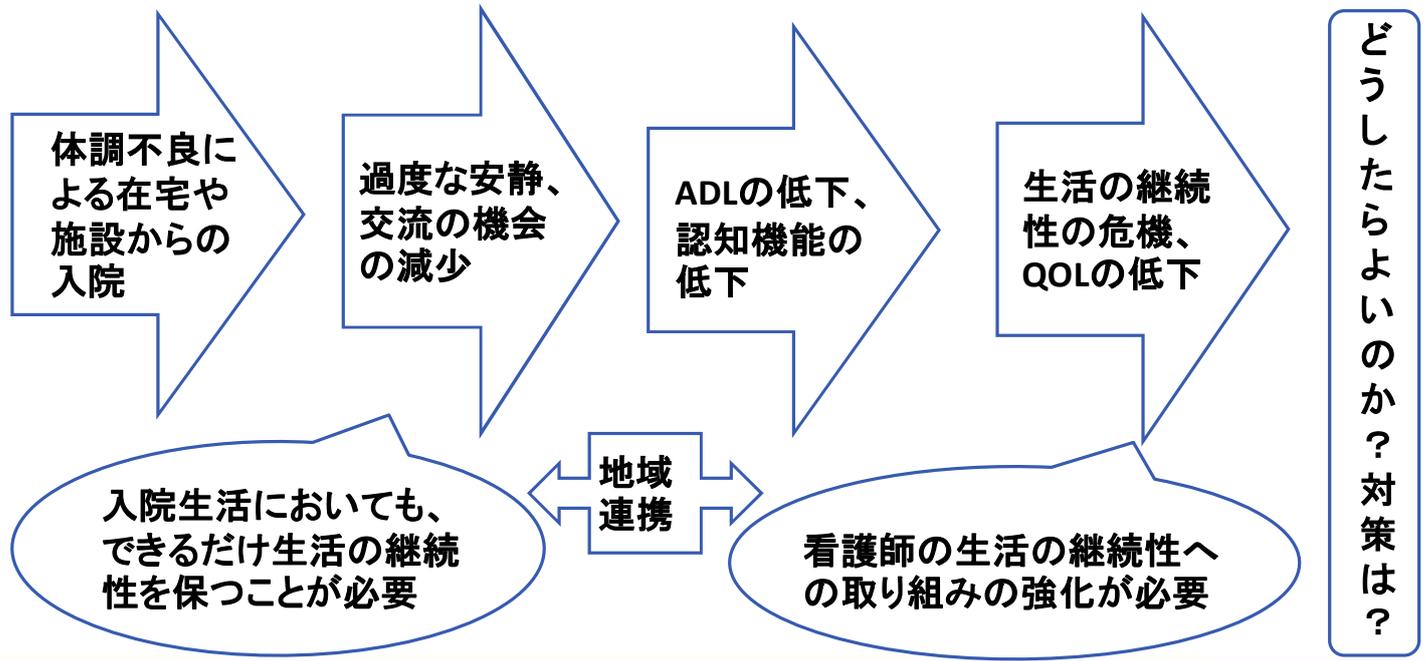
<先行研究より抽出した課題>

- 看護師の専門用語の多用
- 看護師は医療処置中心の考え方があり、生活に目が向いていない
- 看護師が専門性を主張しすぎることによって意見が対立する
- 職場に階層性が存在し、介護福祉士から看護師に意見が言いにくい
- 看護師の介護福祉士と連携する意識が低い
- 訪問看護師からケアマネジャーへの情報提供不足

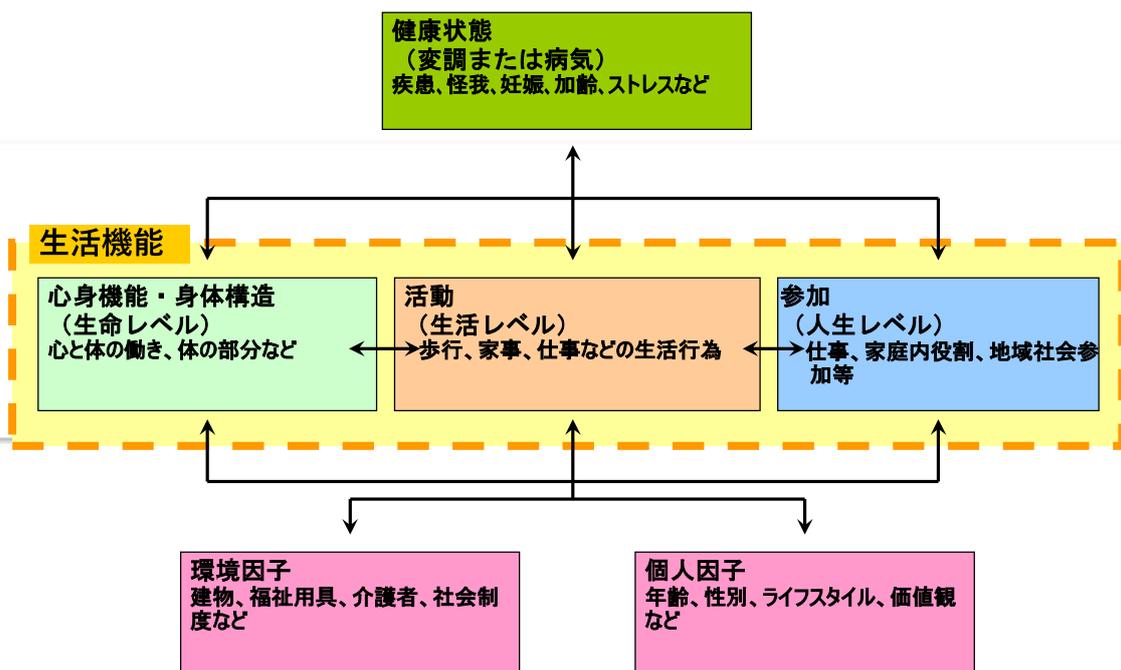
看護師の医療優先の思考？

看護師の連携への意識？

地域包括ケアシステムにおける 医療機関への入院による課題



ICFモデル



ICFモデルにおける介護福祉士と看護師の思考

<介護福祉士の思考>

「心身機能・身体構造 ⇔ 活動 ⇔ 参加」の相互作用が環境因子、個人因子を踏まえて考えられている。

→「社会モデル・医学モデルの融合」

<看護師の思考>

「心身機能・身体構造 ⇒ 活動 ⇒ 参加」の思考が強い。

→「医学モデルが強い」

看護教育カリキュラム

基礎分野	科学的思考の基盤 人間と生活・社会の理解 } 14	
専門基礎分野	人体の構造と機能 疾病の成り立ちと回復の促進 } 16 健康支援と社会保障制度 6	<臨地実習> 23
専門分野	基礎看護学 11 地域・在宅看護論 6 成人看護学 6 老年看護学 4 小児看護学 4 母性看護学 4 精神看護学 4 看護の統合と実践 4	基礎看護学 3 地域・在宅看護論 2 成人看護学 } 4 老年看護学 } 小児看護学 2 母性看護学 2 精神看護学 2 看護の統合と実践 2 養成校の自由裁量 6

看護教育の中で介護福祉に関して学ぶ科目

- 社会福祉学・・・選択科目としてカリキュラムの中にある学校とない学校がある。
- 多職種連携に関する科目・・・学校によってカリキュラムにのの中にある学校とない学校がある。
- 地域・在宅看護論・・・在宅看護に関わる専門職として介護福祉士が紹介されることがある。
- 老年看護学実習・・・高齢者施設で実習を行っている学校では、介護福祉士方から実習指導を受ける機会がある。

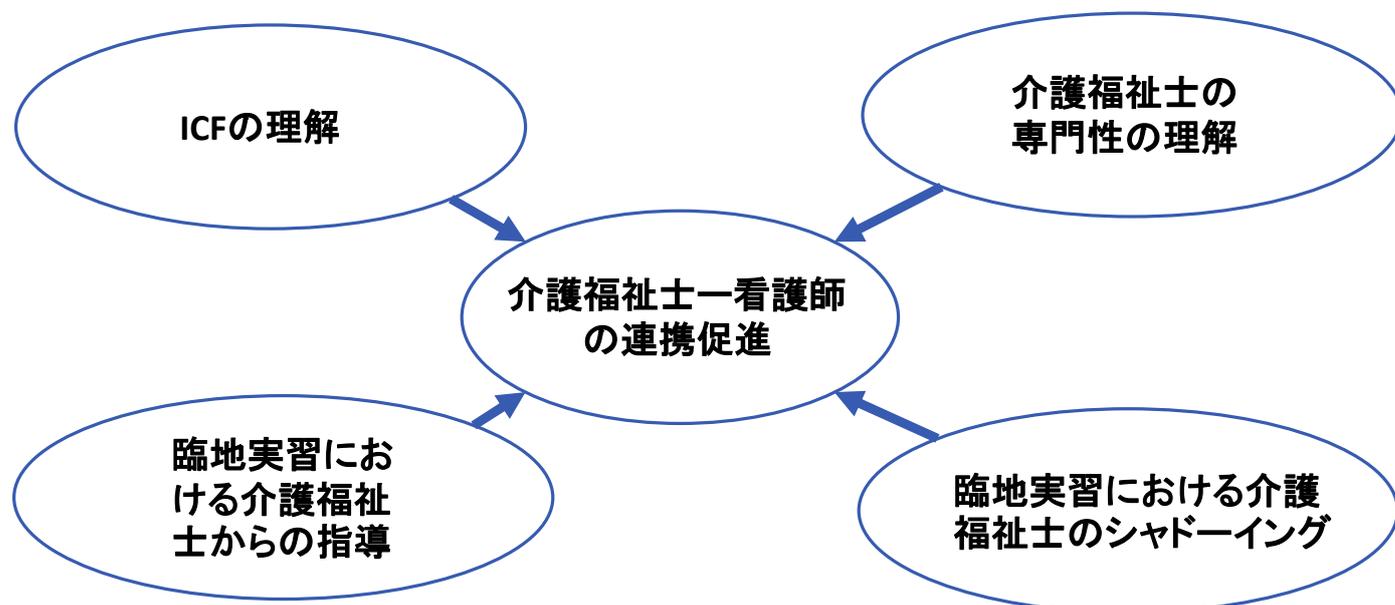
聖隷クリストファー大学看護学部において 介護福祉に関して学ぶ科目

- 社会福祉概論(1年生必修科目)
- 地域ケア連携の基礎(1年生必修科目:他学部と合同)
- 地域包括ケア看護論(2年生必修科目)
- 老年看護学実習(3年生必修科目:2週間の中で2日間の施設実習がある)
- 地域ケア連携演習(4年生選択科目:他学部と合同)

看護教育から見た介護福祉士との連携の課題

- 介護福祉に関して学ぶ機会は、学校によってかなり異なる。学校によっては極めて少ない。
⇒介護福祉士がどのような専門性を持ち、何を大切にしているかという理解は不足している。
- 介護福祉教育に比べて、看護教育では認知症に関して学ぶ機会は圧倒的に少ない。
⇒認知症のこと、認知症高齢者のケアに関しては、介護福祉士の方が理解が深い。
- 看護教育では、医学モデルに基づく教育が強い。
⇒ICFに関しては、学校によっては全く触れることがない。

聖隷クリストファー大学老年看護学領域における介護福祉士と看護師の連携を促進する取り組み



看護教育から見た介護福祉士と看護師の連携を促進するための視点

- ・看護教育の中で、介護福祉士の専門性の理解を促していく必要がある。
- ・看護学生は、高齢者の生活を見ていく視点や方法を、介護福祉士から学んでいく必要がある。
- ・介護福祉士から認知症ケアに関して学んでいく機会が必要である。
- ・看護教育の中でICFを学ぶことは、介護福祉士との連携に役立つ。

参考・引用文献

- 井上千津子他(2015). 介護の基本, 京都:ミネルヴァ書房.
- 介護福祉学研究会監修(2002). 介護福祉学, 東京:中央法規.
- 西村洋子他(2008). 介護の基本. 東京:メジカルフレンド.
- 堀口久子他(2019). 在宅で看取りをする医療者と介護支援専門員の連携課題—テキストマイニングによる内容分析—. 修文大学紀要, 31-39.
- 山根美穂(2023). 回復期リハビリテーション病棟の看護師と介護福祉士の協働—日常生活支援と退院支援の事例を用いたインタビュー調査—. 日本福祉大学大学院「福祉社会開発研究」, 89-100.

分科会

第1分科会

地域との連携・新しい取り組み

座長：牛田 篤 氏（同朋大学）

伊藤明代 氏（同朋大学）

13:20～13:40	小川理紗	生活支援コーディネーターとの協働により実現した介護予防の新たな取り組み ー筑後市におけるシニアファッションショーの実践ー
13:40～14:00	合田衣里	通所介護事業所における終末期の利用者家族に対する支援実態
14:00～14:20	中島真由美	介護福祉士養成校の教育機能を生かした地域からの介護人材確保の試み ー入門的研修からマッチングまでの支援を通してー
14:20～14:40	富田川智志	ノーリフティングケア導入による身体負担軽減効果に関する事例検討 ー介護業務における座位行動相当の身体活動強度の変化ー
14:40～15:00	奥田都子	地域共生社会における介護福祉士の地域福祉活動 ー活動の実態と地域における介護福祉士の役割の〈見える化〉の試みー
15:00～15:20	牛田 篤	介護福祉分野における DX 研究を活かした教育と実践のあり方 ーリカレント教育推進事業「介護福祉×DX」及び「高齢者福祉×DX」講座の視座か らー

生活支援コーディネーターとの協働により実現した

介護予防の新たな取り組み

—筑後市におけるシニアファッションショーの実践—

小川 理紗 森永 牧子 (九州大谷短期大学 専攻科福祉専攻)

I. 事業実施の背景

福岡県南部に位置する筑後市は、人口約 49,000 人、高齢化率 27.9%の市であり (R5.9 月時点)、推計を上回る早さで高齢化が進んでいる。「第 9 期筑後市高齢者福祉計画介護保険事業計画」において、「要介護状態にならないための健康づくり・介護予防」「ささえ合いの仕組みづくり」という重点施策が掲げられ、「生活支援体制整備事業」の中で、生活支援コーディネーターが配置されている。地域活動の継続支援が介護予防に繋がるという共通認識のもと、生活支援コーディネーターと協働しシニアファッションショー(以下、ショーとする。)を企画した。

II. 事業の目的

- 1) 地域活動に参加するボランティア、利用者の意欲向上、介護予防につなげる。
- 2) ショーの開催を通して地域活動の PR を行うことで、地域活動の参加者の増加、ボランティアの担い手の増加につなげる。
- 3) ショー来場者に向けても、視覚的・感情的体験を通して活力向上につなげる。

III. 活動内容

1) 対象

筑後市地域デイサービスに参加する利用者及び協力員

2) 開催までの流れ

- ①参加団体の公募 (開催 1 年前より)
- ②高齢者デイサービス・生活支援コーディネーター・大学 (学生実行委員) との運営企画、打ち合わせ
- ③チラシ作成及び配布周知
- ④出演者の送迎車手配
- ⑤ショーの準備 (衣装合わせ・ウォーキングレッスン・メイク・舞台準備など)

3) ショーの開催

第 1 回目 R5.10.2 蔵敷地区 (本学小劇場にて)

出演者: 26 名、観客: 110 名

第 2 回目 R6.11.2 和泉西地区 (本学大谷講堂にて)

出演者: 21 名、観客: 112 名

当日は、生活支援コーディネーター・本学教員を中心に、筑後市社会福祉協議会や協力団体と共にショーの運

営を行った。本学専攻科福祉専攻学生は、出演者衣装着付け・メイク・舞台エスコートを、演劇放送フィールド学生は、舞台・音響を、仏教学科学生は舞台エスコートという役割を担い、ショーに参加した。

5) 倫理的配慮

本事業報告作成にあたり、筑後市及び関連事業所に学会発表の目的や内容を説明し、公開承諾を得た。また学生や関係者に対しては、プライバシー及び個人情報保護の観点から十分な配慮を行った。

IV. 事業の評価及び考察

筑後市において、高齢者が主役となるファッションショーは初めての試みであった。ショーの開催により、出演者の家族からは「普段は外出しない母が、出演を楽しみに打ち合わせや準備に積極的に参加していた。」という声が寄せられた。ショー当日に子どもや孫も来場し、家族間で交流を深める場面も見られた。また、過去の出演者が今回の出演者を応援来場したことで、出演者の励みとなり、参加者間に「この取り組みを次に繋いでいきたい。」という意欲の高まりが観察された。これにより、本事業が単なるイベントにとどまらず、継続的なコミュニティ形成の契機となる可能性が示唆された。

本学学生にとっては、ショーの開催が、高齢者とのコミュニケーション、各々の専門領域の実践の場となり、イベントの企画・運営の学びを得る機会となった。さらに介護福祉を学ぶ学生にとっては、福祉における地域連携・地域における介護予防を考える機会となった。

V. 今後の展望

この事業を通じて、介護教育と地域福祉の連携を強化し、高齢者における介護予防活動を効果的に推進していくとともに、地域が抱える課題の解決にも寄与していく。

謝辞: 本事業遂行にあたり、筑後市生活支援コーディネーターの宮原明香様、笹田将吾様、北原利恵様、高田由紀様ならびに筑後市蔵敷地区、和泉西地区の皆様にご多大なるご協力をいただきましたこと、深く感謝申し上げます。本謝辞に記載した個人名及び団体名については、事前に公開の承諾をいただいております。

通所介護事業所における終末期の利用者家族に対する支援実態

合田衣里・村上留美・三上ゆみ（新見公立大学）

I. 目的

厚生労働省は、2018（平成30）年「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」を策定し、医療・ケアチームで本人・家族等を支える体制作りの重要性を述べている。先行研究によると、通所介護事業所の生活相談員が実施しているソーシャルワーク実践の1つに【終末期ケアの要望確認】が確認されており、終末期の利用者受け入れが行われていると推察される一方、通所介護事業所で行われている終末期に関する支援の研究は僅少である。そこで、実際に終末期の利用者へ支援経験のある通所介護事業所の職員を対象にインタビュー調査を行うことで、終末期の利用者を自宅で介護している家族に対する支援実態を明らかにすることを目的とした。

II. 方法

A 県通所介護事業所において過去5年以内に終末期の利用者の受け入れ経験のある職員5名を調査対象とした。調査方法は、個別の半構造化インタビューで実施し、1人あたり1時間程度とした。調査期間は2024年9月～11月であった。分析方法は、定性的コーディングを参考に、インタビューの音声データから逐語記録を作成し、意味内容ごとにコード化し、カテゴリを生成した。本研究は、新見公立大学研究倫理審査委員会の許可を得て実施した（承認番号：318）。

III. 結果

調査対象者の属性は、男性2名、女性3名であった。分析の結果、「利用にむけた支援」として、11つのサブカテゴリ、【家族の通所介護利用の目的把握】【家族の意向把握】【家族の介護負担感の把握】【緊急時の取り決め】の4つのカテゴリ、「利用開始後の支援」として、9

つのサブカテゴリ、【支援の提案】【家族に対する心理的支援】【他機関と家族が連携するための支援】【さまざまな手段による家族との連携】の4つのカテゴリ、「利用終了の支援」として、3つのサブカテゴリ、【利用中止の家族による判断】【亡くなった後の家族支援】の2つのカテゴリが生成された。

IV. 考察

「利用に向けた支援」で抽出された支援のカテゴリは、利用開始後も継続的に支援していると考える。終末期では特に身体状況、サービスの変化など本人及び家族の要望は変化すると考えられることから、柔軟な支援が求められる。また、【亡くなった後の家族の支援】のカテゴリが抽出され、通所介護事業所においてもグリーフケアが実施されており、必要であることが明らかとなった。

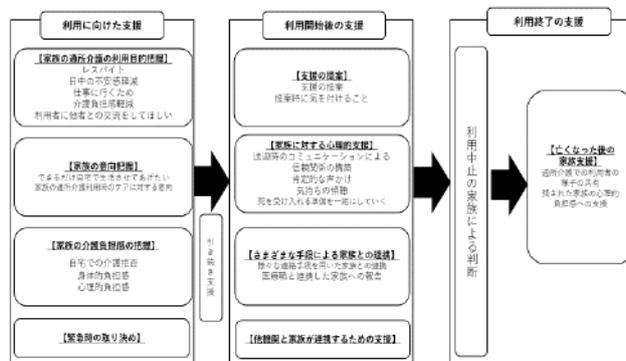


図1. 通所介護事業所の終末期の利用者家族への支援

本研究は令和4年度～令和7年度科学研究費助成事業（若手研究）による助成を受けたものです。

引用・参考文献

1) 岸本衣里, 杉山京, 竹本与志人「通所介護事業所に勤務する生活相談員のソーシャルワークの実践状況とその関連要因」社会医学研究 (37) 2, 150-163, 2020.

介護福祉士養成校の教育機能を生かした地域からの介護人材確保の試み

—入門的研修からマッチングまでの支援を通して—

中島眞由美（富山短期大学）

I 研究目的

多様な介護人材確保を図るため身近な地域を基盤に養成校の教育機能を生かし実施した入門的研修の実践報告を行い、養成校が地域に出る意義を検討することである。

II 研究方法

1 対象 令和6年度入門的研修参加者94人

2 期間 令和6年4月～12月

3 方法

①コーディネーターを配置しマニュアルに基づきT市の2つの保健福祉センターエリア20地区を対象に出前講座と入門的研修2コースをステップアップ型で実施(図1)

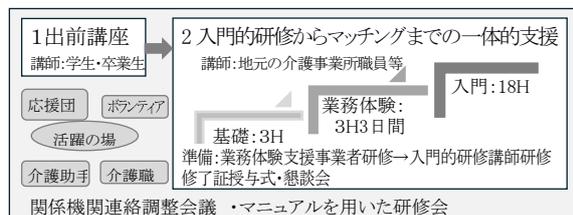


図1 地域での出前講座と入門的研修イメージ図

②出前講座は地域共生社会を介護人材の視点から考える内容とし卒業生が参加し町内の公民会等で対話型で実施。

表1 取組の特徴

- | |
|------------------------------|
| (1) 地域を基盤にしている |
| ① 身近な場所での受講可能 ② 身近な介護職員等が講師 |
| ③ 身近な施設の介護サービスを業務体験 |
| (2) 養成校の教育機能を生かした人材育成 |
| ① 地域住民 ② 地域の介護職員 ③ 学生及び卒業生 |
| (3) 温かな地域文化の醸成→持続可能性 |
| ① 正しく知ろう、応援しよう、無理せず参加しよう |
| ② 応援団、ボランティア、介護助手、介護職 |
| ③ 社会参加と生きがいを大切に貢献寿命とウエルビーイング |

③入門的研修前に、原則、対象地域から業務体験事業所を選定、説明会を開催し業務の洗い出しを依頼。また、入門的研修の講師を介護事業所、地域包括支援センター、保健福祉センターに依頼し講師研修会を実施。

④講座修了後アンケートを実施し、T県福祉人材センターと連携し就労意欲等がある人67人をフォローアップ。

4 倫理的配慮

本研究は富山短期大学倫理委員会の承認を得た（承認番号6-1-8）。参加者には個人情報をも目的以外に使用しないこと、アンケート等は任意であることを説明した。

III 結果

①講座及び業務体験修了後の満足度、就労等の意向は表2のとおりである。「身近な施設で働く職員の姿に介護のイメージが変わった」「できる形で協力したい」「もっと多くの人が学習すべき内容」という声が聞かれた。

表2 受講後の満足度・就労またはボランティア参加意識

	受講数	希望する	検討中	希望しない	無回答
基礎講座	人数 94	14	52	24	4
(83.0%) ^注	% 100.0	14.9	55.3	25.5	4.3
業務体験	人数 32	9	19	2	2
(87.8%)	% 100.0	28.1	59.4	6.3	6.3
入門講座	人数 23	5	15	2	1
(100%)	% 100.0	21.7	65.2	8.7	4.3

注：（ ）内は受講後の満足度（大変満足＋満足）

②講座修了後3か月経過し67人に調査したところ、「就労した」7人、「マッチング中」1人、「春に予定」3人、「検討中」4人であった。その他、今は難しいができる範囲で協力したいという52人の内訳は「就労中」16人、「地区役員」14人、「介護・孫の世話」11人、「自信がない」6人、「趣味等」2人、「未回答」3人であった。

IV 考察

住民は学生や卒業生、地域の介護職員等、様々な段階で関係者の思いや仕事に触れ、学びや対話、体験を通し、貢献したいという動機づけとなり就労に結びついた人もいた。養成校の強みは実習等を通し施設の状態を知っていること、介護福祉士養成を基盤に多様な介護人材を育成する教育力をもっていることと考える。養成校が地域に出ることは住民の生の声に触れ、学生の生きた学びや養成教育への住民の理解促進、多様な介護人材確保の持続可能な仕組みづくりに貢献できる可能性があると考えられる。

ノーリフティングケア導入による身体負担軽減効果に関する事例検討

— 介護業務における座位行動相当の身体活動強度の変化 —

富田川智志（日本福祉大学 健康科学部 リハビリテーション学科 介護学専攻）

I. 研究目的

世界各地で介護職の作業関連性筋骨格系障害が多発しており、介護労働における身体負担軽減策として「リスクアセスメント及び労働安全衛生マネジメントシステム」の考え方に沿った人間工学的介入・教育等の統合的アプローチ（いわゆる、ノーリフティングケア（NLC））が推奨されている。一方、NLC 導入による身体負担を定量的に測定した実証研究は殆ど見られない。本研究では、NLC 研修前後に測定した身体活動（PA）を比較し、NLC 導入効果を定量的に明らかにすることを目的とした。

II. 研究方法

対象は、某介護老人保健施設に勤務する 30 代男性（A 氏）と 20 代女性の介護労働者（B 氏）の計 2 名とした。研究の流れは 2019 年 11 月（PRE）に日勤帯（昼休憩 1 時間を含む約 9 時間）の 10 秒毎の身体活動強度（単位：METs）を活動量計（HJA-750C Active style Pro）により各研究参加者 4 日ずつ測定した。同年 12 月に NLC キックオフ研修（講義：厚生労働省「職場における腰痛予防対策指針」に基づいた組織的な腰痛予防の考え方や NLC 実践の好事例紹介等、実技：人間工学の視点に基づいた作業姿勢・動作、移動・移乗介助法）を開催及び移動・移乗補助具/機器を設置、2020 年 2 月にフロア巡視及びフォローアップ、同年 7 月に第 2 回 NLC 研修（研修用 DVD 視聴、介護職リーダーによる指導等）を開催した。同年 11 月（POST）に PRE と同項目の調査を各研究参加者 2 日ずつ測定した。解析は身体負担が大きい介護作業である「入浴介助」を行った勤務日（各 1 日）の昼休憩 1 時間を除いた始業から終業までの身体活動強度を抽出し、その基本統計量を算出した。本研究は WMA ヘルシンキ宣言に従って、京都女子大学臨床研究倫理委員会から承認（許可番号 2019-9-変更 1）と研究参加者全員から文書による IC を得て実施した。

III. 結果

対象施設では入浴用リフトは設置されなかったため、研究参加者は POST も徒手にて入浴介助を行っていた。

A 氏の PA の平均値±標準偏差は PRE : 2.3 ± 0.8 METs（1.6-2.9 METs : 低強度）→POST : 2.3 ± 0.9 METs、B 氏は 2.3 ± 1.0 METs → 2.3 ± 1.0 METs となっており、両名とも PRE-POST に低強度から変化は見られなかった。しかし、座位行動（座位、半臥位もしくは臥位の状態で行われるエネルギー消費量が 1.5 METs 以下の全ての覚醒行動（SB）のことであり、安静時の 1.5 倍以下のエネルギー消費量を示す）相当の PA においては、A 氏の時間割合は PRE : 21.2% → POST : 27.1%、B 氏は 25.1% → 27.8% となっており、両名とも POST の方が長くなっていた。さらに、SB 相当の PA が 1 分以上持続している出現頻度においても、A 氏の 1 時間あたりの回数は PRE : 22.5 回 → POST : 53.2 回、B 氏は 40.6 回 → 54.5 回となっており、両名とも POST の方が多くなっていた。

IV. 考察

PRE-POST において、研究参加者の業務中の平均 PA は低強度から変化は見られなかったが、SB 相当の PA は、その時間割合と 1 分以上持続する頻度において増加していた。本結果は、研究参加者が業務の中で意識的に身体負担を低減させる動きをしていることを示していると考えられる。

つまり本実証研究の結果は、NLC の導入によって介護業務中のエネルギー消費量を抑えるという働き方の改善に繋がり、安全衛生の向上に結びつくことが示されたものである。そして、先行研究と同様、NLC 実践は身体負担軽減策として有用であるという考え方を支持している。

本研究は JSPS 科研費（基盤研究（C）課題番号 18K02175）を受けた研究成果の一部である。

地域共生社会における介護福祉士の地域福祉活動

—活動の実態と地域における介護福祉士の役割の〈見える化〉の試み—

奥田都子（静岡県立大学短期大学部） 尾崎剛志（静岡県立大学短期大学部）

I. 研究の背景と目的

本研究の目的は、地域共生社会における介護福祉士の地域福祉活動に焦点をあて、事例の収集と分析を通して、活動の実態と地域における介護福祉士の役割の明確化を試みることにある。

地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域における介護福祉士は、要介護高齢者の地域生活支援のみならず、介護予防・フレイル予防、地域支援事業に対しても、地域社会・地域住民との接点を持ちながら、様々な場面で地域福祉の推進者としての役割を担うことが求められるようになってきている。他方で、地域の福祉活動の担い手としての介護福祉士の活動実態や役割・機能等についての研究は蓄積が進んでおらず、介護福祉士がどのような地域福祉実践を行っているのか、その実態は広く明らかにされていない。そこで、本研究では、①地域貢献活動を行う事業所への調査を通して、地域福祉実践に従事する介護福祉士の所在と活動内容を確認するとともに、②静岡県の地域福祉実践場面で活躍する介護福祉士にインタビューを行い、活動内容の実態に加え、期待される役割、必要な能力について明らかにする。合わせて③介護福祉士の地域福祉における役割の「見える化」をはかることを目指し、本報告では、①について述べることとする。

II. 研究方法

(1) 文献による介護福祉士の地域福祉活動の現状把握

社会福祉施設の地域貢献に関する先行調査や事例の探索を通して、介護福祉士が担う地域福祉活動を抽出する。

(2) 静岡県内の介護福祉士の地域福祉活動把握

静岡県介護福祉士会、静岡県社会福祉協議会、静岡県老人福祉施設協議会へのヒアリングとスノーボールサンプリングにより、地域福祉活動に従事する介護福祉士の所在

と活動内容を把握し、インタビュー対象施設を選定する。

(3) 事例調査と分析

静岡県の地域福祉活動に従事する介護福祉士について、活動実態を知るためのインタビューを行い、活動内容と役割を明らかにするとともに、必要な能力を検討する。

なお、倫理的配慮として、インタビューにおいて、研究目的、方法、参加・不参加の自由、拒否による不利益のないこと、及び個人情報の保護について、文書と口頭で説明を行い、書面にて同意を得る。

III. 結果と考察

厚労省の「社会福祉法人の生活困窮者等に対する『地域における公益的な取組』好事例集」（令和4年3月）に紹介される360事例を検討した結果、介護福祉士の関与が明記される活動事例は1件のみであった。事例集において、看護師・管理栄養士・ケアマネージャー・社会福祉士・CSW・作業療法士の関与が複数事例に明記される一方で、介護福祉士は「職員」に一括され埋没している。各地の事例集でも同様の傾向が見られ、「社会福祉法人の公益的取組」からは、介護福祉士の役割を見出しにくかった。

この結果から、介護福祉士の地域福祉活動として、社会福祉法における「公益的な取り組み」に限定せず、入居者と地域住民との交流、地域の祭りへの関わりやゴミ拾い、防犯・防災活動、集会室などの施設スペースの住民への開放などを含めて、地域社会との信頼関係や協働を形成する実践を丹念に拾う必要があることが示唆された。

以上をふまえて地域貢献活動を行う5事業所に事前ヒアリングを行った結果、災害時の助け合い、施設の催しへの地域住民の招待、高齢者の居場所づくりのスペース提供、介護予防講座・体操教室の実施、小中学生の学習支援に介護福祉士が関わっていることが確認できた。

介護福祉分野における DX 研究を活かした教育と実践のあり方

- リカレント教育推進事業「介護福祉×DX」及び「高齢者福祉×DX」講座の視座から -

牛田篤（同朋大学） 下山久之（同朋大学）

I. はじめに：2022年度、文部科学省「DX等成長分野を中心とした就職・転職支援のためのリカレント教育推進事業」において、同朋大学では「介護福祉×DX」に関する講座が採択された。「介護福祉×DX」講座では、合計60時間40分のプログラムを約2か月間程度の期間で実施した。さらに、2023年度、同朋大学では、文部科学省「成長分野における即戦力人材輩出に向けたリカレント教育推進事業」において、即戦力人材輩出のため「共に学ぶ・共に育つ」高齢者福祉教育実践というプログラム名で、「高齢者福祉×DX」に関する講座が採択された。

「高齢者福祉×DX」講座では、合計120時間のプログラムを約5か月程度の期間で実施した。前述の2か年の取り組みにおいて、合計100名以上の受講者が全国から申込みする状況があった。

II. 目的：本研究の目的は、介護福祉分野におけるDX研究を活かした教育と実践のあり方について、リカレント教育推進事業「介護福祉×DX」及び「高齢者福祉×DX」講座の視座を報告する。

III. 方法：本研究では、以下のとおり進める。

1) 対象・検討方法：①論文検索サイトのCiNii Researchにて、「介護福祉」「DX」と「高齢者福祉」「DX」の2語に関して、論文及び書籍を検索し、本研究を検討する上での基礎的な資料とする。②「介護福祉×DX」講座と「高齢者福祉×DX」講座の受講者アンケートを考察する。①②から、介護福祉分野におけるDX研究を活かした教育と実践のあり方を検討する。

2) 倫理的配慮：本研究は、同朋大学学内倫理審査委員会の承認を得た後に開始した。承認番号（2023-01-07）

3) 研究期間：2023年1月7日～2024年12月31日。

4) 分析方法：本研究では、調査手順に従い、文献検討を基礎資料とし、アンケート結果を質的に分析する。

IV. 結果：文献検討では、「介護福祉」と「DX」の2語による検索では、論文5件、書籍5件あり、本研究に該当する論文は2件であった。「高齢者福祉」と「DX」の2語による検索では、論文、書籍ともに0件であった。文献検討では、ICT、IoT、AI、データサイエンスの観点から、理論と実践の観点からまとめられていた。介護福祉とDX、高齢者福祉とDXをキーワードとした教育に関する論文や書籍、教材開発が十分ではなかった。また「介護福祉×DX」講座の受講者アンケートからは、主に理論的なことも重要であるが、実践的な内容を望む回答を得た。そして、「高齢者福祉×DX」講座の受講者アンケートからは、具体的な事例や介護機器の活用、他の介護機器の活用も学びたい、実際に様々な介護機器に触れて演習したい。という内容の回答を得た。

V. 考察：本結果から、介護福祉分野におけるDX研究を活かした教育と実践のあり方について、実際に介護機器に触れながら①DXを活かした生活を支える5つの視点と介護過程の展開との関連づけ、②DXを活かした根拠に基づく生活支援、それらを教育することが重要であると考えられる。DXの活用は、介護従事者の負担軽減という側面のみではなく、多職種連携の充実、利用者のQOL向上、根拠に基づくケアの質に資する教育と実践が重要であると考えられる。また先の講座報告書から、デジタイゼーション、デジタルライゼーション、デジタルトランスフォーメーション（DX）の捉え方を教育することが必要である。

第2分科会

介護実習・外国人留学生教育

座長：井上理絵 氏（富山短期大学）

奥野勝太 氏（富山短期大学）

13:20～13:40	北村光子	異文化間の介護指導 ー日本人介護者と外国人介護者の認識ー
13:40～14:00	野田由佳里	外国人留学生支援にみる介護福祉士養成教育への示唆
14:00～14:20	村上留美	高齢者福祉施設における外国人介護福祉士の定着支援 ー施設管理者へのインタビューからー
14:20～14:40	松山美紀	外国人初学者の実践力を高めるアプローチ
14:40～15:00	井上理絵	シャドーイングを取り入れた介護実習とその効果

異文化間の介護指導

—日本人介護者と外国人介護者の認識—

北村 光子 (周南公立大学)・西村 浩子 (周南公立大学)

I. 目的

日本に介護を学ぶために入国する外国人（以下、外国人介護者）が今後も増加する見込みである一方で介護指導は日本語で行われている。そこで、日本人介護者と外国人介護者間の「言葉の壁」に注目し、世界共通語である英語使用のニーズがあると仮説を立てた。本研究の目的は、英語使用の必要性を始め介護指導での異文化コミュニケーションなどに対する日本人介護者と外国人介護者の認識を調査し今後への示唆を得ることである。

II. 調査方法と分析

1. 調査対象

A 県、B 県の介護施設（グループホーム、老人保健施設など）で勤務する日本人介護者・外国人介護者各 30 名（実施時期：令和 6 年 7 月；最終分析対象：59 票）。

2. 調査内容

日本人介護者と外国人介護者に対し、介護指導でのコミュニケーションや労働環境等に関する質問紙を作成し回答を収集した。具体的には、日本人介護者への質問項目は 36 項目（内 19 項目が 5 件法）で、外国人介護者へは 44 項目（内 19 項目が 5 件法）であった。また質問 2 項目については、その回答の理由について記述による回答を求め、質問紙の最後に自由記述欄を設けた。調査票の返送の際には個人が特定されないよう配慮した。

3. 分析方法

5 件法を用いた項目のうちターゲットとした回答は t 検定を行った（被験者間、信頼係数（Cronbach's alpha）。記述解答は図式化により可視化した）。

4. 倫理的配慮

質問紙調査では、参加により回答者に不利益が生じることはなく研究以外の目的で使用しないこと等説明し、同意を得た。本調査は、周南公立大学教育研究倫理審査委員会より、2024 年 7 月 19 日付で承認を得ている。

III. 結果

1. 質問紙調査（両群の認識の差異；主な結果を記す）

日本人介護者と外国人介護者間のコミュニケーション成立への認識（5=肯定的）に両群間で有意差はなく

（ $t(57)=1.46$, $p=.151$, $r=.09$; $M=4.20$, 3.97 ）、因子「職場・介護指導での英語の必要性」（5=必要）は、 $t(57)=1.99$, $p=.051$, $r=.26$ ($M=3.26$, 2.69) だった。

2. 質問（介護指導の可否・外国人介護者への評価）とその理由の記述式回答（分析対象：日本人介護者のみ）

日本人介護者の 8 割が外国人介護者への介護指導は可能であると肯定的な回答をしていた。その理由の例としては、言葉の問題の存在を認めつつも、言語外要素（実際の動作の提示、翻訳機の活用・言い換えの工夫など）の活用により技術伝達は可能である、などが見られた。また日本人介護者の多くは、外国人介護者の勤勉さ（仕事・専門用語の学習）、コミュニケーション能力や日本文化への理解、日本語能力などを高く評価し、外国人介護者を概ね肯定的に捉えていることも記されていた。

IV. 考察

日本人介護者と外国人介護者は両群とも、お互いのコミュニケーションにほぼ問題はなく、介護指導における英語の必要性はあまり感じていない可能性が示された。これは外国人介護者が入国前に N4 レベルなどの日本語を修得した上で言語習得が促進される環境で就勤し、現在も日本語を学び続けていることが理由と考えられる。また、良い人間関係の構築の影響の可能性も示唆された

V. 結論

介護指導に「英語」が必要であるという仮説は支持されなかった。さらに、異文化間のコミュニケーションの成立などへの認識の差異もみられなかった。今回の調査は、介護指導をする上でコミュニケーションに特化しており、介護指導をする上でエビデンスに基づいたものまで追求していない。今後は、エビデンスに基づいた介護指導の在り方について検討したい。

VI. 謝辞

本調査にご協力くださった皆様に心より感謝致します。

外国人留学生支援にみる介護福祉士養成教育への視座

野田由佳里（聖隷クリストファー大学） 松山美紀（国際医療福祉大学）

I 背景

外国人介護労働者の推移報告は発表年次が異なるため定点の実数は正確ではないが、在留資格者だけでも55,000人（2023年12月とした場合）を超え、介護人材として大きな役割を占めている。また介護福祉士養成施設の入学者に占める外国人留学生は年々増加している。本研究の着想は、外国人留学生の介護福祉士養成校入学時の日本語能力に関係なく、クラスを活性化し学習組織に形成していくことで、国家試験の合格率への好循環や、継続就労の後押しに繋がりたいというものである。

II 目的

外国人留学生の入学、在学中、卒業までの経年推移から、今後の多様化する介護福祉士養成教育への視座を得ることを目的とする。

III 方法

留学生事例の蓄積から、経年推移のデータベースのindex項目の抽出を試みる。倫理的な配慮として事例とする学生の養成校名、個人名、年齢、性別、出身国、入国時期、卒業年次など個人を特定するものは取り扱わず、ID管理を行う。ID管理は研究代表者のみが行い、施錠できる書庫に保管する。

IV 結果

第1研究である初年度は、20人の留学生を研究対象者として事例としてまとめた。その中で浮かび上がってきたものは、≪視点1：入学時≫①日本語能力の低下 ②入学する留学生の出身国や入国ルートの多様化≪視点2：国家試験合格のメソッド≫①日本語能力 ②コミュニケーション量 ③学習意欲≪視点3：継続就労に影響を及ぼす促進要因≫①本人のQOL ②長期就労につながる継続動機 ③学生募集への参画 の3点であった。

V 考察

入国ルートの多様性から、文化（宗教を含む）・生活理解以前に、日本語学校ルートによっては、日本での生活経験が全くない状態で入学する留学生も増加している。言語理解においても、漢字圏か非漢字圏なのか、文法の成り立ちによっても、学習進度に大きく差が生じる。今回の報告では取り組みの1年目として20事例を取り上げ、仮説検証を行うと共に、index項目について検討を行ってきた。index項目は個別的なものを想定しており、入学時の日本語能力以上に、個別的な学生自身の意欲【将来へのモチベーション・学習意欲】が大きな要素であることが明らかになった。また20名の検証から、学生組織に影響を及ぼす要素として、日本人学生とのコミュニケーション【量・質・深さ】が肝要であるという仮説も浮かび上がった。研究成果として、心理面では、教員・学園職員・アルバイト先という人材からなる【メンタルサポート】、身体面では、教員・学生組織による【コミュニティサポート】、環境面では、奨学金法人からの支援を受ける【ライフサポート】、学習面 養成校教育としての【ピアサポート】【スタディサポート】などがアプローチ方針の軸になり得ると捉えた。養成校入学時の日本語能力に関係なく、学習するクラス、学習を活性化させる組織にしていくことで国家試験の合格率に反映させていき、国家試験合格及び継続就労への後押しにしたいと考える。

今後は、多くの事例を経年的に追うことで、階層化し、学生のタイプごとの具体的な学生支援方針（アプローチ）の内容を提案することを次の課題とする。

VI 結論

研究成果は、外国人留学生のみならず、基礎学力、コミュニケーション力の低い日本人学生に対するアプローチにも期待出来る。

高齢者福祉施設における養成校を卒業した外国人介護福祉士の定着支援

—施設管理者へのインタビューから—

村上留美（新見公立大学） 三上ゆみ（新見公立大学）

I 目的

介護福祉士養成施設の留学生は、養成施設卒業後介護福祉士国家試験合格または登録をすることで、在留資格「介護」の資格を用いて日本で働くことが可能となる。受け入れについての調査研究は多く、福祉施設側も外国人介護福祉士が働きやすい環境を整えてはいるが、離職する人材は多い。そのため、外国人介護福祉士が継続的に福祉施設で働いていける環境の担保が必要であると考えられる。しかし、養成校卒業後の外国人介護福祉士を受け入れる施設の支援内容の実態は明らかではない。そこで本研究では、外国人介護福祉士を雇用している施設管理者が実際行っている支援内容を明らかにすることを目的とした。

II 方法

A県内にある高齢者福祉施設で介護福祉士養成校を卒業した外国人介護福祉士を雇用している施設の管理者8名に対し、半構造化面接法を行った。録音の際は同意を得た。インタビューの音声データから逐語録を作成し、文章の意味を損なわないように簡潔な一文とし、コードとした。それぞれのコードを類似性・共通性に沿ってサブカテゴリーとした後、抽象化を図り、カテゴリーとした。本研究は、新見公立大学の倫理審査委員会の承認を得て実施した。

III 結果

調査対象者の属性は、男性7名、女性1名であった。コードは63であり、17のサブカテゴリー、5のカテゴリーが抽出された。【日本人と同等の待遇】【事務手続きへの支援】【生活に関する支援】【研修】【成長】の5カ

テゴリーが類型化された。【日本人と同等の待遇】は（日本人と同等の給料面）（日本人と同等の手当）、【書類関係の支援】は（在留資格に関する支援）（各種手続きへの同行）、【生活に関する支援】は（病気時のサポート）（帰国しやすい配慮）（スタッフのサポート）（管理職の関わり）（異文化交流）（宗教活動への配慮）（買い物支援）（家族に関する配慮）（住居の確保）、【研修】は（介護のスキルアップ）（日本語の勉強会）（介護福祉士国家試験対策）、【成長】は（養成校ならではの特徴）で構成されていた。

IV 考察

外国人介護福祉士の活動実態に関する調査研究事業報告書によると、職業満足度では「給料が低い」と70.8%の回答があるが、養成校の卒業生は正規雇用となり日本人と同等の待遇であることから外国人の待遇は安定していると考えられる。生活の支援に関する語りが多くあることから、施設の管理者は生活の安定に力を入れることが、就労継続に繋がると考えていた。養成校を卒業した外国人介護福祉士に対して、生活面での支援体制は必要であるが、基本的な生活スキルや言語能力を身につけているため、安心して雇用できていることが明らかになった。

引用・参考文献

- 1) 厚生労働省 外国人介護福祉士の活動実態に関する調査研究事業 報告書 2024.3
- 2) 三上ゆみ「中山間地域における経済連携協定（EPA）介護福祉士候補者の介護事業所における長期就労支援」新見公立大学紀要（44）PP.1-7. 2023

外国人初学者の実践力を高めるアプローチ

松山美紀（国際医療福祉大学）野田由佳里（聖隷クリストファー大学）

I 目的

介護現場が抱える人材不足は、外国人労働者・留学生の増加に伴い、外国人初学者の教育・研修における課題（日本語力、文化的相違など）が生じている。研究者らは、特に外国人介護初学者が直面する「文化や価値観の違い」「模範的行動に偏りがちな教育」「現場の多様性・曖昧さへの対応不足」など、留学生に対する教材を発展させ、介護福祉専門職（初心者～中堅層含む）向けの実際の介護現場を反映した日常的な場面を取り入れた動画教材の開発を試みた。初学者及び現任研修の動画使用の有効性について考察を行うことを目的とする。

II 方法

「外国人初学者（留学生・外国人労働者など）に対して、実際にどのようなアプローチが実践力を高めるうえで効果的か」を、従前の研究成果を“統合”し更に、動画活用の意義、現場教育の課題を再整理する。オリジナル事例を作成し、動画への出演は共同研究者相互で行ったため、倫理的にも問題はない。

III 結果

【外国人介護職初学者特有の傾向】において、以下の3点が抽出された。①日本語力の問題 ②文化的背景の違いによる誤解 ③「模範回答」への先入観の強さ。また【柔軟な思考・判断力を育む要素の抽出】において動画内容が「利用者の多様な価値観・感情」を示しているシーンほど学習者の理解が難しい。

IV 考察

○外国人介護職初学者特有の傾向

動画視聴において、動画の内容が視聴者にどのように伝わっているのかが、テーマごとに大きく異なっていた。日本語力の問題により、多くの視聴者が動画の意図を理解できない傾向が

示された。また、異文化の要素が過度に協調されると、視聴者が混乱したり、誤解を招いている可能性があり、難易度や視聴者の理解度に十分な配慮が必要であることが明らかになった。

1つの場面で2つの重要なポイントが表出されるような場面設定の場合は、注意が分散し、片方だけに関心が向く可能性が示唆された。人の思考の基盤となるものは、文化的背景の影響を受けることが多いため、動画の作成においては、文化的背景に関する知識を段階的に習得できるような設計や、動画を補完する形で、異文化理解に関する追加的な学習リソースや指導が提供されることが望ましいと考えられる。

介護教育において、教科書的な模範的行動が協調されることは、標準的な対応や倫理的な行動規範を学ぶことができ適切な基盤をもつことができるが、限界も存在する。本研究においても、視聴者が模範的な回答に終始していることが確認されたが、これは、介護現場で求められる柔軟な対応力の向上を妨げる可能性がある。模範的な教育に重きを置いている学生は、曖昧な状況に対しても教科書的な解決策に頼る傾向が強く見受けられた。これは、介護教育において、模範的行動の教育とともに、曖昧さや予測不可能性に対応するための教育アプローチが必要であることを示唆している。

○柔軟な思考・判断力を育む要素の抽出

視覚的に確認できない利用者の価値観や感情の理解については、多くの視聴者が理解が難しいことが示唆された。特に「価値観」や「性格」に関する動画において、視聴者が利用者の真相にある価値観や微妙な感情の動きを正確に読み取ることができていない傾向がみられた。このことは、外国人初学者にとって、視覚的に確認できる情報に依存せず、利用者の背景や要因を理解する力が不足している可能性を示している。これらの結果から、利用者の非言語的なサインや内面的な価値観を読み取る能力の育成が外国人初学者に対する介護教育において一層重要であることが示唆される。

今後は、模範的行動と予測困難な場面のバランスや文化的背景を可視化する教材の必要性を検討しつつ、難易度と場面設定に十分に留意し、動画の洗練化を行っていく予定である。

実習指導者と共につくる魅力的な介護実習

ーシャドーイングを取り入れた実習ー

井上理絵（富山短期大学健康福祉学科）

I はじめに

介護福祉士養成課程での介護実習は450時間であり、中でも最初に行う実習は、介護が必要な人や介護の現場を理解する基礎的な実習である（以下、基礎実習とする）。基礎実習をとおして「介護って辛そう」「介護を仕事にしたい」ではなく、「介護職をしてみたい」「介護福祉士をめざしたい」にするためにはどのようにすればよいか、本学科の実習施設・事業所の分野別に選出した指導者9名と検討会を行い、「シャドーイング」を取り入れた「基礎実習I-1」を令和4年度から実施した。

II 目的

シャドーイングを取り入れた基礎実習で得た学生及び実習指導者の気付きを分析し、今後の実習指導のための基礎資料とする。

III 方法

(1) 対象者 基礎実習I-1を履修した学生 29名

基礎実習I-1の実習指導者 15名

(2) シャドーイングの研修

学生:実習前にシャドーイングの講義、ロールプレイと記録方法(観察学習シート)の演習を実施。

実習指導者:実習全体の説明と講師による具体的な指導方法や対応を含めた「シャドーイングを取り入れた実習」の講義を実施。

(3) 基礎実習のシャドーイングでの実施状況の把握

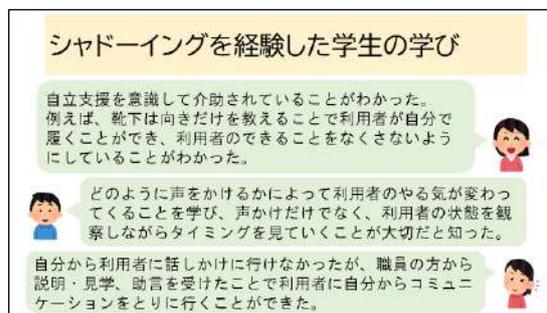
①学生は日々の記録に加え、観察学習シートを記入。

②学生の日々の記録、観察学習シートや指導者のコメント等を質的に分析。

(3) 倫理的配慮 富山短期大学倫理委員会にて審査を受け承認を得た。(承認番号:R4-31)

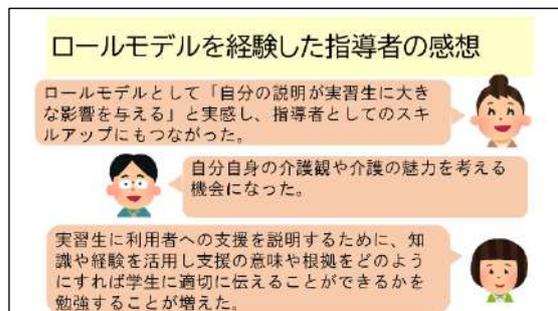
IV 結果と考察

(1) 学生の気付き



ロールモデルである指導者の行動を客観的に観察し、学内で学んだ知識や技術を頭の中で結びつけることができていた。また、不安が少ない状態で実習に取り組み、指導者の行動を意図的に観察し、メモを取ることで、介護の具体的なイメージを描くことができたと思う。

(2) 実習指導者の気付き



指導者は自分自身の介護観や介護の魅力の確認を行い、介護の魅力を学生に伝える具体的方法を考える機会になったのではないか。そして、ロールモデルとして「自分の説明が実習生に大きな影響を与える」と実感したことは、指導者のスキルアップにもつながっていきと考えられる。

(3) シャドーイングを取り入れた効果

介護福祉士資格取得を目指す学生は導入の前に比較して17.7%高くなり、令和5年度以降は100%になった。

第3分科会

チームマネジメント・連携・介護福祉教育①

座長：高野晃伸 氏（中部学院大学短期大学部）

中川千代 氏（高田短期大学）

13:20～13:40	辻 真美	ホームヘルパーが受けるカスタマーハラスメント対策の課題
13:40～14:00	松田愛美	特別養護老人ホームにおける介護職リーダーの組織市民行動 組織への帰属意識に着目した一考察
14:00～14:20	岡本浄実	ボードゲームを活用した高齢者を対象としたレクリエーションに関する考察 一探求学習を中心に一
14:20～14:40	下山美由紀	新型コロナウイルス感染症発生後に卒業した介護福祉士の就労への影響と新人教育 の現状 一介護福祉施設の教育担当者及び卒業生へのインタビューより一
14:40～15:00	高野晃伸	介護福祉士養成校における3Dプリンタを活用した授業の効果 一授業を体験した学生を対象としたアンケート調査一

ホームヘルパーへのカスタマー・ハラスメント対策の課題

辻真美（高知県立大学） 三好弥生（愛知東邦大学）

I 背景

顧客による理不尽な要求等カスタマー・ハラスメント（カスハラ）は、多様な分野で社会的問題としてクローズアップされている。厚生労働省は、2023年9月、「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（基発 0901 第2号）という通達を出し、心理的負荷の大きい具体例として「人格や人間性を否定するような言動を執拗に受けた」等を新たに労災認定基準の対象に加えた。東京都でも、全国初の「東京都カスタマー・ハラスメント防止条例」を策定し、これを基に作成された「各団体共通マニュアル（素案）」（マニュアル素案）では、介護現場におけるカスハラの場合も挙げている。

II 目的

本研究の目的は、「東京都カスタマー・ハラスメント防止条例」（第14条）に基づき作成されたマニュアル素案に示された内容が、ホームヘルパー（ヘルパー）へのカスハラ対策として適切であるかを検証することである。研究対象は東京都が公開しているマニュアル素案であるため、倫理的な配慮の必要はない。

III 方法

本稿では、マニュアル素案に示された事例や対策を、筆者らのこれまでのヘルパーへのハラスメントに関する調査研究結果と照合し、マニュアル素案の対応がホームヘルプサービスの現場の実態に即しているかを考察する。

IV 結果と考察

1. ホームヘルプ業務は、公共性が高く容易に中断や中止ができない。マニュアル素案では、迷惑行為であることを明確に伝え、対応できない旨を伝えることとされている（p26）。しかし、ヘルプ労働は一般の接客業とは異なり、介護保険制度下で提供される公共性の高いサービスである。故に、理不尽な要求等を受けたとしても即座にサービスを中止・中断することは、容易ではない。ヘルパーは、在宅生活継続のために、利用者の健康や生活を支えている。サービスの中止・中断はその健康を害し、生活の破綻を招くことに繋がる。したがって、著しい迷惑行為を受けた場合であっても、利用者の生存権を守る

ため、サービスを中断・中止せざるを得ない状況であっても、何らかの方法で必要なサービスの継続を検討しなければならない。例えば、同事業所内でのヘルパー交代や、外部の関係機関との連携のもと、他事業所によるサービス提供につなげるといった対応である。ホームヘルプサービス以外の生活保障が整うまでは、何らかの形でヘルパーのサービス提供は続けられなければならない。つまり、公共性の高いホームヘルプ業務においては、その場で即座にヘルパー側より一方的にサービスを中止・中断することは難しいのが現状である。

2. 認知症や精神疾患を有する対象者には、警察に通報することは適切ではない。マニュアル素案では、躊躇せず警察に通報することとなっている（p29）。筆者らが行ったアンケート結果の中には、ヘルパーが、認知症を有する女性から（急に激怒され、髪の毛をつかまれ、土下座まで強要された）というものがあつた。

宮下（2020）は、介護現場において暴行を受けてけがをさせられた際、警察に通報する判断基準の一例に「行為者が、認知症や精神疾患のない人である」ことを挙げている。つまり、認知症や精神疾患に基づくカスハラは、犯罪には該当しないとされている。カスハラに抵触する行為であっても、それが幻覚や妄想、記憶障害によるものであった場合、その行為は、警察に通報しても犯罪として扱われない可能性があると考えられる。

V 結論

ホームヘルプ業務は、公共性が高く容易に中断や中止ができない。また、警察に通報するというのは、判断能力のある人を前提とした対応となっており、適切ではないと考えられる。

引用・参考文献

- ・東京都（2024）「各団体共通マニュアル（素案）」
- ・宮下久美子（2020）『介護職員を利用者・家族によるハラスメントから守る本』日本法令出版部。
- ・辻真美・三好弥生・荒川泰士（2024）「ハラスメント事例に向き合うホームヘルパーの意識や思い」『高知県立大学紀要社会福祉学部編』73, pp49-60.

特別養護老人ホームにおける介護職リーダーの組織市民行動

組織への帰属意識に着目した一考察

松田愛美（神奈川県立保健福祉大学）

I. 研究目的

組織市民行動は「自由裁量的で、直接的ないし明確に公式的な報酬システムでは認識されておらず、全体として組織の有効的機能を促進する個人的な行動」(Organ : 1988)と定義され、職務満足や組織コミットメントと正の相関があるとされる。本研究は、利用者の重度化が進む特別養護老人ホームの介護職リーダーの組織市民行動の特徴を明らかとすることにより、介護職リーダーの組織に対する帰属意識に着目した就労継続の一助とすることを目的とする。

II. 研究方法

1) 調査対象者

調査対象者は、A県内にあるB従来型特別養護老人ホームに勤める介護職リーダー10名である。介護職リーダーの定義として、医療職を除く週40時間程度の勤務を行う介護職であり、役職をもつ者とした。

2) 調査方法

自記式質問紙を配付し、後日回収した。質問項目は、①基本情報(性別、年齢、保有資格、介護経験年数、現在の役職)、②帰属意識、③日本版組織市民行動尺度(下位尺度「組織支援」を除く25項目)(田中:2004)、④メンバーへの信頼、⑤職務満足とした。

3) 分析方法

調査対象者が少なく量的分析に向かないため、単純集計を行った後、各調査対象者の回答を質的に分析した。また、同じ組織市民行動を調査した先行研究と比較検討

した。

4) 倫理的配慮

本研究は聖隷クリストファー大学の倫理審査の承認を得て実施した(聖隷クリストファー大学倫理審査承認番号23046)。

III. 結果

性別は男性6名、女性4名、平均年齢は39.9歳、保有資格は介護福祉士9名、ホームヘルパー1名、介護経験年数の平均は13.75年、現在の役職は複数のグループを統括するリーダー(主任等)が3名、副主任が2名、中堅職が5名であった。日本版組織市民行動尺度において、最も平均点が高かった下位尺度は、職務上の配慮であった。

IV. 考察

組織市民行動の得点を先行研究と比較すると、介護職リーダーは、介護職と製造業における労働者よりも高いが看護師よりは低かった。組織への帰属意識には、役職の有無や資格の有無が影響を与えられられる。

V. 引用文献

Organ, D. W and Podsakoff, P and Mackenzie, S. B(2006) Organizational citizenship behavior: its nature, antecedents, and consequences, SAGE Publications (= 2007, 上田泰訳『組織市民行動』白桃書房.)

田中堅. (2004). 日本版組織市民行動尺度の妥当性と信頼性, および項目特性についての検証. 産業・組織心理学研究. 18(1), 15-22.

ボードゲームを活用した高齢者理解に関する研究

—探究の見方、考え方を働かせる—

岡本 浄実(京都文教大学)

I 背景

厚生労働省では、多様な人材の確保に向けて、介護分野への介護未経験者の参入を促進するため、介護に関する入門的研修の実施に関する基本的な事項を定め、研修実施を推進している。また、小・中・高校生向け等若者に対する福祉・介護のしごとの啓発をおこなうパンフレット・リーフレットの作成も行い、介護人材のすそ野を広げる取り組みがされている。一方で1980年(昭和55年)には、三世同居率は過半数を超えていたが、近年では20%程度で推移している(内閣府)。また、高齢者の子どもや孫と「いつも一緒に生活できるのがよい」は、減少しており、密度の薄い付き合い方でもよいと考える高齢者が増加した。若者世代もギガスクール構想、総合的な探究の時間の導入などの教育改革を体験している。スマホなどの普及で社会や生活が大きく変わる中、デジタルテクノロジーに早くから親しむ環境で育っているα世代(タイムパフォーマンスを重視、社会課題への関心が高い等)という世代にも着目し、介護の仕事を知ってもらうことも重要である。

II 目的

本研究は、高校の探究学習の教材としてボードゲームを活用した高齢者理解を試みるための教材研究である。目的は、若者が生活の視点を持ち探究心を養うこと、若者が高齢者の生活に関心を持つことで介護問題に置き換えることである。

III 研究方法

教材を開発するための探索的な研究である。倫理的配慮は、人を対象とした研究ではないため該当しない。

IV 結果

ボードゲームの体験が言葉による見方・考え方、数学的な見方・考え方など各教科・科目等の特質に応じた物事をとらえる視点や考え方を組み合わせ繰り返し活用することができることを考え、体験として整理したワークシートを試作した。

V 考察

探求の見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を通して、自己の在り方生き方を考えながら、よりよく課題を発見し解決していくための資質・能力を次のとおり育成することを目指す(高等学校学習指導要領(平成30年告示)解説「総合的な探究の時間」)。各学校の教育目標を踏まえ設定する。総合的な探究の時間を通して育成を目指す資質・能力を「三つの柱」に即し、目標を実現するにふさわしい探究課題として、現実的な諸課題に対応する横断的・総合的な課題(国際理解、情報、環境、福祉、健康など)、職業や自己の進路に関する課題がある。ボードゲームは、「卓上にボードやコマ、カードを置きそれらを操作することで遊ぶゲーム」である。探究課題の設定時にボードゲームを体験し社会的なイントロダクション体験し¹⁾、探求課題を設定する導入となると考える。近年は、金銭のやりとりのない形や、会后業界への理解を深めるための教育ツールとしてのボードゲームも発表されている。また、ボードゲームがもたらす効果を裏付ける試みも行われている。

VI 引用・参考文献

1) 有田隆也「ドイツボードゲームの教育的利用の試み—考える喜びを知り生きる力に結び付ける—、コンピュータエディケーション」Vol. 31. 2011、一般社団法人 CIEC

新型コロナウイルス感染症発生後に卒業した介護福祉士の —就労への影響と新人教育の現状—

介護福祉施設の教育担当者及び卒業生へのインタビューより

下山美由紀 高橋由紀 池森康裕 志水幸（北海道医療大学）

I 目的：新型コロナウイルス感染症（以下 COVID-19 とする）が拡大し、介護実習の短縮や学内実習の実施、実習内容の変更などが余儀なくされた。その中で養成教育を受け卒業した学生が、福祉施設で介護福祉士として就労している。福祉施設等では、就職後も感染症対策が継続され、人員不足等の課題も推察されるが、代替実習等の教育環境の変化がどの様に新人介護福祉士の就労や新人教育に影響しているかの報告は少ない。

そのため本研究では、福祉施設の教育担当者と養成課程を卒業した介護福祉士への聞き取りにより、COVID-19 発生後に卒業した介護福祉士の就労への影響や新人教育の現状を明らかにし、今後の介護福祉士養成課程での教育及び新人教育の示唆を得ることを目的とする。

II 方法：1 対 1 の半構成的面接法を用いた質的記述的研究。調査期間は 2023 年 6 月～12 月。研究対象者は実習施設や COVID-19 発生後に卒業した介護福祉士が就労している福祉施設の教育担当者（以下教育担当者とする）10 名及び COVID-19 発生後に卒業した介護福祉士（以下卒業生とする）6 名。分析方法は逐語録を作成し、介護福祉士の就労への影響や新人教育、及びそれらに関連する内容を抽出し、コード化から徐々に抽象度を上げサブカテゴリー化。サブカテゴリーの類似性と相違性を比較検討し、カテゴリーを生成する。その後生成したカテゴリーの関連性を分析する。

倫理的配慮：本研究は、北海道医療大学看護福祉学部研究科倫理審査委員会の承認を受け、事前に同意を得て実施（承認番号 22N029029）。開示すべき COI はない。

III 結果：教育担当者 10 名のインタビュー結果より 35 のサブカテゴリーと 14 のカテゴリー【 】が生成され、卒業生 6 名のインタビュー結果では 22 のサブカテゴリーと 11 のカテゴリー【 】が生成された。

教育担当者は、介護実習を重要なものと捉えており、卒業生も介護実習は学ぶ機会であると認識していた。しかし、コロナ禍となり【コロナ禍の実習経験不足による不安や劣等感】があると教育担当者は受け止めており、卒業生自身も【コロナ禍の介護実習での経験不足】を感じ、就職への影響がみられた。就職後の介護現場の状況は、【コロナ禍による介護現場の過酷な状況】であり、【信頼関係に影響したコロナ禍のコミュニケーション】等による利用者や職員との関係構築の困難さがうかがわれた。職員教育が困難な中、【新人教育は教育プログラムに加え個別指導を重視】し、時間をかけ実施されていた。過酷な状況下で教育担当者は、教育を実施しながら職員教育の重要性を実感し、指導者育成や教育体制づくりへの課題を抱えていた。卒業生は戸惑いや不安がありながらも就労を継続しており、離職予防や職業継続に影響する関わりがあることもうかがわれた。

IV 考察：COVID-19 発生後の卒業生は、介護実習での経験が不足しており、不安を抱えて就労している状況であった。利用者や職員との信頼関係構築が困難となったコミュニケーション不足や感染対策への緊張感や業務拡大、人員不足などの過酷な状況は、卒業生の就労に大きく影響していたと考える。職員教育が困難な中、新人教育は、新人職員の状況に合わせ個別指導を重視した教育が実施されていた。教育担当者は、職員教育の重要性を実感しており、介護の資質向上への教育体制に対する課題を抱えていることが明らかとなった。また、卒業生が就労を継続するために影響する関わり等の示唆を得た。職員教育は継続して実施されていく必要があり、そのための体制づくりは必須である。教育担当者は、養成施設と介護現場の連携を求めており、卒業生支援や介護教育の連携など今後の取り組みへの示唆を得ることができた。

介護福祉士養成校における3Dプリンタを活用した授業の効果

—授業を体験した学生を対象としたアンケート調査—

高野 晃伸（中部学院大学短期大学部），中川 雅人（中部学院大学）

I 目的

近年、急速に普及が進むデジタル工作技術である3Dプリンタは、個別応答性の高い特性から介護現場で活用し現場職員自ら福祉用具を作製できれば、要介護者の生活や支援を適切に改善できる可能性がある。この考えに基づき報告者らは、これまで研究・実践活動を継続的に実施し、一定の成果を確認している¹⁾。

また、これまでの研究を土台とした基礎的学習プログラムを福祉用具作製の授業を短期大学(2年課程)の介護福祉士養成校で学ぶ2年生を対象に実施している。そこで、ここで学んだ知識・技術が卒業後の介護現場で活かすことが出来ているか把握するためアンケート調査を実施した。

II 方法

短期大学介護福祉士養成課程で、「3Dプリンタを活用した福祉用具作製」の基礎的学習プログラムを受講した、2021年度から2023年度の卒業生164名を対象にアンケート調査を実施した。回答方法は書面による返信またはWEBのどちらか選択できるようにした。本研究は、中部学院大学・中部学院大学短期大学部倫理委員会の承認を得て実施し（承認番号：C24-0030）た。研究への参加有無は自由意志によるものとし、アンケートの回答をもって研究参加の同意を得た。回答期間は2024年11月21日（木）から12月31日（火）までとした。

III 結果

アンケートの結果、36通の回答を得ることができた（回収率約22.0%）。アンケート項目のうち『在学中の講義「3Dプリンタを活用した福祉用具作製」で学んだこと』について、『「利用者の状態を注意して観察すること」が現在の職場で役立っていると思うか』について75%（27人）の人

が「とてもそう思う」「まあそう思う」と回答している。さらに『「利用者の状態に合わせて必要なものを考えること」が現在の職場で役立っていると思うか』について84%（30人）の人が「とてもそう思う」「まあそう思う」と回答している。『職場で3Dプリンタを活用しているか』の質問に対しては、6%（2人）は「活用している」の回答を得た。

IV 考察

在学中に実施した基礎的学習プログラムは、卒業後の介護現場にて、その学びが役立てられていることが確認された。同プログラムの目的の一つとして、利用者に対する観察やアセスメント能力の育成を挙げていることから一定の成果を得ていると評価できる。3Dプリンタを介護現場で活用するには予算や職場の理解など課題があるため、卒後支援をおこなう教育機関として役割を把握すると共に、効果的な実施を促す体制（プラットフォーム）の構築を目指すことが今後必要といえる。

謝辞

本研究はJSPS科研費JP19K02208の助成を受け実施した研究である。

引用・参考文献

1) 高野晃伸 中川雅人：3Dプリンタを活用した福祉用具作製ワークショップの意義 - 介護福祉現場における3Dプリンタ活用の実践報告 - . 第29回日本介護福祉教育学会抄録、(2024)

2) 高野晃伸 他：介護福祉士養成校の学生に対する3Dプリンタを活用した授業の評価-2年間実施した基礎的学習プログラムのアンケート結果- . 人間福祉学会誌第23巻第2号、167-173 (2023)

第4分科会

外国人とのチームマネジメント・介護福祉教育②

座長：村上逸人 氏（同朋大学）

井川淳史 氏（聖隷クリストファー大学）

13:20～13:40	篠崎良勝	ICFの枠組みが抱える日本の介護福祉支援との「乖離」と「懸念」 － P.E.I.P.（ペイブ）による個別性重視の新たな介護福祉支援モデルの提唱－
13:40～14:00	城田 忠	外国人留学生における、日本の日本語学校の学習スタイルについて － 介護教員と日本語教師の資格を取得している立場から－
14:00～14:20	齊藤美由紀	外国人施設長を登用した法人の外国人介護職員に対する人材養成の取り組み － インタビュー調査から養成校における留学生への教育方法の検討－
14:20～14:40	木田茂樹	「新しい認知症ケア」を具現化する諸理論の共通要素に関する文献検討 － 「バリデーション」、「パーソン・センタード・ケア」、「ユマニチュード」に関する日本語文献を中心に－
14:40～15:00	村上逸人	多様化した介護スタッフの課題 － 異文化アジリティの視点から－

介護福祉支援における ICF の「限界」を補完する新たなモデルの提案

—P. E. I. p. モデルを用いた包括的な介護福祉支援フレームワークの構築—

篠崎 良勝（聖隷クリストファー大学） 井川 淳史（聖隷クリストファー大学）

I. 研究目的

ICF は、WHO が策定した健康状態、生活機能、障害および健康関連の情報を統一的に評価する国際的に標準化された枠組みであり、医療・福祉・教育など多分野で活用されている。日本の介護福祉支援においても ICF を基にした VISIT（2016 年度）や CHASE（2020 年度）が導入され、2021 年度からは両システムを統合した LIFE が運用されている。また、ICF は国際的な標準化を優先した合理的な枠組みのため、個人因子を「非該当」としており、当事者の性格や価値観、生活歴が支援計画に反映されにくい課題がある。この点に関して、高木（2008）は「本人の思い」を見極め、効果的な支援のためには「主観」の項目の必要性を日本から WHO に提案すべきと指摘し、「科学的介護情報システム（LIFE）を活用した介護過程実践に関する調査研究事業」（2022）には、「利用者の想いや心理状態、家族の想いなど、現在の LIFE では網羅しきれていない情報が多い」との事業者からの意見が記載されている。

そこで本研究は、ICF の課題を補完し、日本の福祉支援の基盤である「尊厳を保持し、自分らしく生きること」の実現を目指す新たな介護福祉支援モデル「P. E. I. p. (P: 個人的要素, E: 環境的要素, I: 自立的要素, p: 身体的要素) モデル」（以下、P. E. I. p.）の提案を目的とする。

II. 研究方法

「ICF 国際生活機能分類-国際障害分類改訂版-」を基に、ICF が個人因子を「非該当」とする背景とその影響を整理した。また、ICF を基盤とした支援に関する課題を指摘した論文や報告書を調査し、ICF と P. E. I. p. の構造的特性を比較し、P. E. I. p. の独自性を評価するとともに、

P. E. I. p. の学術的背景を整理し、介護過程教育、及び介護福祉現場における適用可能性を評価した。なお、本研究は先行研究について著作権の侵害がないように配慮を徹底した上で実施した。

III. 結果

ICF が個人因子を「非該当」としたのは「情報」の国際的な標準化を優先したためであり、一貫性は確保されるが、利用者の価値観や生活歴が反映されにくい課題がある。一方、P. E. I. p. は「支援者の観察項目」を体系化し、利用者の多様なニーズを包括的に把握する枠組みを提供する。これにより、個別性の高い介護福祉支援計画の作成が可能になり、ICF を補完する実用性が示唆された。また、支援者の観察視点の標準化により、多様な状況に対応可能な支援モデルの構築が期待される。

IV. 考察

ICF は「情報のコード化」を重視する一方で、個人的要素を「非該当」としたため、日本の福祉支援の基盤である「尊厳を保持し、自分らしく生きること」を十分に反映できない支援を生み出しやすい課題がある。この点において、ICF の標準化の利点を活かしつつ、個別性を高める補完的アプローチとして P. E. I. p. を位置付けることができる。P. E. I. p. は ICF が重視する標準化を尊重しつつ、個人的要素を包含することで、当事者の価値観や生活歴を反映した介護福祉支援計画の作成を可能にする枠組みである。本研究は、P. E. I. p. の有用性を今後も検討し、介護福祉支援の質向上と国際的な適用可能性を目指している。

外国人留学生における、日本の日本語学校の学習スタイルについて

—介護教員と日本語教師の資格を取得している立場から—

城田 忠（東亜大学）

I. 目的

介護福祉士養成施設においては、外国人留学生の受け入れは令和6年度においても、たくさん的人数を受け入れている。今年度は総6,546名の入学者に対して、3,054名の方が入学をしている。

外国人留学生の多くは、日本にある告示校である日本語学校に入学から卒業を経て、介護福祉士養成施設に入学しているのが一般的である。

今回の目的は、日本語学校の日本語教師が登録日本語教師、日本語学校においては認定日本語学校にそれぞれ移行している状況である。そこで、授業スタイルも、

「文型シラバス」から「Can-do シラバス」へと移行しているため、授業のスタイルが変わることにより、授業の理解、進捗にどのような影響が出てくるのかを検証していくこととともに、まだ、認定日本語学校の申請が令和6年度から始まり、全国的に始動するのは、令和7年度からであるとともに、卒業は、令和9年3月が最短となるため、今後追究していくためのプロセスとしての前段階として研究していきたい。

II. 方法

「文型シラバス」と「Can-do シラバス」の、指導内容及び学習する4技法(Can-do シラバスにおいては5技法)を、どの課程において勉強していくのかを、検証していくとともに、「文型シラバス」の代表といわれる、『みんなの日本語 初級I・II』『Can-do シラバス』においては、『できる日本語』を読み解き、学習進捗などについてどのような差異があるのかを検証していくこととする。また、外国人留学生の日本語力のレベルを判断する日本語能力試験 N1～N5相当にどのように達成していく

かも、合わせて検証していくこととする。

ただ、まだ認定日本語学校が始動していない段階であるため、今回はシラバスやテキスト、文部科学省から指針が出ているところからの検証であることと、学習者への検証をおこなうための前段階という観点から倫理的配慮の必要性はない。

III. 結果及び考察

「文型シラバス」においては、ひとつひとつを型にはめて授業が進められていくため、昔の中学校1年生で学ぶ英語の授業のように、型にはめて覚えていくため、順を追って勉強できているように感じられる。

一方、「Can-do シラバス」においては、アクティブラーニングを中心に学習していくため、ネイティブな日本語を学ぶには効果的であることがわかった。日本での生活をするために、資格外活動(アルバイト)をすることを前提に考えるならば、「Can-do シラバス」を使用することで、より語彙力があがるとおもわれるが、資格外活動が、工場などの単純作業の日本語を話さないアルバイトであれば、そもそも語彙力がないため、応用力へと発展するのが困難であるようにも感じた。

IV. 結論

本研究では、今後の「Can-do シラバス」の導入について検証するため、現在と今後のカリキュラムについて考察した。学生、特に介護福祉士養成施設に入学し在籍している留学生が、5割近くになっている状況であるので、板書法や授業の指導方法にも工夫検討が必要であるとともに、どのように日本語を習得してきているのか実態把握し、研究をさらに深めていくことが重要である。

外国人施設長を登用した法人の外国人介護職員に対する 人材養成の取り組み

— インタビュー調査から養成校における留学生への教育方法の検討 —

齊藤 美由紀（日本福祉教育専門学校） 内田 和宏（早稲田大学）

I 本研究の背景

近年、介護福祉士養成校で学ぶ外国人留学生の占める割合は、令和6年時点で約5割を占めている。また、介護分野の特定技能外国人在留者数についても、受入を開始した令和元年以降、継続して増加しており、令和5年12月末の在留者数は約28,000人と過去最多となっている。しかし、外国人介護職はいまだに日本人の人手不足の解消の手段として扱われている実情が多く見られる。このような状況において、介護福祉士養成校は介護施設の状況を踏まえ、日本人の考えや文化に外国人を当てはめるのではない、外国人の自主性を引き出す教育方法も検討していく必要があると考える。

II 本研究の目的

本研究は、外国人施設長を登用した法人に外国人介護職員が介護現場で活躍できるための人材養成の取り組みについてインタビュー調査を行い、介護福祉士養成校として外国人留学生への教育方法の検討を行うことを目的とした。

III 研究方法

外国人施設長を登用した法人（Y法人）の管理職2名を対象に「外国人介護職の人材養成についてどのような取り組みをしているか」という質問の下、半構造化インタビューを行なった。インタビュー内容は、調査対象者に同意を得た後録音し、逐語録を作成した。分析方法は質的研究による定性的コーディングを用いた。インタビュー調査は2024年3月に実施した。インタビュー時間は60分程度であった。

IV 倫理的配慮

本研究は、敬心学園職業教育研究開発センター研究倫理専門委員会の承認を得て実施した。

V 結果

インタビュー調査の結果、外国人施設長を登用した法人における外国人介護職員の人材養成に必要な取り組みとして、まず、法人として、〈外国人を差別しない理念〉、〈外国人と働くための考え方の刷新〉といった「ぶれない理念と考え方の刷新」が行われている。その理念をも

とに〈あいさつや話を聞くこまめなコミュニケーション〉や〈元気がないときのコミュニケーションの工夫〉、〈積極的に日本語を使うことを促すコミュニケーション〉といった「目的を持ったコミュニケーションの工夫」が行われている。それらの取り組みにより、〈自分が外国人だという引け目への考え方への関り方〉や〈文化の違いによる行動への関り方の工夫〉というように日本人がすべて正しいという考えを再考し、「異なる文化への関り方」が行われている。さらに、〈採用の工夫〉や〈定期的な勉強会やプリント学習などの工夫〉、〈専門用語や漢字などの日本語に対する取り組み〉や〈介護に興味がない外国人への指導の工夫〉といった外国人に合わせた「採用と教育方法の工夫」が行われている。そして、〈親や故郷を大切にす取り組み〉や〈日本の生活におけるサポートの工夫〉といった「日本の生活と故郷を大切にすサポート」が行われている。

VI 考察

本研究では、外国人施設長を登用した法人にインタビュー調査を行った。その結果、まず、外国人を差別しない確固たる法人理念が確立されていた。また、これまでの考えや正解に固執しない、法人や職員の考え方の刷新が行われていた。そこでは、日本人の考えや文化に外国人を当てはめるのではなく、外国人の自主性を引き出すために、外国人の個性や能力の発揮を促す取り組みが行われていた。以上より、外国人介護職員の人材養成には、考え方の多様性が重要であることが示唆された。これは、先行研究¹⁾において、外国人留学生の介護福祉士国家試験合格率がトップクラスである養成校へのインタビュー調査においても同様の事が示唆されている。これらの調査結果から、これまでよしとされてきた介護教育や介護方法への考えを、もう一度見直していく時期に差し掛かっているのではないだろうか。

【引用・参考文献】

1) 齊藤美由紀・内田和宏「介護福祉士養成課程における外国人留学生への効果的な教学マネジメントの考察—X校へのインタビュー調査から—」敬心・研究ジャーナル 第8巻、第2号、37-43（2024）

「新しい認知症ケア」を具現化する諸理論の共通要素に関する文献検討

—「バリデーション」、「パーソン・センタード・ケア」、「ユマニチュード」に関する日本語文献を中心に—

木田 茂樹（群馬医療福祉大学短期大学部）

I、研究目的

本研究は、「新しい認知症ケア」と呼ばれるケアの諸理論がどのような観点をもっているのかについて明らかにすると共にその共通要素を抽出し、ケア理論として定義づけすることを目的に行われた。

II、研究方法

文献研究である。

サブテーマにある3つのケア理論に関する日本語文献を熟読し、それぞれのケア理論に共通すると判断した記述を抽出。その内容を比較検討した。

III、倫理的配慮

淑徳大学短期大学部研究紀要規程に則り、倫理的配慮を含めた査読を受け、研究論文として承認された。

また、研究者が文献レビューによって抽出したケアの諸要素については、質的研究の経験が豊富な研究者や高齢者福祉分野の現任介護職らのスーパービジョンを受け、その妥当性についての検討を繰り返し行った。

IV、結果

文献レビューによる比較検討の結果、①病者レッテルから解放された全人的な対象理解をケア理論の基盤とする、②ケアの目標は認知症の治療（症状の改善）ではなく、相互の人間関係の構築にある、③出現する症状には原因があると理解し、それを探求する視点を持ち続ける、④感情へのアプローチをケア技法の中核に据えている、⑤ケアされる人とケアする人の双方に多様なメリットをもたらすといった、いずれのケアにも共通する5つの要素が抽出された。

また、見出された共通要素をもとに、以下のような「新しい認知症ケア」の定義が生成され、これらのケア理論がいかなる観点を持っているのかが明示された。

【新しい認知症ケアの定義】

新しい認知症ケアとは、病者レッテルから解放された全人的な対象理解をケア理論の基盤として持ち、認知症の治療（症状の改善）ではなく、相互の人間関係の構築を目標として、出現する症状には原因があると理解し、それを探求する視点をもとに対象理解を深め、感情へのアプローチを中核に据えたケア技法を駆使することによって、ケアされる人とケアする人の双方に多様なメリットをもたらす認知症ケアの理論のことである。

V、考察

世界に類を見ない超高齢社会の中で認知症ケアに取り組む我が国の多くの実践現場では、本研究で定義した「新しい認知症ケア」を具現化する取り組みが、組織全体として、あるいは個人の営みとしてすでに始まっている（木田 2016）。

本研究の成果は、①量的アンケート調査の質問項目の作成、②質的インタビュー調査の質問項目の作成、③参与観察における観点の明確化など、種々の研究活動における指針となり得るものであり、上記で提示した「新しい認知症ケア」を具現化するケア現場に存在する「実践知」を質的にも量的にも測定することを可能にし、ケア従事者の日々の試行錯誤の価値と意義を「言語化」することにつながるなど、今後の認知症ケア研究の発展に寄与するものである考えられる。

参考文献

木田茂樹（2016）「認知症ケア従事者の働きがい—肯定的感情を伴う個人的体験に焦点を当てて—」社会論集 22

多様化した介護スタッフの課題

ー異文化アジリティの視点からー

村上逸人（同朋大学）

I 背景

厚労省「介護職員の推移の更新（令和5年分）について」¹⁾によれば、2023年度は前年度から212万6千人と2万8千人が減少している。2000年以後介護従事者数を伸ばしてきたがここへきて減少に転じている。介護現場の人材の確保は多くの施設の運営に暗雲を投げかけ、量的確保のため日本語や介護を学ぶ学校を設立する社会福祉法人は珍しくなくなっている。そうした施設では、外国出身者の力を導入した運営をしている。

II 目的

多様な人材を抱える施設において介護スタッフに関わる課題とそうしたスタッフの特に異文化の背景を持つ人々の多様な経歴と価値観による職務能力を發揮して本邦の介護にむけての課題を明らかにする。

III 方法

施設管理職とユニットリーダーとなった職員（以下職員）に対して面接調査を実施した。調査にあたっては理事長、施設長に依頼し、施設を通じて了承を得た後、対象者にも承諾を得た。職員には基本属性や、日本語やキャリアを尋ねた。研究の趣旨や目的、研究以外に使用しないことを説明した。本研究では個人情報を扱うため、同朋大学教員倫理綱領「4. 研究者としての倫理」の指針に基づき倫理的配慮を遵守し、関係者のプライバシーや人権保護に最大限の配慮をした。同朋大学倫理委員会から研究承認を受けた。（承認番号 2023-03-10）

IV 結果

施設管理者には、外国人職員の採用について理由や目的、外国人職員の採用実績、採用方針について聞き取った。内容は、日本語要件がN4、職務能力やインターンシップは課さないことやキャリア・パス（採用後の配属や教育・研修、職員の評価基準）は正職員の場合は規則通りで変わらないとのことであった。各施設ともに人材不足と地域の失業救済のため（経済不況の人員整理）であった。2008年頃から10名前後程度（年度による）。技能実習者は職務責任や人事考課を課さないなどであった。職員は当初海外で遊びながら働きたかったが、日本語学校で介護の仕事を紹介され、介護福祉学校に入学後施設で働き7年半を過ごし介護が楽しくなってきたと語った。

V 考察

厚労省の報告では57万人の介護職員が不足すると推計されている。各産業では賃金アップで人材不足解消をねらっている。介護報酬の増額が見込めないいま、施設運営に必要な人材として、多様な経歴と価値観による職務能力を發揮できる高度な人材が望まれる。2024年度介護福祉社養成校の入学者数6,546名のうち留学生は3,054名である²⁾。これだけ日本の介護に関心を持ち働きたいと考えている留学生がいる。各施設は休日に職員向けのイベントや買い物などの支援をし、生活者としての部分を支えている。一方で能力にマッチした業務指導体制を整え、日本人外国人を問わず能力開発を進めることが今後の重要な方向性だと考えられる。

V 引用・参考文献

1 厚労省介護職員数の推移の更新（令和5年分）について
[001362534.pdf](#)

介護福祉士養成のあり方検討委員会進捗状況報告

「新たな資格制度 専門介護福祉士の動向について」

介護福祉士養成のあり方検討委員会

委員長 小笠原 靖治

1

介護福祉士養成のあり方検討委員会設置の背景

<社会的側面>

- ・人生100年時代における介護福祉専門性の確立
- ・医療・介護・障害関係制度の変化による対応

<教育的側面>

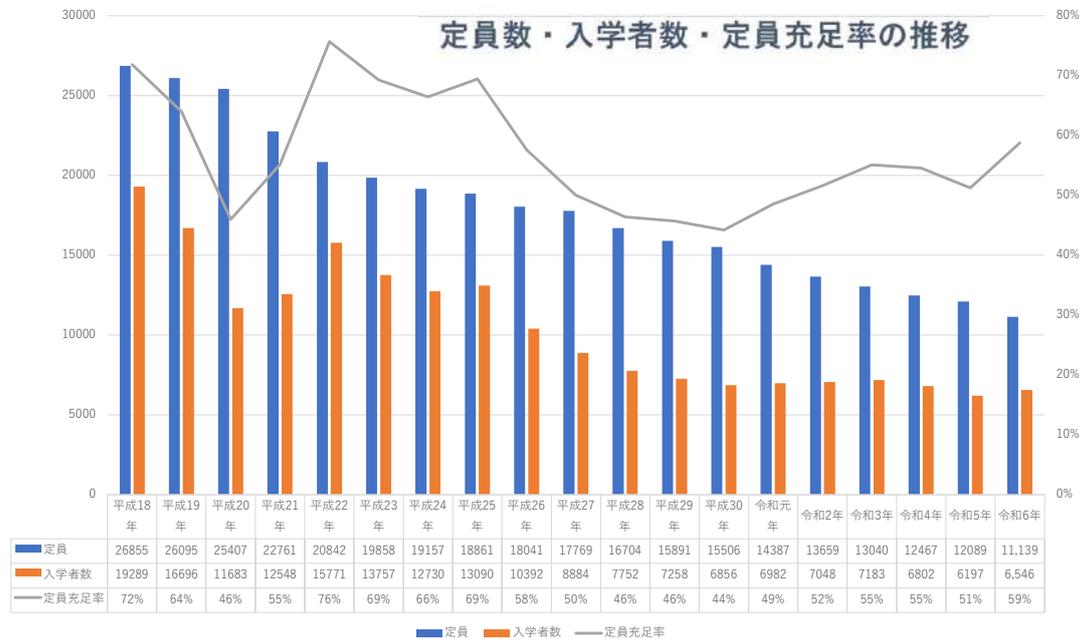
- ・高度化していく多職種との連携を促進していくために、介護福祉士の専門性をより明確化することが求められている。
- ・多様化する介護現場で、人権や人間の尊厳などの価値観を深化させるための総論を、基礎・基軸として深化させるカリキュラムが必要となっている。
- ・介護現場の多様化・高度化に対応する知識・技術が求められている。
- ・管理職としての介護運営能力を獲得させるための教育が求められている。
- ・生活の場としての地域支援のリーダーのなる人材の養成が求められている。
- ・介護福祉士取得カリキュラムの、福祉系高校ルート、実務者研修ルートとの差別化を図る必要がある。

<経営的側面>

- ・入学生の減少

2

介護福祉士養成施設の現状



3

日本人・留学生数の推移



4

平成18年度
日本人入学生 19,289名 → 令和6年度
日本人入学生 3,492名

82%減

留学生の割合 **47%**

2年課程経過措置終了後対象の令和8年入学生は留学生が激減して、
更に養成校数が大幅に減少すると思われる。

5

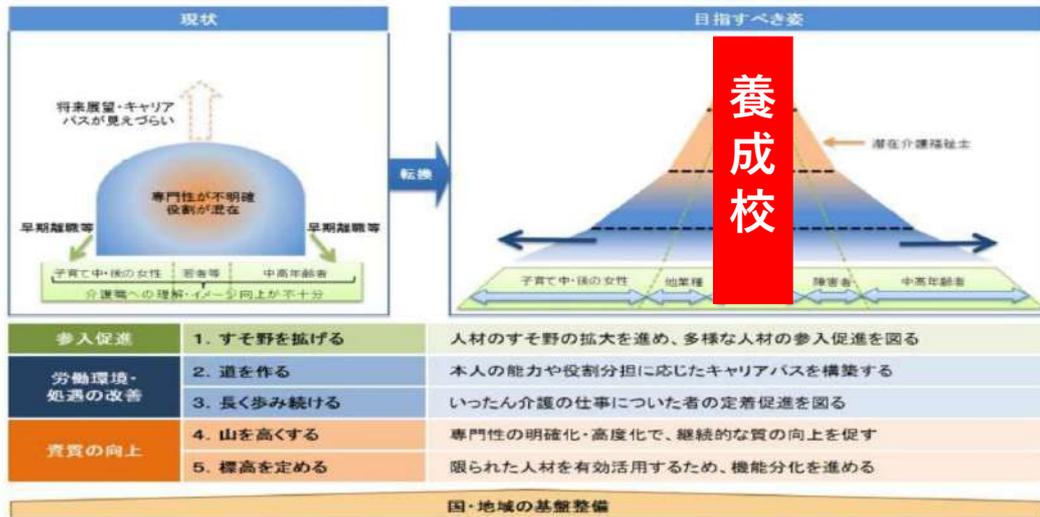
養成校に求められているものは何か？

人材確保 < 人材の質

6

図表 9. 介護人材の構造転換

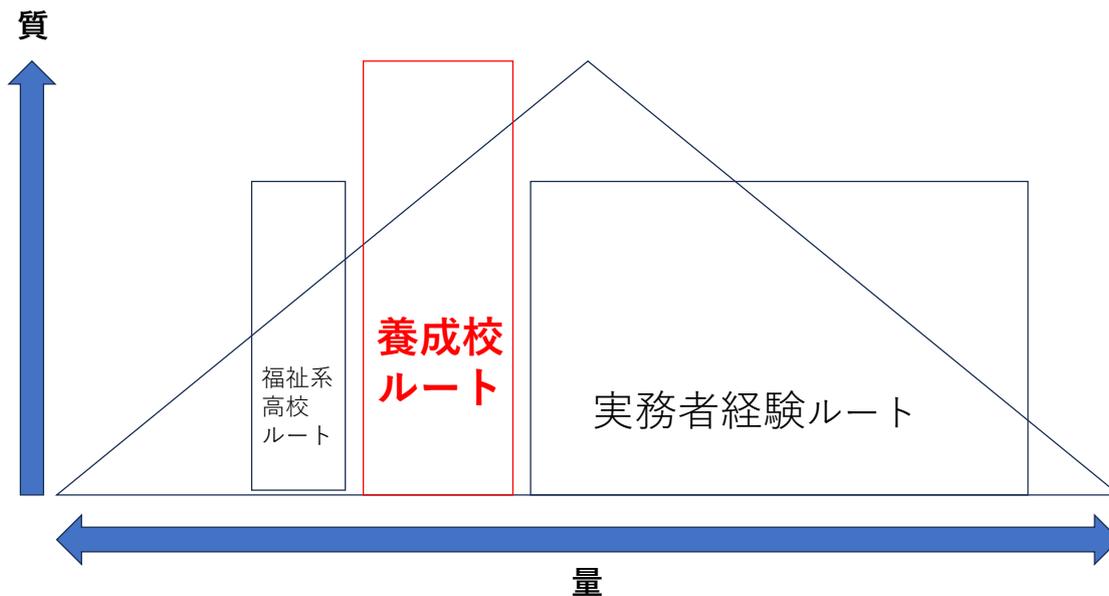
2025 年に向けた介護人材の構造転換（イメージ）



※ 「介護人材の確保について」（第4回社会保障審議会福祉部会、福祉人材確保専門委員会、平成27年2月23日）より。一部加筆

7

私たちのあるべき姿 = 質の担保



8

学校種別 令和4年度介護福祉士国家試験受験率及び合格率

【養成施設ルート】

	令和4年度 卒業生数	令和4年度 介護福祉士 国家試験受験者数	令和4年度 介護福祉士 国家試験合格者数	令和4年度 受験率	令和4年度 合格率
卒業生全体	6,729	6,376	5,223	94.8%	81.9%
留學生以外	4,512	4,267	4,142	94.6%	97.1%
留學生	2,217	2,108	1,085	95.1%	51.5%

養成校の存在意義
に関わる状況

質の違いを
何により示すのか

【福祉系高校ルート】

	令和4年度 卒業生数	令和4年度 介護福祉士 国家試験受験者数	令和4年度 介護福祉士 国家試験合格者数	令和4年度 受験率	令和4年度 合格率
卒業生	2,215	2,164	2,103	97.7%	97.2%

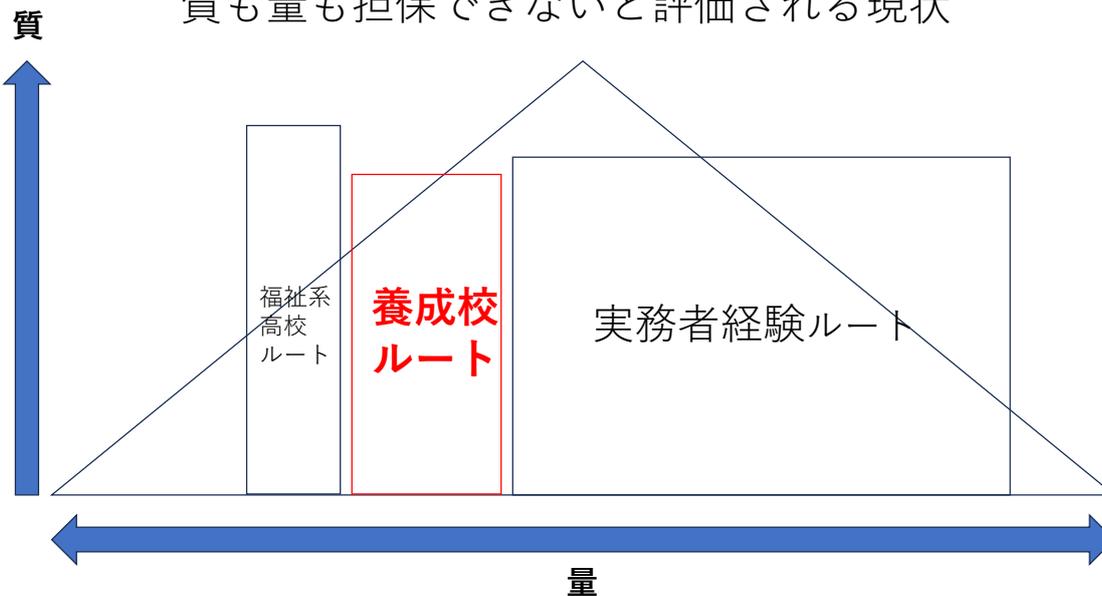
※社会福祉士及び介護福祉士法施行令第5条に基づく報告より計上している。

※試験受験後に卒業しなかった者は除く。

出典：厚生労働省 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000149346_00001.html
赤文字等加筆

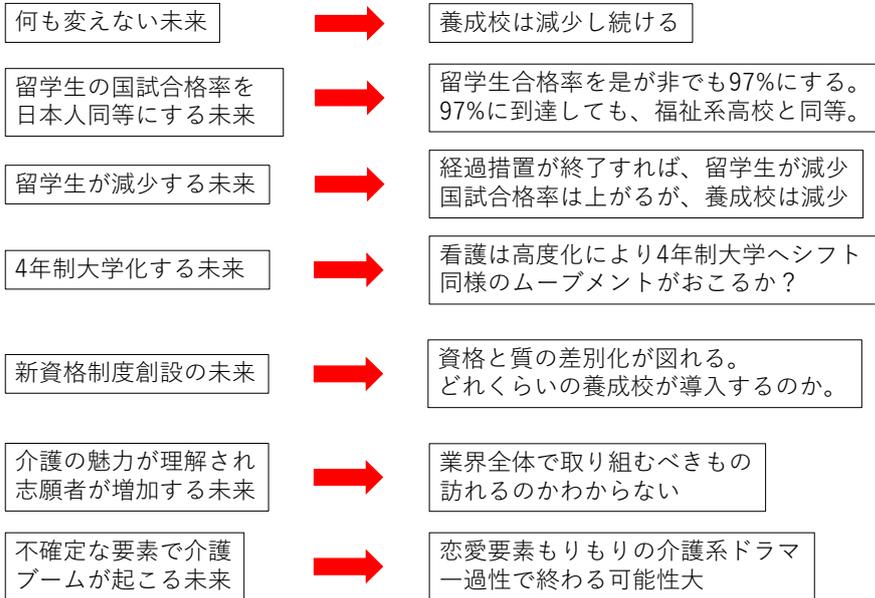
9

国試合格率から見る姿（令和4年度国試） 質も量も担保できないと評価される現状



10

介護福祉士養成校未来の選択



11

令和4年度 あり方検討 会委員

	氏名	当協会での役職等
顧問	澤田 豊	会長 (北海道福祉教育専門学校 理事長)
委員長	鈴木 利定	副会長 (群馬医療福祉大学短期大学部 理事長)
副委員長	下田 肇	副会長、総務・政策委員会委員長 (弘前医療福祉大学短期大学部 理事長)
副委員長	井之上 芳雄	副会長、外国人留学生支援委員会委員長 (和歌山 YMCA 国際福祉専門学校 理事)
委員	田中 厚一	理事 (信託大谷短期大学 学長)
委員	吉川 杉生	理事 (中部学院大学短期大学部 教授)
委員	秋山 昌江	理事 (聖カトリナ大学 教授)
委員	小笠原 晴治	理事 (福岡介護福祉専門学校 学校長)
委員	塚田 典子	理事 (日本大学 教授)
委員	小川 勝	理事 (全国老人保健施設協会 理事)
委員	幸島 洋	参与 (元社会福祉法人大阪障害者自立支援協会 理事)
委員	川井 太加子	桃山学院大学 教授
委員	小平 めぐみ	国際医療福祉大学大学院 准教授
委員	白井 幸久	教育力向上委員会副委員長 (群馬医療福祉大学短期大学部 教授)
委員	富田 伸朗	総務・政策委員会委員長 (元富山短期大学 学長)

12

令和5年度
あり方検討
会委員

役職	氏名	現職
顧問	澤田 豊	北海道福祉教育専門学校 理事長
委員長	小笠原 靖治	福岡介護福祉専門学校 学校長
委員	鈴木 利定	群馬医療福祉大学短期大学部 理事長
委員	下田 肇	弘前医療福祉大学短期大学部 理事長
委員	井之上 芳雄	和歌山YMCA 国際福祉専門学校 理事
委員	田中 厚一	帯広大谷短期大学 学長
委員	吉川 杉生	中部学院大学短期大学部 教授
委員	小林 達広	鳥取社会福祉専門学校 理事長
委員	野田 由佳里	聖隷クリストファー大学 教授
委員	塚田 典子	日本大学商学部 教授
委員	大山 知子	全国老人福祉施設協議会 会長
委員	野村 久夫	埼玉福祉保育医療製菓調理専門学校 顧問
委員	栗原 美幸	福井県医療福祉専門学校 学校長
委員	黒澤 貞夫	埼玉大学 名誉教授
委員	渡邊 忠	リリー文化学園 本部長
委員	幸島 淳	元社会福祉法人大阪障害者自立支援協会 理事

13

あり方検討会の経過

令和4年度

回数	日程	場所	議事内容
第1回	令和4年12月20日(火)	オンライン開催	(1) 今後の進め方について (2) アンケート(案)について
第2回	令和5年2月14日(火)	オンライン開催	(1) アンケートの結果について (2) 新たな資格のあり方について
第3回	令和5年3月15日(水)	オンライン開催	(1) 再アンケート調査(案)について
第4回	令和5年4月17日(月)	オンライン開催	(1) 再アンケート調査の結果について (2) 上位資格の設置について
第5回	令和5年5月12日(金)	オンライン開催	(1) 新たな資格のあり方について

令和5年度

回数	日程	場所	議事内容
第1回	令和5年9月26日(火)	オンライン開催	(1) 新たな資格のありかたについて
第2回	令和5年10月19日(木)	オンライン開催	(1) あり方検討 中間のまとめについて
第3回	令和6年3月29日(金)	オンライン開催	(1) 今後の介護福祉士養成のあり方検討委員会について

14

再アンケート調査の回答結果（一部抜粋）

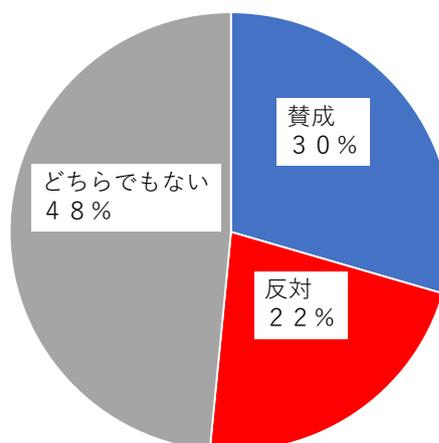
調査概要	
項目	内容
実施期間	令和5年3月20日～令和5年4月5日
実施対象	介護福祉士養成施設314課程の 理事長、学校長
依頼方法	・協会事務局から養成校宛てにメールにより依頼
調査主要項目	・上位資格設置の賛否 ・上位資格設置に賛成の理由 ・上位資格設置にあたっての課題 （について、複数項目選択（選択肢が無い場合は記述）
回答方法	アンケートフォーム
備考	回答期限以後に寄せられた回答も反映
有効回答数	132名（実施対象314名の42%） （※参考 前回アンケートは120名の回答、回答率は38.2%）

※詳細は別紙を参照ください。

15

再アンケート調査の回答結果（一部抜粋）

あなたは上位資格の設置に賛成ですか。



16

上位資格設置に賛成の理由（複数回答 質問項目順）

1. より高度な専門性が必要だから	32名
2. 魅力につながるから	25名
3. 実務ルートとの差別化が図れるから	19名
4. 福祉系高校ルートとの差別化が図れるから	13名
5. 実務経験者のキャリアアップになるから	13名
6. 専門性の価値が上がるから	30名
7. 処遇改善に効果があるから	15名
8. 業務独占化に値する資格となるから	13名
9. 介護事業所にとって加算対象となれば、資格の魅力が増す	15名

17

上位資格設置に反対の理由（複数回答）

1-1 介護現場からのニーズを感じないから	49名
1-2 他の同等レベルの資格取得を促すほうが先決	12名
1-3 今のタイミングではない	21名
2-1 現行の介護福祉士についての議論が優先	75名
2-2 現行の資格制度を業務独占すべき	33名
2-3 すでにある他の民間資格などの整理が優先	18名
2-4 すでにある他の民間資格などとのすみ分けの明確化が必要	24名
3-1 資格取得一元化が優先	34名
3-2 4年制大学でのメリットにしか感じない	17名
3-3 上位資格の中身の議論が十分でない	76名
4-1 認定介護福祉士の認知度が低い	71名
4-2 認定介護福祉士とのすみ分けの明確化が必要	69名
4-3 現行の認定介護福祉士の認知度や処遇効果などによりニーズがあるか疑問	54名
4-4 認定介護福祉士があるので、必要ない	10名
5-1 養成課程が長期になれば経済的負担で募集がさらに困難	45名
5-2 若者への魅力につながるか疑問	55名
5-3 養成課程が長期になれば医療系へ進学希望者が流れることが懸念	32名

18

介護福祉士養成のあり方検討委員会の目指すもの

(仮称) 専門介護福祉士の創設



業務独占資格を目指す

19

(仮称) 専門介護福祉士のカリキュラムについて

<総論（教育の基盤）>

新たな資格は、固有の専門性を明らかにするとともに、高度化していく介護現場や多職種との連携を、生活支援・自立支援の観点から促進していく人材を養成するものとする。

人権や人間の尊厳などの価値観をカリキュラムの基盤として深化させることで、変化し続ける介護現場や、進化していく最新の技術をただ受け入れるのではなく、生活支援の中の自立支援として促進させることができる専門職を養成する。

経営力、運営力、管理力を習得することで、生活の場としての介護現場や地域支援のリーダーのなる人材を養成する。

新しい介護福祉の価値を見出し、介護福祉の進展に寄与できる人材を育成する。

20

<各論（カリキュラムに必要な内容）>

- ① 人間の尊厳や人権尊重を基底にした介護福祉士固有の理念の明確化と具体的内容
- ② 自立支援・重度化防止の介護
- ③ LIFEに対応した科学的介護
- ④ 介護保険制度及び障害者総合支援法における介護
- ⑤ 感染症予防や自然災害に対応した介護
- ⑥ 地域共生社会におけるいて介護福祉を中心的に担い得る介護福祉士の役割に関する具体的内容
- ⑦ ICT、テクノロジーの活用と人間的介護
- ⑧ 介護予防、感染症予防などの実習内容の拡充
- ⑨ 医療的ケアとフレイル予防を含めた医療との連携、及び保健医療との連携に必要な内容
- ⑩ 障害者総合支援法に添った障害者の自立支援に必要な内容
- ⑪ アセスメント力やマネジメント力の向上
- ⑫ 高度な実践性を目指すための現場研修や、介護事業所等と連携したケース研究などの学術研究の具体的内容

21

(仮称) 専門介護福祉士と現行の介護福祉士養成課程の関係

- ・ 現行の介護福祉士養成課程とは別課程とする。
- ・ 介護福祉士資格取得者が上位資格を取得する場合のルートについて検討する。
例) 介護福祉士養成課程卒業後に、上位資格取得のための課程を修得する。
- ・ 介護福祉士として実務経験を有する者に上位資格取得受験資格を与える。

22

(仮称) 専門介護福祉士創設に向けた課題

- ・ 法改正が必要になる
- ・ 介護施設・事業所の人員配置基準体制加算の対象を目指す
- ・ 2年制養成校が移行する場合の環境整備
- ・ 4年生大学の社会福祉士とのダブルライセンスの課題
- ・ 介護現場からの(仮称)専門介護福祉士のニーズ
- ・ 専門介護福祉士と認定介護福祉士の関係性
- ・ 専門介護福祉士と介護福祉士の関係性
- ・ 入学生増に波及するのか

23

今後のスケジュール(予定)

時期	組織	内容
令和6年2月	理事会	あり方検討会報告 専門介護福祉士創設について協議
令和6年3月	あり方検討会	専門介護福祉士検討スキームについて協議
令和6年4月～		有識者委員への依頼等
令和7年4月～	専門部会	カリキュラム等骨子作成 行政との協議

24

第30回日本介護福祉教育学会 実行委員会 名簿

●大会長

下山 久之 (同朋大学) *愛知県

●実行委員

水谷 なおみ (日本福祉大学) *愛知県
尾崎 剛志 (静岡県立大学短期大学部) *静岡県
水野 尚美 (聖隷クリストファー大学) *静岡県
井上 理絵 (富山短期大学) *富山県
奥野 勝太 (富山短期大学) *富山県
新口 春美 (金城大学) *石川県
秋山 陽子 (金城大学) *石川県
中川 千代 (高田短期大学) *三重県
中村 未来 (四日市福祉専門学校) *三重県
森田 直子 (中部学院大学) *岐阜県
高野 晃伸 (中部学院大学短期大学部) *岐阜県
野田 由佳里 (聖隷クリストファー大学) *静岡県 事務局

●運営協力 (メイン会場)

村上 逸人 (同朋大学)
牛田 篤 (同朋大学)
伊藤 明代 (同朋大学)
篠崎 良勝 (聖隷クリストファー大学)
井川 淳史 (聖隷クリストファー大学)